

第3次 静岡市環境基本計画

2023 ▶ 2030

～人と自然が共生し、将来にわたり豊かな営みを続けられるまちの実現～



令和5年3月
静岡市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 第3次計画の概要	6
第2章 環境の現状と課題、第2次計画の総括	8
第1節 静岡市の概況	8
第2節 地球環境	12
第3節 循環環境	17
第4節 自然環境	20
第5節 生活環境	23
第6節 環境教育・パートナーシップ	27
第7節 第2次計画の実施状況及び総括	30
第8節 今後の環境政策の展開に向けて	37
第3章 目指す姿と取組方針	38
第1節 基本理念及び新たな課題を踏まえた視点	38
第2節 目指す姿	39
第3節 取組方針	40
第4章 目標達成に向けた施策	43
取組方針1 経済・社会・環境の三側面の好循環を生み出す地域脱炭素の基盤整備を進めます ..	44
取組方針2 循環型社会を目指した廃棄物政策を推進します	48
取組方針3 生物多様性への理解・浸透を図り、保全・再生を拡大します	50
取組方針4 住み良さを実感できる生活環境をつくります	54
取組方針5 環境教育を通じて、環境活動の輪を広げます	58
第5章 重点プロジェクト	60
プロジェクト1 脱炭素先行地域整備促進プロジェクト	61
プロジェクト2 ごみを減らそう！静岡版「もったいない運動」プロジェクト ..	62
プロジェクト3 市民参加型南アルプス保全活用プロジェクト	63
プロジェクト4 身近な緑地での環境教育推進プロジェクト	64
プロジェクト5 駿河湾の保全活用プロジェクト	65
第6章 環境配慮の方向性	66
第1節 適切な環境配慮	66
第2節 さらなる環境配慮の推進	72
第7章 計画の推進方策	75
第1節 推進体制	75
第2節 進行管理	77
資料編	78

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

1-1 持続可能な社会の実現に向けて

●良好な環境の保全と将来への継承に向けて

私たちの静岡市は、静岡県内の政治、経済、文化及び情報の中枢都市として機能するとともに、3,000m級の峰々が連なる南アルプスから三保松原の白砂青松に象徴される駿河湾に至る広大な市域を有しています。先人たちが守り育て、緑豊かに茂った森林からは、全国に誇れる清澄な水が流れ、まちなかに潤いや憩いを提供し、その恵みを背景に長い歴史が培われてきました。そして、これらの豊かな環境は、今なお市民生活の源泉として、賑わいあるまちの基礎となり、誇るべき財産となっています。

私たちは、豊かな環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいく責務があり、環境への配慮を基本としたまちづくりを進めていかなければなりません。

本市では、これらの認識のもと、このまちに集う人の協働により、本市の豊かな環境を守り、維持または回復するのみならず、より良い環境を創り出すことを含めた環境の保全を進め、ひいてはすべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を創造するため、「静岡市環境基本条例」を2004（平成16）年に制定しました。そして、「静岡市環境基本計画」を策定し、本市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

●持続可能な社会の実現に向けて ～世界の目標に地方から取り組む～

人間活動が環境に大きな負荷をかけた結果、近年、地球規模の環境問題が私たちの生活に様々な影響を及ぼしています。例えば、地球温暖化による気候変動は、頻発する気象災害や農作物の品質低下、熱中症の増加などとして顕在化し、環境問題に留まらず、社会や経済にとっても大きなリスクとして認識されています。令和4年に襲来した台風第15号は、甚大な被害をもたらし、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

そのため、気候変動への適応策とともに、2050（令和32）年までに温室効果ガス排出量実質ゼロのカーボンニュートラルを目指す動きが、国内外に広がっています。

このほかにも、海洋プラスチックごみ、外来種などによる生物多様性への影響といった問題もあります。

これらの環境問題は独立して存在するのではなく、相互に深く関連するものであり、また、グローバルな課題でありながら、私たちの生活とも密接に関係するローカルな課題でもあります。

私たちの世代のニーズを満たしつつ、将来の世代が豊かに生きていける社会を実現するためには、経済・社会・環境がともに向上する「持続可能な社会」への変革が不可欠であり、「静岡市環境基本条例」が目指す理念の実現が、今まさに求められています。

そこで、持続可能な社会の実現という世界の目標の達成に向けて本市から取組を推進していくため、「第3次静岡市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。



1-2 環境分野に関する国内外の動向

近年、SDGs（持続可能な開発目標）の採択、地域循環共生圏の提唱、パリ協定の発効、新型コロナウイルス感染症による経済停滞からの復興に向けたグリーンリカバリーの訴求など、環境問題の解決に向けた機運、さらには、環境活動を通しての経済面・社会面の課題解決を求める動きが強まっています。

●SDGs

SDGsは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年までの国際目標です。経済・社会・環境を統合した取組により、持続可能な社会の実現を目指すとしています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むべき目標にもなっており、日本国内でも政府や地方公共団体、事業者、民間団体、国民など幅広い主体による取組が広がっています。



【図1】SDGsの17のゴール（目標）

静岡市の動向

→ 本市は、地域課題の解決を図ると同時に世界における存在感を高めるため、SDGsに積極的に取り組み、2018（平成30）年には「SDGs未来都市」及び国連からアジア初の「SDGsハブ都市」に選ばれました。「第4次静岡市総合計画」では、SDGsの理念を本市の各施策に取り込み、SDGsの推進に寄与することで、国際社会への責任を果たしていくこととしています。

●地域循環共生圏

「地域循環共生圏」とは、地域の自然や資金・人材などの資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力を最大限に発揮しようとする考え方です。国の「第五次環境基本計画」（2018（平成30）年）で提唱され、経済・社会・環境の統合的な向上を図りながら持続可能な社会を目指すこととされました。

静岡市の動向

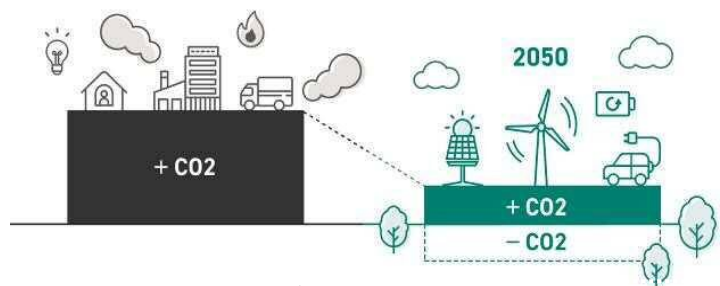
→ 本市では、奥静岡エリアの「オクシズ」や、本市域の前浜を指す「しずまえ」のPRなど、地域循環共生圏の考え方に通じる取組もみられます。豊かな地域資源を最大限に活用し、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の活力を高めていくことを目指しています。

●地球温暖化・気候変動

2020（令和2）年度以降における気候変動対策の国際的枠組みを決める「パリ協定」が2016（平成28）年11月4日に発効しました。

日本では、パリ協定を受け「地球温暖化対策推進法」が2021（令和3）年3月に改正され、2050（令和32）年までのカーボンニュートラルの実現が同法の基本理念に明記されました。

また、進行する地球温暖化に対応するため、「気候変動適応法」が2018（平成30）年12月に公布され、同法に基づく「気候変動適応計画」が同年11月に、改訂版が2021（令和3）年10月に閣議決定されました。



【図2】カーボンニュートラルの考え方

【資料：環境省・脱炭素ポータル】

静岡市の動向

→ 本市は、2020（令和2）年12月に2050年カーボンニュートラルに向けて取り組んでいくことを表明しました。
→ 2022（令和4）年4月には、環境省の「脱炭素先行地域」に選定されました。脱炭素先行地域で蓄積したノウハウを市内全域に拡大し、カーボンニュートラルを実現していくことを目指しています。

●GX（グリーン・トランスフォーメーション）

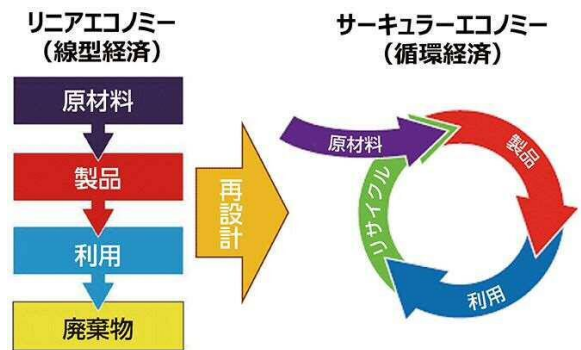
GX（グリーン・トランスフォーメーション）とは、化石燃料ではなくクリーンエネルギーを主軸とする産業構造、社会システムへと変革を図る取組のことです。国では、GX を実行するために必要な施策を検討するため、2022（令和4）年7月にGX 実行会議を官邸に設置し、成長志向型カーボンプライシング構想や、規制・支援一体型投資促進策などを議論しています。

静岡市の動向 → 本市では、「第4次静岡市総合計画」において、GX を横断的視点のひとつと定め、クリーンエネルギーを中心とした経済社会システムへの変革を目指すこととしています。

●循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源投入量・消費量を抑えつつ、既存の資源を有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」という考え方が注目されています。

また、資源循環の実現に資するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づくレジ袋の有料化、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行などの施策が推進されています。



【図3】循環経済への移行イメージ
【資料：「A Circular Economy in the Netherland by 2050」（2016）より環境省作成】

静岡市の動向 → 本市では、食品ロス問題への対策として、シズオカたばきり協力店制度の実施など、廃棄物分野における循環型社会の実現を推進しています。

●生物多様性

国は2021（令和3）年のG7 サミットで、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30 目標」に取り組むことを約束し、国内の目標達成に向けて、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective Area-based Conservation Measures）の推進などを行うため、「自然共生サイト（仮称）」の正式認定を開始する予定です。また、2022（令和4）年の生物多様性条約締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」を踏まえ、次期生物多様性国家戦略の策定を行う予定です。

静岡市の動向 → 本市では、2021（令和3）年3月に「第2次静岡市生物多様性地域戦略」を策定しました。
→ 2022（令和4）年度に実施された自然共生サイト（仮称）認定実証事業に麻機遊水地を候補地として協力表明し、30by30 の実現に向けた取組を推進しています。

●ESD・環境教育

ESD（持続可能な開発のための教育）とは、持続可能な社会づくりの担い手を育むため、国際理解・環境・人権・平和など、現代社会における地球規模の諸課題を自らに関わる問題として主体的に捉え、その解決に向け自分で考え、行動する力を身につけるとともに、新たな価値観や行動などの変容をもたらすための教育のことです。2019（令和元）年12月、国連総会で「ESD for 2030」が採択され、ESD がSDGs のすべてのゴールの実現への鍵であることが再確認されました。

静岡市の動向 → 本市は、SDGs や学習指導要領の改訂を踏まえた「静岡市環境教育行動計画」を2021（令和3）年3月に策定しました。家庭・地域、学校、市民活動団体、企業、行政などがそれぞれの役割を認識し、連携・協働による環境教育を継続的に進めていくこととしています。

●新型コロナウイルス感染症とグリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染症は、社会や経済に大きな影響を与える一方で、テレワークやオンライン会議など、移動による環境負荷の低減に向けた可能性も示しました。さらに、コロナ禍からの経済回復とともに持続可能な社会を実現する「グリーンリカバリー」という考え方も世界の潮流となっています。

静岡市の動向 → 本市でも、新たな環境産業の構築を目指す「グリーン産業創出支援事業」など、グリーンリカバリーの推進を支援しています。

●ESG 投資

国内外の多くの企業が SDGs で示された社会課題などをビジネスチャンスと捉え、経営戦略に取り込んでいます。

パリ協定を受けて企業が削減目標を設定する「SBT(企業版2℃目標)」や、必要なエネルギーを100%再生可能エネルギーで賄う「RE100」などの国際イニシアティブへの参加が広がりをみせています。

これらの背景にあるのは、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」など、財務諸表には現れない環境・社会・ガバナンスの情報を投資判断に活かす「ESG投資」の拡大であり、企業の投資価値を計る新たな評価基準として浸透しつつあります。



【図4】RE100のロゴマーク



【図5】TCFDのロゴマーク

静岡市の動向 → 本市では、金融機関と連携して「静岡市SDGs宣言」の宣言企業・団体に融資を行うなど、ESG投資への支援を実施しています。

●人口減少

日本の総人口は現在、約1.2億人であり、2009(平成21)年をピークに減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2050(令和32)年には1億人を下回ると予測されています。少子高齢化の傾向も顕著であり、2021(令和3)年の高齢化率は29.1%で世界第1位です。

このような急速な人口減少や高齢化の進展は、良好な環境を維持・創出していた担い手の減少につながることも懸念されます。

静岡市の動向 → 本市の人口は、1990(平成2)年から減少し、2020(令和2)年には70万人を下回りました。今後もさらなる人口減少・少子高齢化は避けられず、人の手を加えて維持管理されてきた自然に対し、関与する人や機会が少なくなることが懸念されています。このため、環境活動につながる講座の開催など、次世代の担い手育成に注力しています。

●デジタル技術の進展

IoT、AI、次世代通信といったデジタル技術の進展が加速しています。デジタル技術の進展は、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスを低コストで提供し、また、交通やエネルギーの効率的な運用を可能にするなど、生活の利便性向上や持続可能な社会への変革に向けた強力なツールにもなりえます。国は2021(令和3)年9月にデジタル庁を発足させるなど、早急な対策を進めています。

静岡市の動向 → 本市では、「静岡市デジタル化推進プラン」を2022(令和4)年2月に策定しました。国と歩調を合わせ、行政のデジタル化の取組を一体的に進めるとともに、デジタル技術を活用したエネルギーの最適化などに取り組むことを掲げています。

【表1】第2次静岡市環境基本計画策定後（2015（平成27）年度以降）の主な動き

年度	国内外の動向（ <i>世界</i> 、 <i>日本</i> ）	静岡市の動き
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及び「SDGs（持続可能な開発目標）」の採択</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）前期実行計画」の策定 「第2次静岡市地球温暖化対策実行計画」の策定 「静岡市環境影響評価条例」の策定
2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>「パリ協定」の発効</u> 	
2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> 「水素基本戦略」の策定 「<u>「TCFD提言」の公表</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「静岡市水素エネルギー利活用促進ビジョン」の策定 「静岡市エネルギー地産地消事業」開始
2018 (H30)	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領の改訂（2018（平成30）年度～2022（令和4）年度まで順次） 「第五次環境基本計画」の閣議決定 「第四次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定 「<u>IPCCが「1.5℃特別報告書」を発表</u> 「気候変動適応法」の公布 	<ul style="list-style-type: none"> 「SDGs未来都市」「SDGsハブ都市」に選定 「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）中期実行計画」の策定 「静岡市一般廃棄物処理基本計画」の改定
2019 (H31/R1)	<ul style="list-style-type: none"> 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布 「プラスチック資源循環戦略」の策定 「<u>「ESD for 2030」の採択</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「静岡市SDGs実施指針」の策定 「静岡市気候変動適応策アクションプラン」の策定
2020 (R2)	<ul style="list-style-type: none"> 2050年温室効果ガス排出実質ゼロの宣言 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づくレジ袋の有料化 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次静岡市生物多様性地域戦略」の策定 「静岡市環境教育行動計画」の策定 2050年温室効果ガス排出実質ゼロの宣言
2021 (R3)	<ul style="list-style-type: none"> 「第2期ESD国内実施計画」の策定 「地球温暖化対策計画」「地域脱炭素ロードマップ」「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」「気候変動適応計画」「第6次エネルギー基本計画」の閣議決定 「<u>IPCCが「第6次特別報告書」の各部会報告書を順次発表</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 「静岡市SDGs実施指針」の改定及び「静岡市SDGs実施指針の運用基準」の策定
2022 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律」の施行 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行 「30by30ロードマップ」の公表 「<u>「ポスト2020生物多様性枠組」の採択</u> 「次期生物多様性国家戦略」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「脱炭素先行地域」に選定 「第4次静岡市総合計画」の策定 「第3次静岡市環境基本計画」の策定 「第3次静岡市地球温暖化対策実行計画」の策定 「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）後期実行計画」の策定 「静岡市一般廃棄物処理基本計画」の改定

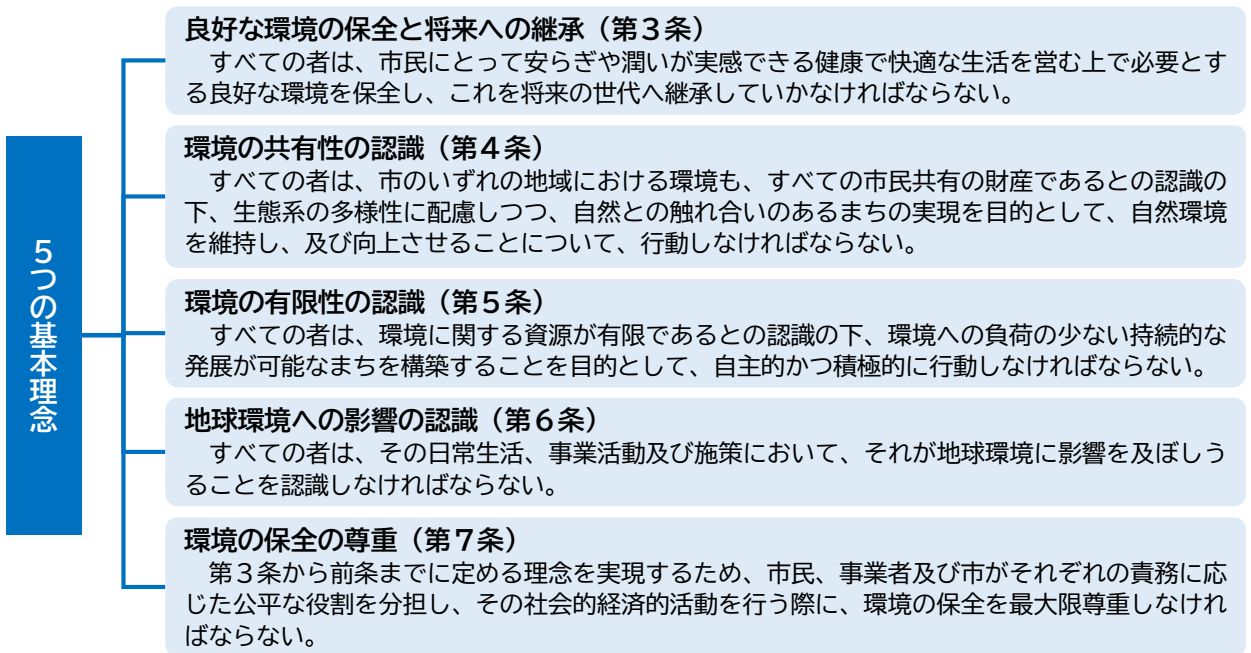
第2節 第3次計画の概要

2-1 これまでの経緯

本市はこれまで、「静岡市環境基本条例」(2004(平成16)年)(以下「条例」という。)に基づき、「第1次静岡市環境基本計画」(2006(平成18)年)、「第2次静岡市環境基本計画」(2015(平成27)年)(以下「第2次計画」という。)を策定し、条例に定める5つの基本理念の実現に向け、本市の自然や社会条件に応じた環境の保全に関する施策を実施してきました。



【図6】
第1次計画(左)と第2次計画(右)

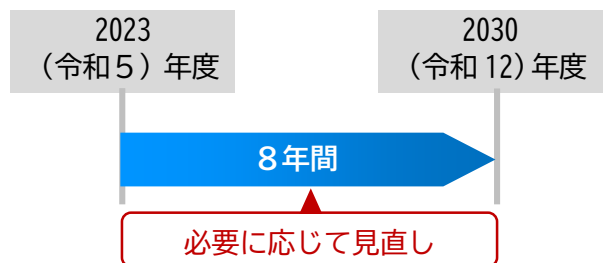


【図7】静岡市環境基本条例が定める基本理念

2-2 計画の期間

本計画は、「第4次静岡市総合計画」との整合を図り、2023(令和5)年度を初年度とし、2030(令和12)年度までの8年間とします。

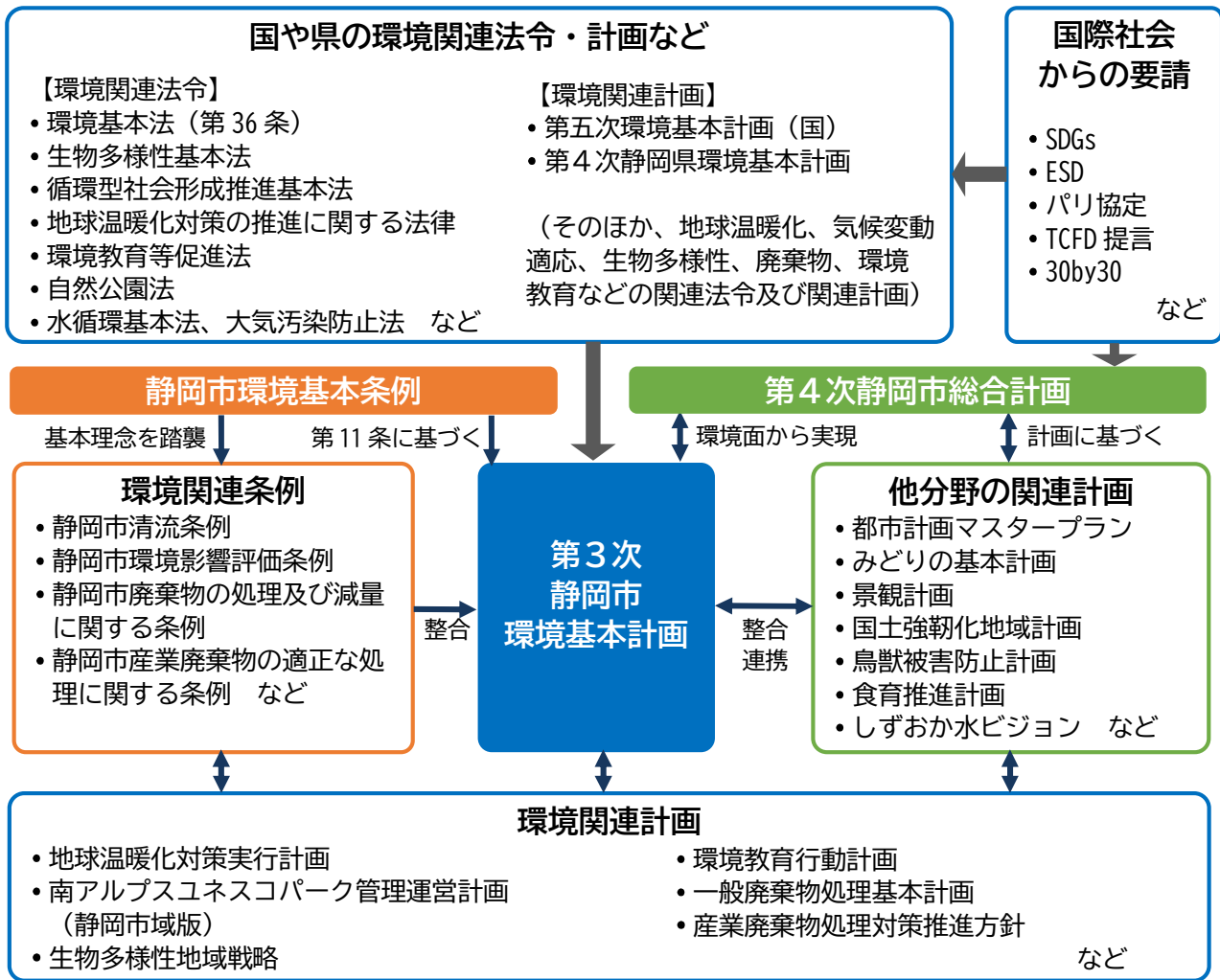
ただし、環境問題や社会的状況に大きな変化が生じた場合は、適宜計画の見直しを行い、これらに適切に対応することとします。



【図8】計画の期間

2-3 計画の役割と位置づけ

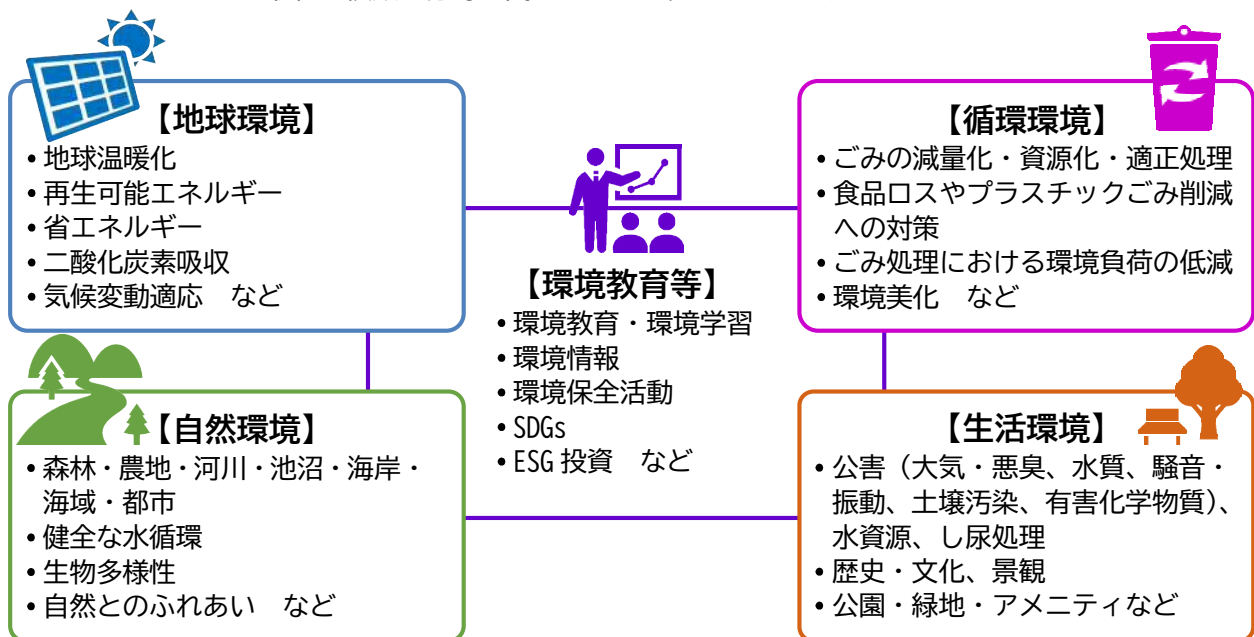
本計画は、条例第11条に基づいて策定するもので、市民・事業者・市(行政)それぞれが担うべき役割を明らかにし、様々な主体が連携・協働しながら積極的な取組を推進することを目的としています。また、「第4次静岡市総合計画」が掲げるまちづくりの目標『世界に輝く静岡』の実現のために、環境面における施策を推進する役割を担っています。



【図9】計画の位置づけ

2-4 計画の対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境分野は、以下のとおりとします。ただし、環境問題は各項目が相互に関わりあっていることから、一つの取組が複数の分野に関わるものも多くあります。



【図10】計画の対象分野のキーワード

第2章 環境の現状と課題、第2次計画の総括

第1節 静岡市の概況

1-1 位置・地勢

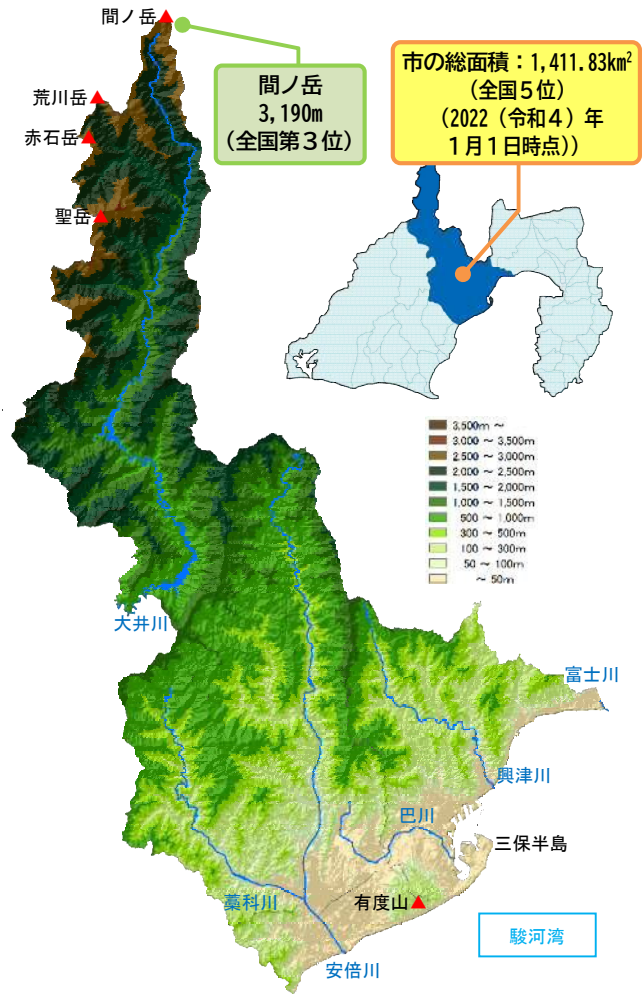
●日本列島のほぼ中央に位置しています

本市は日本列島のほぼ中央に位置しており、東は富士市、富士宮市、山梨県、西は焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、長野県に接しています。また、周囲を駿河湾と南アルプスに連なる山々に囲まれており、市街地周辺にも有度山をはじめとした豊かな自然環境があります。首都圏と中京圏とのほぼ中間に位置する東西交流の要衝であり、国際拠点港湾清水港や中部横断自動車道、さらには静岡空港と相まっての、物資や文化の交流拠点となっています。

●高低差5,500mもある珍しい地域です

本市の市域は、標高3,000m級の山々が連なる南アルプスから、最大深度が約2,500mの駿河湾まで5,500mという高低差があり、世界的にも珍しい地域となっています。森林が市域の約76%を占めているほか、安倍川、藁科川、興津川、巴川などの河川があり、駿河湾に注いでいます。

駿河湾に突き出た三保半島は安倍川の土砂で形成された砂嘴（さし）、市街地の中央に位置する丘陵地の有度山は、海底隆起により形成された山地です。



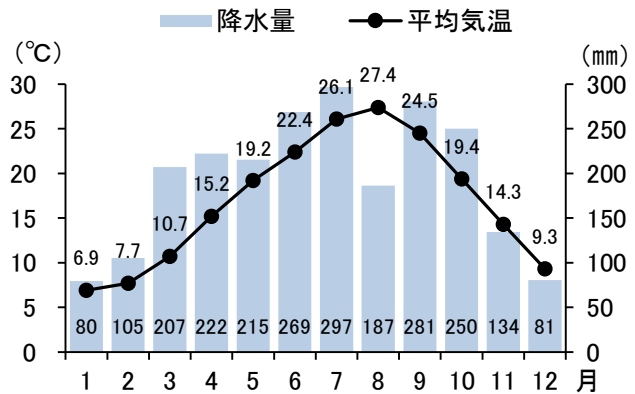
【図11】本市の位置・地勢

1-2 気象

●温暖な気候で日照時間の長い地域です

静岡地方気象台の年平均気温の平年値は16.9℃であり、全国的にも温暖な地域となっています。月平均気温は8月が最も高く、1月が最も低くなっています。年降水量は2,327mmで、特に梅雨期の6～7月、台風期の9～10月に多くなっています。なお、井川など標高の高い地域では、冬期に積雪もみられるなど、地域によって気候に違いがみられます。

平野部の日照時間は年間2,150時間を超えており、全国的にみても日照時間の長い地域です。



【図12】静岡地方気象台の気温及び降水量の季節変化

(平年値：1991(平成3)～2020(令和2)年の平均値)
【資料：気象庁】

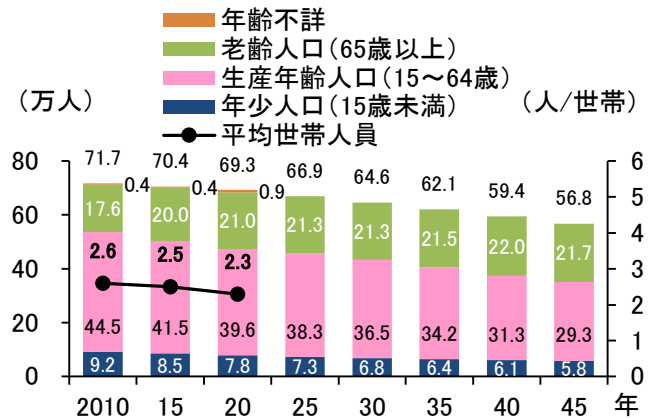
1-3 人口

●人口減少と少子高齢化が進んでいます

「国勢調査」の結果をみると、本市の人口は減少傾向にあり、2020（令和2）年は69.3万人でした。

「日本の地域別将来人口推計」によると、2045（令和27）年度には56.8万人まで人口が減少することが予測されています。

少子高齢化も進行しており、2020（令和2）年に30.3%であった高齢化率（65歳以上の高齢人口の割合）は、2045（令和27）年度には38.2%にまで高まると予測されています。

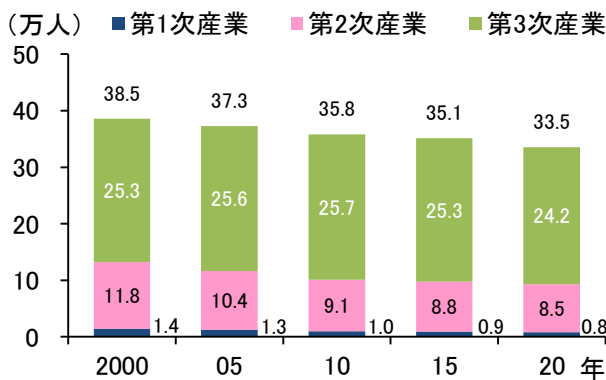


【図13】人口・平均世帯人員の推移
【資料：国勢調査、日本の地域別将来人口推計】

1-4 産業

●第1次・第2次産業の就業人口が減少しています

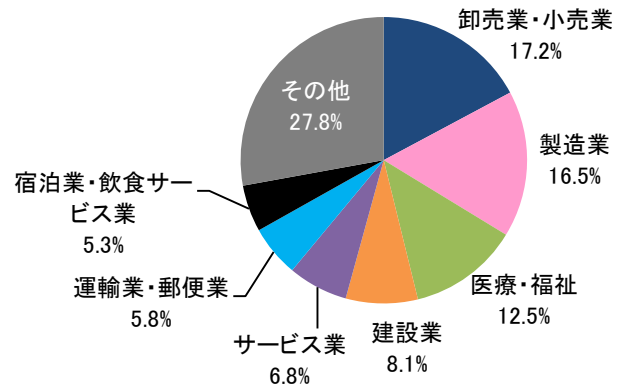
2020（令和2）年の就業人口は、第3次産業が約7割を占めています。経年変化をみると、第3次産業はほぼ横ばいですが、第1次産業と第2次産業は減少しています。また、産業別就業人口の内訳では、卸売・小売業（17.2%）が最も多く、製造業（16.5%）、医療・福祉（12.5%）が多くなっています。



【図14】産業別就業人口の推移

※第3次産業には「分類不能の産業」の数字を含めて掲載した。

【資料：国勢調査】



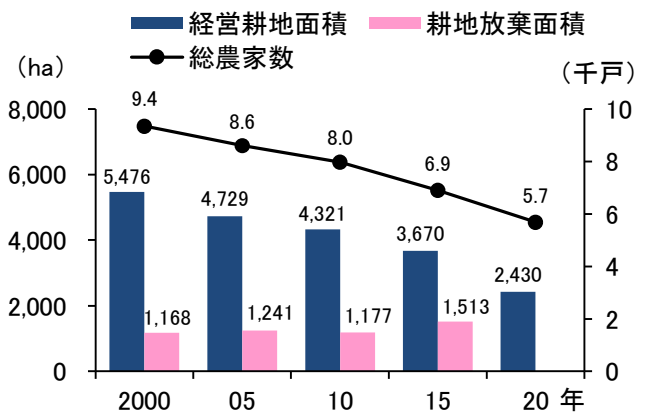
【図15】産業別就業人口の内訳
(2020 (令和2)年)

【資料：国勢調査】

●耕作放棄地が増加しています

農業は市街地周辺や中山間地、林業は中山間地、漁業は由比漁港、用宗漁港、清水港などを拠点として営まれています。本市を代表する農水産物としては、茶、みかん、いちご、わさび、サクラエビ、シラスなどがあります。

近年、総農家数と経営耕地面積が減少すると同時に、耕作放棄地面積も増加傾向にあり、大きな課題となっています。



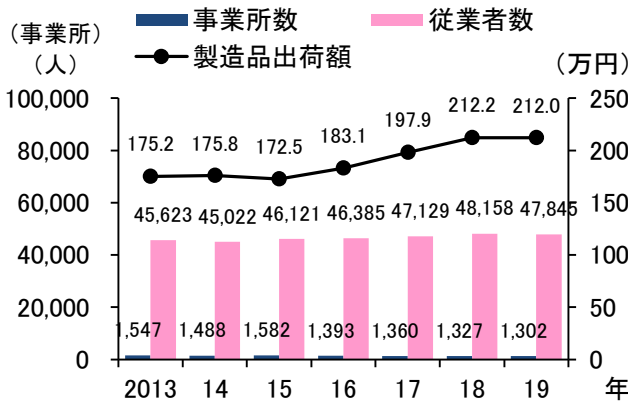
【図16】農業関連指標の推移

※2020（令和2）年の耕作放棄地面積は調査対象外のためデータなし。
【資料：農林業センサス】

●工業や商業の各指標は概ね増加傾向にあります

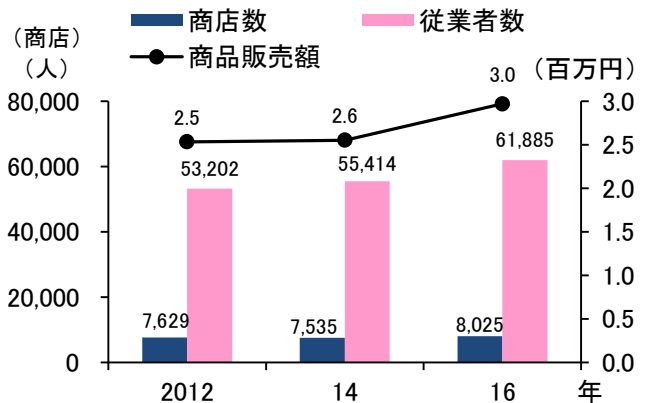
工業は、電気機械器具の出荷額が多く、また豊かな海の恵みを背景とした食料品製造や、徳川家康公が全国から職人を集めたことに始まる木製家具や雛具、プラモデルなどの生産も、今なお盛んに行われています。従業者4人以上の事業所は減少傾向にありますが、従業者数や製造品出荷額は概ね増加傾向にあります。

商業は、小売業、サービス業に加え、静岡県の拠点都市として、特に卸売業も厚く集積しています。また、中心市街地に多くの商業施設が立地していますが、近年では大型商業施設の郊外出店もみられます。商店数、従業者数、商品販売額は概ね増加傾向にあります。



【図17】工業関連指標の推移

【資料：工業統計調査】

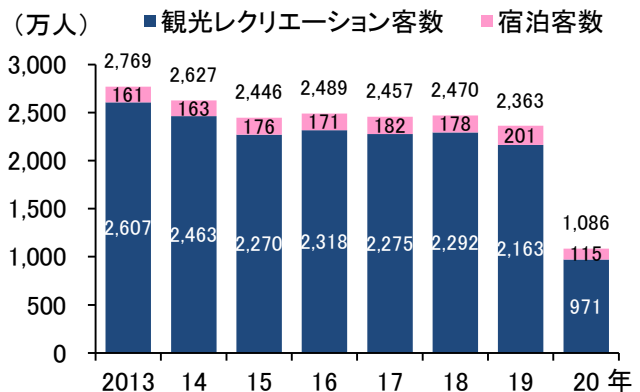


【図18】商業関連指標の推移

【資料：静岡市統計書】

●新型コロナウイルスの影響で観光交流客数は大きく減少しています

観光交流客数は、2019(令和元)年度までは2,000万人を超えていましたが、新型コロナウイルスによる影響で、2020(令和2)年度は1,086万人と今までの半分以下に減少しました。なお、観光交流客数は、本市が県内第1位となっています。



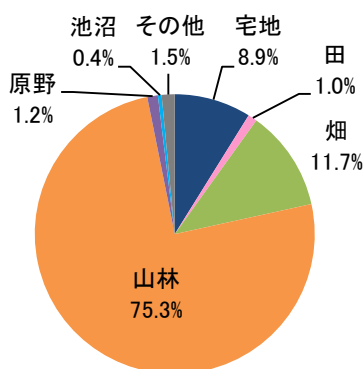
【図19】観光交流客数の推移

【資料：静岡県観光交流の動向】

1-5 土地利用

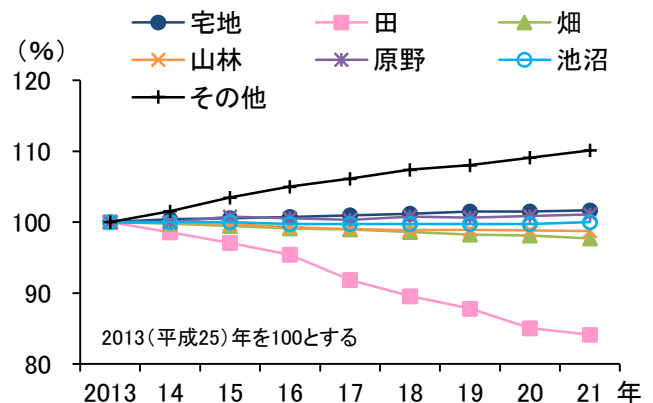
●山林が全体の約7割以上を占め、田が大きく減少しています

2021(令和3)年の土地利用の状況は、山林(75.3%)が約7割以上を占め、次いで畑(11.7%)、宅地(8.9%)の順となっています。また、2013(平成25)年を100とした場合、特に、田の減少率は84.1%と大きくなっています。



【図20】地目別地積の内訳 (2021(令和3)年)

【資料：固定資産税課】



【図21】地目別地積の推移

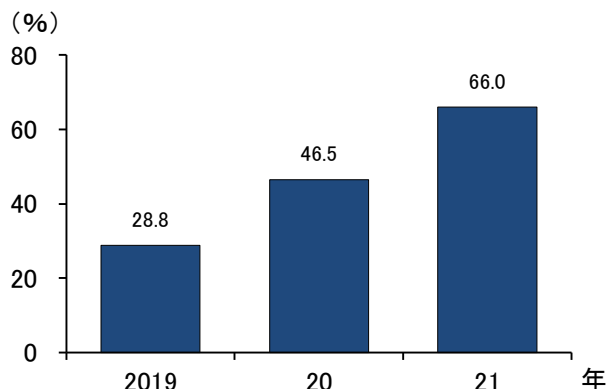
【資料：固定資産税課】

1-6 SDGs

●SDGs 市民認知度は年々増加しています

「SDGs 未来都市」「SDGs ハブ都市」に選定されている本市では、SDGs を「市政への組み込み」「パートナーシップ」「情報発信」の分類に整理して取組を進めています。

各種普及啓発の成果もあり、2021（令和3）年3月に実施したアンケートによると、SDGs 市民認知度が66.0%まで高まっています。

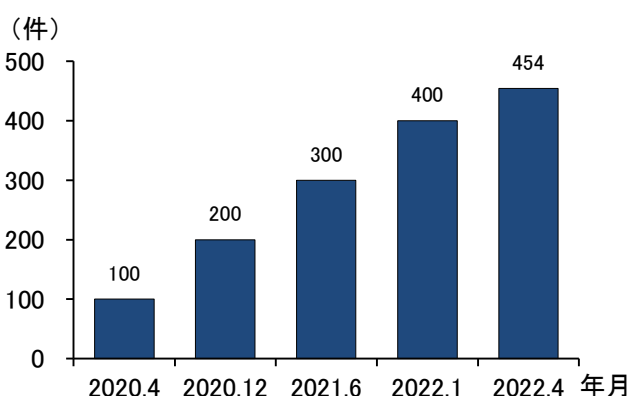


【図 22】SDGs 市民認知度の推移

【資料：2021（令和3）年度 SDGs 認知度調査】

●SDGs 宣言数は着実に増加しています

市内の事業所や団体などによる SDGs 活動を促進するため「静岡市 SDGs 宣言事業」を実施しています。宣言事業所・団体数は毎年着実に増加しており、2022（令和4）年4月現在、454件となっています。



【図 23】静岡市 SDGs 宣言事業所・団体数の推移

【資料：企画課】

●SDGs×ESG 投資に関する施策を推進しています

本市では、金融機関と連携して「静岡市 SDGs 宣言」の宣言企業・団体に融資を行うなど、ESG 投資に関する施策を推進しています。

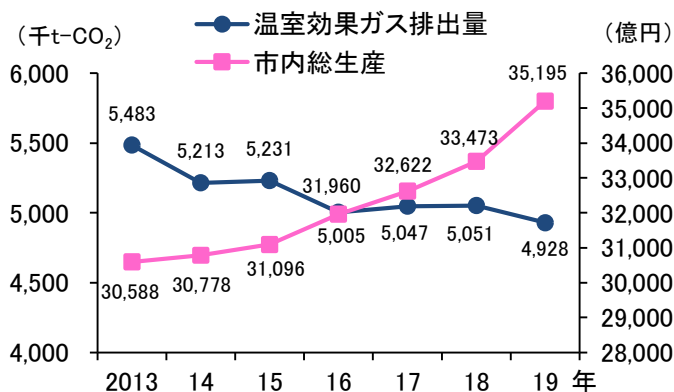
なお、株式会社静岡銀行（本社・静岡市）は、SDGs の達成に積極的な中小企業に融資する「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」に国内地銀に先駆けて取り組んでいることが評価され、2022（令和4）年3月の「第3回 ESG ファイナンス・アワード・ジャパン」（環境省主催）の間接金融部門で「環境大臣賞銀賞」を受賞しました。

1-7 市内総生産（GDP）

●市内総生産と温室効果ガス排出量は比例しない傾向が続いています

市内総生産（GDP）は2013（平成25）年度以降、年々増加しており、2019（令和元）年に過去最高の35,195億円となりました。

一方、温室効果ガス排出量は2013（平成25）年度以降、減少しており、経済活動と温室効果ガス排出量が比例しない（デカップリング：分離）傾向がみられます。なお、この傾向は国全体でもみられ、「環境と経済の好循環」の実現に向けた可能性に期待を抱かせるものとなっています。



【図 24】市域の温室効果ガス排出量と市内総生産の推移

【資料：しずおかけんの地域経済計算、静岡市環境創造課】

第2節 地球環境

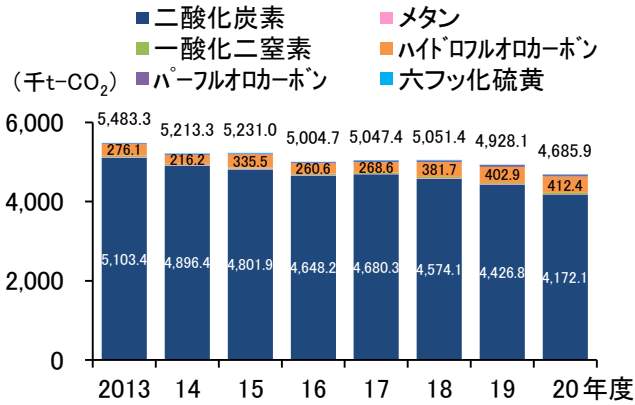


2-1 温室効果ガス排出量

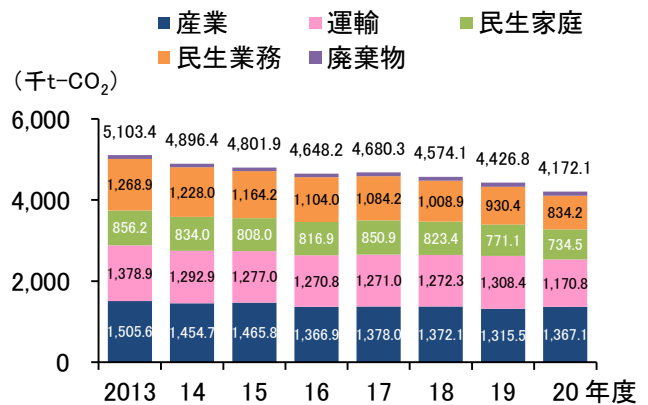
●市域からの温室効果ガス排出量は減少しています

本市域からの温室効果ガス排出量は、2020（令和2）年度が4,685.9千t-CO₂(※)で、基準年度（2013（平成25）年度）の排出量と比べると約14.6%減少しました。温室効果ガス排出量の約89.0%は二酸化炭素であり、基準年度と比べると約18.3%減少となっています。民生部門（家庭・業務）（-26.2%）、運輸部門（-15.1%）、産業部門（-9.2%）は減少していますが、廃棄物部門（+10.0%）が増加しています。

※ 温室効果ガスの温室効果寄与度に応じ、二酸化炭素に換算して計算しています。



【図25】本市域からの温室効果ガス排出量の推移
【資料：環境創造課】



【図26】本市域からの二酸化炭素排出量の推移
【資料：環境創造課】

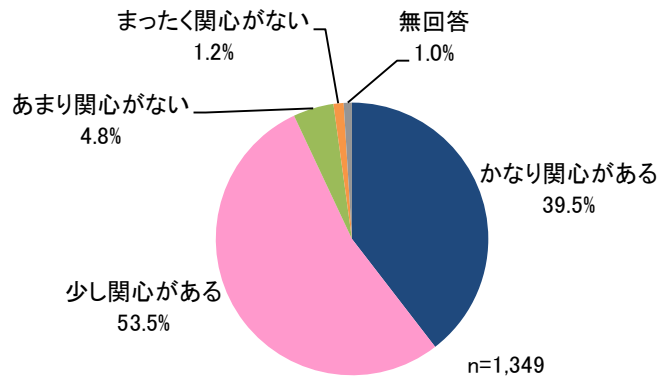
課題

→ 温室効果ガス排出量は減少傾向であるものの、本市の2050（令和32）年カーボンニュートラル達成に向けては、さらなる取組が必要です。

2-2 地球温暖化に関する市民意識

●9割以上の市民が地球温暖化問題に関心があります

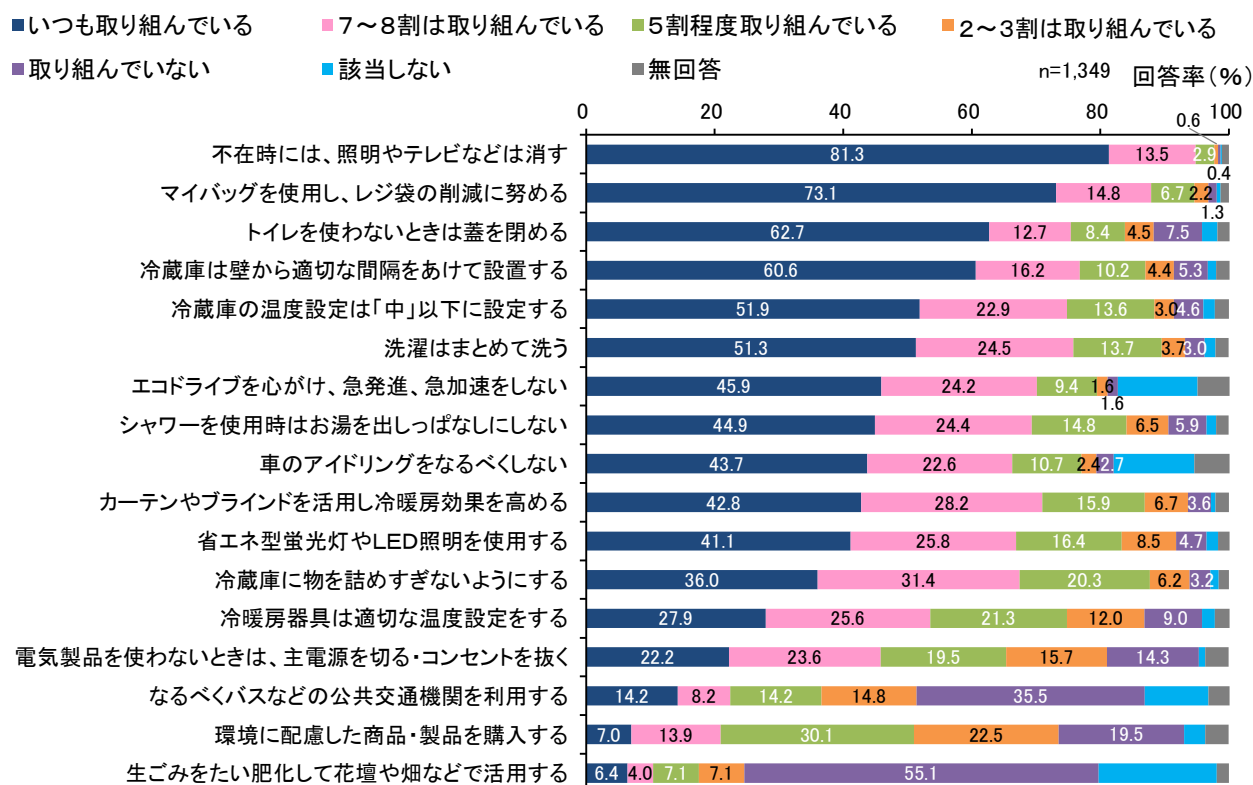
2021（令和3）年度に実施した市民意識調査の結果によると、地球温暖化の問題について関心がある（「かなり関心がある」「少し関心がある」の合計）と回答した市民が9割を超えています。



【図27】地球温暖化の問題への関心
【資料：2021（令和3）年度 静岡市環境基本計画 市民意識調査】

●照明やテレビの節電、マイバッグの持参などの実践率は高くなっています

市民の地球温暖化対策については、「不在時には、照明やテレビなどは消す」（81.3%）、「マイバッグを使用し、レジ袋の削減に努める」（73.1%）などの実践率が高い一方で、「環境に配慮した商品・製品を購入する」（7.0%）、「生ごみをたい肥化して花壇や畑などで活用する」（6.4%）などは低くなっています。

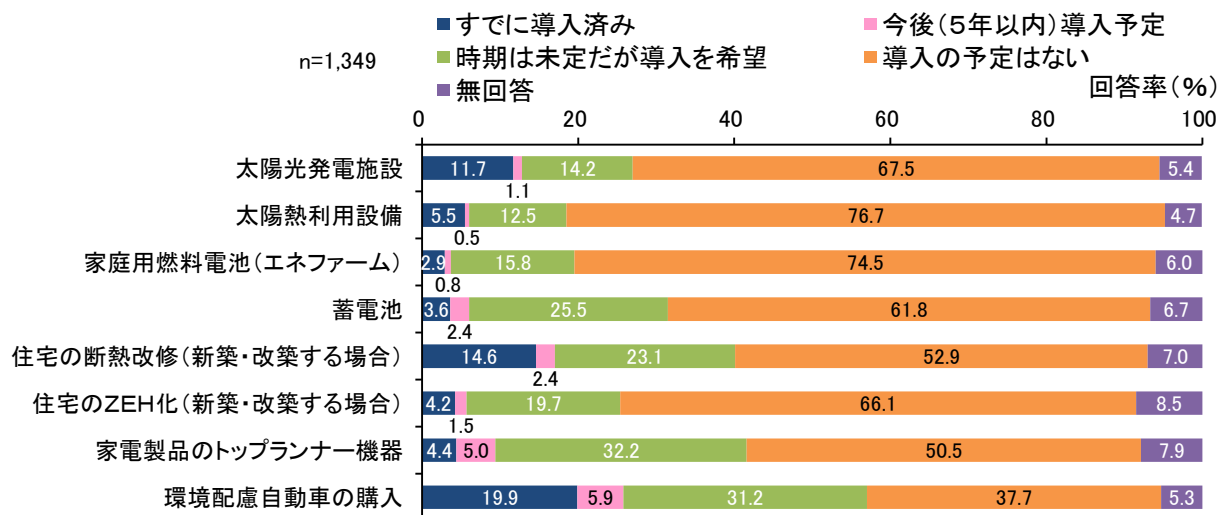


【図 28】 地球温暖化対策に関する市民の取組状況

注) グラフ中の「該当しない」「無回答」の%は数字を表示していない。【資料: 2021 (令和3) 年度 静岡市環境基本計画 市民意識調査】

●地球温暖化対策に関連する機器は、まだ普及の余地があります

地球温暖化対策に関連する機器について、「すでに導入済み」という回答が多かったのは、「環境配慮自動車(低燃費車・ハイブリッド車・電気自動車など)の購入」(19.9%)、「住宅の断熱改修」(14.6%)、「太陽光発電施設」(11.7%)などでしたが、全体的にはまだ普及の余地は大きいといえます。



【図 29】 地球温暖化対策に関連する機器などの導入状況

【資料: 2021 (令和3) 年度 静岡市環境基本計画 市民意識調査】

課題

- 市民の関心が高い地球温暖化対策を起点に、より市民の活動を引き出す仕組みが求められます。
- 現在実施していない取組や、今後導入予定または導入を希望している機器などの意向を踏まえて、今後の普及促進を図る必要があります。

2-3 エネルギー

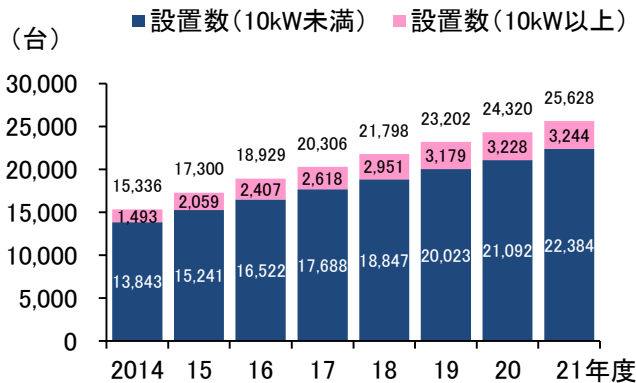
●再生可能エネルギーの導入割合は約 24%です

2021（令和3）年度の太陽光パネル設置数は 25,628 台であり、年々増加しています。また、電力消費量に占める再生可能エネルギー導入割合は横ばいで推移しており、2021（令和3）年度は 24.2%でした。

本市では、太陽光パネルの設置が必須ともいえる ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）取得支援を行っているほか、市民ファンドにより太陽光発電施設を整備した民間事業者に対して市有地を無償貸与しています。

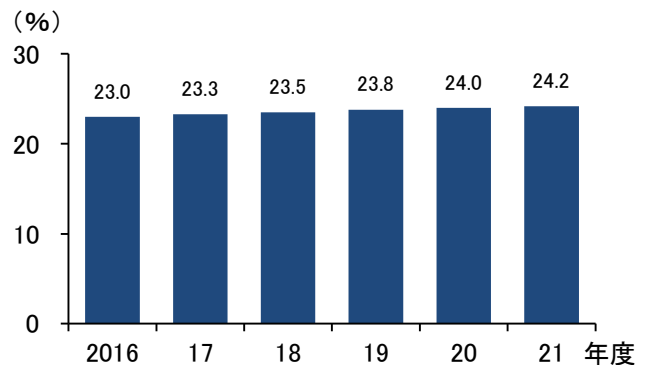
また、2022（令和4）年度には、PPA による太陽光発電設備の普及を進めるためのコンソーシアムを市内企業などと連携のもと設立しました。

このほか、市内ではバイオマス発電や小水力発電などもみることができます。



【図 30】太陽光パネル設置数の推移

【資料：環境創造課】



【図 31】再生可能エネルギー導入割合の推移

【資料：環境創造課】

●静岡市次世代エネルギーパークに認定されています

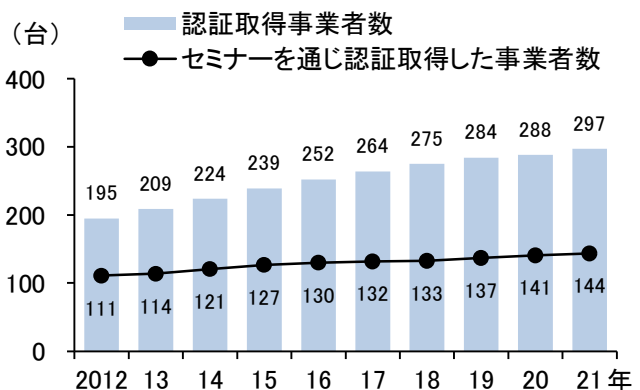
2014（平成 26）年 10 月に、経済産業省により本市全域が「次世代エネルギーパーク」に認定されました。本市の次世代エネルギーパークは、公民それぞれにより整備された 16 の再生可能エネルギー関連施設から構成され、日本平動物園を中心施設に、世界文化遺産構成資産三保松原周遊ゾーンと南アルプスユネスコエコパーク周遊ゾーンを設定するなど、観光・行楽と合わせて再生可能エネルギーを体感できる工夫なども凝らしています。

●「静岡型水素タウン」の実現に向けて取り組んでいます

本市では、地球温暖化対策や産業振興の観点から、水素エネルギーを活用したまちづくり「静岡型水素タウン」の実現を目指しています。2018（平成 30）年 3 月には、産学官と連携しながら水素エネルギーの活用を促進するための指針「静岡市水素エネルギー活用促進ビジョン」を策定しました。同ビジョンに基づき、水素エネルギーの技術開発のための補助金の創設、燃料電池自動車（FCV）への補助、水素エネルギーの啓発などを推進しています。

●中小企業向けの省エネルギー対策を推進しています

本市では、中小企業に対して省エネアドバイザー派遣事業及び省エネルギー設備導入事業補助金を実施し、産業部門及び業務その他部門の二酸化炭素排出量の削減を図っています。また、エコアクション 21 取得支援セミナーの開催や、取得支援補助なども行っています。



【図 32】エコアクション 21 取得事業者数（累計）

【資料：環境創造課】

課題

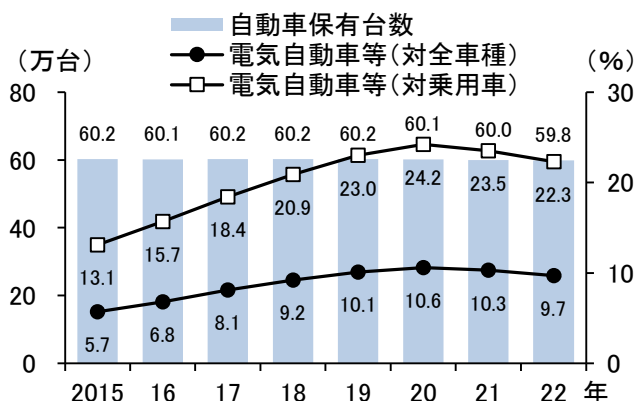
- 太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を増やしていく必要があります。
- あらゆる部門における省エネルギーを推進し、電力消費量を削減していく必要があります。

2-4 次世代自動車・公共交通等

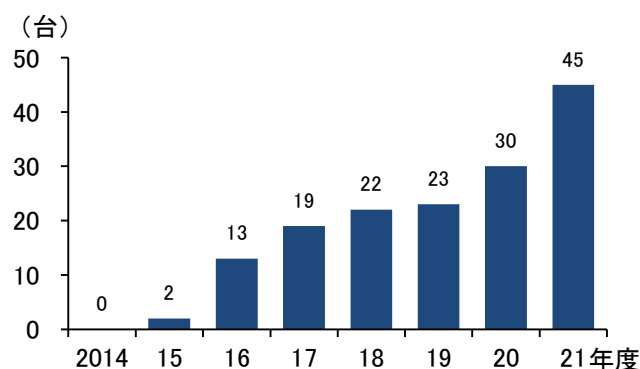
●次世代自動車が増加しています

本市の自動車保有台数は約 60 万台であり、近年は横ばいで推移しています。

電気自動車等（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV））の台数は増加しており、2022（令和4）年4月1日現在の台数は 58,078 台です。全車種に占める割合は 9.7%、乗用車に占める割合は 22.3%であり、県平均（9.7%、22.7%）を若干下回っています。また、2021（令和3）年度の燃料電池自動車（FCV）累計台数は 45 台でした。



【図 33】自動車保有台数と電気自動車等の割合の推移
【資料：静岡県自動車保有台数調査】



【図 34】燃料電池自動車累計台数の推移
【資料：環境創造課】

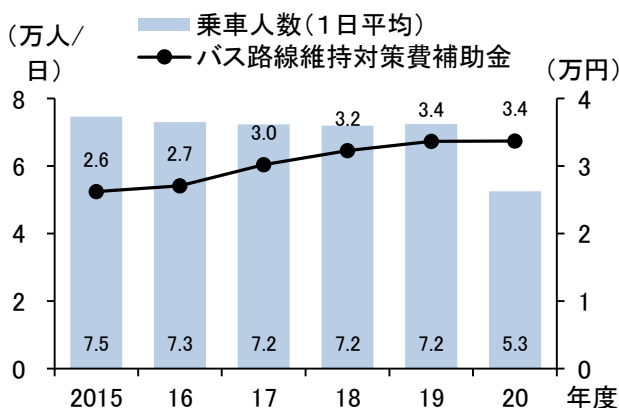
●地域公共交通として路線バスや鉄道などが利用されています

本市の公共交通は、鉄道、路線バス、自主運行バス、タクシーなどによって支えられています。

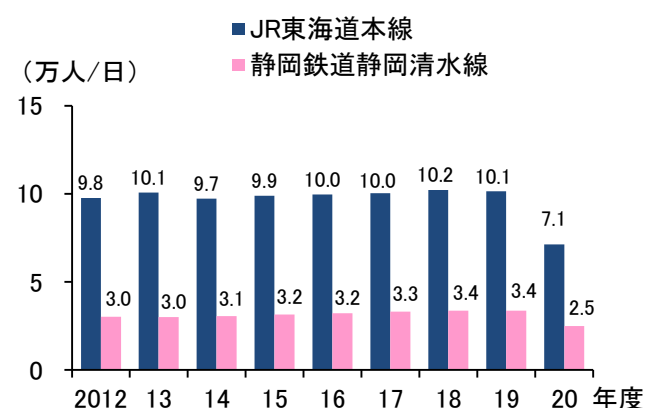
バス乗車人数（1日平均）は、近年は約 7.2 万人/日程度で推移してきましたが、バス路線維持対策費補助金は年々増加しています。特に山間部を運行する路線バスの1路線あたりの補助額が大きくなっています。

鉄道の1日の乗車人数はJR東海道本線が約 10 万人/日、静岡清水線が約 3 万人/日程度で推移してきましたが、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、バス、鉄道ともに乗車人数が大きく減少しました。

また、自転車の利用率の高さも本市の特徴の一つとなっています。



【図 35】バス乗車人数の推移
【資料：しずてつジャストライン(株)、企画課】



【図 36】鉄道乗車人数の推移
【資料：東海旅客鉄道(株)・静岡鉄道(株)】

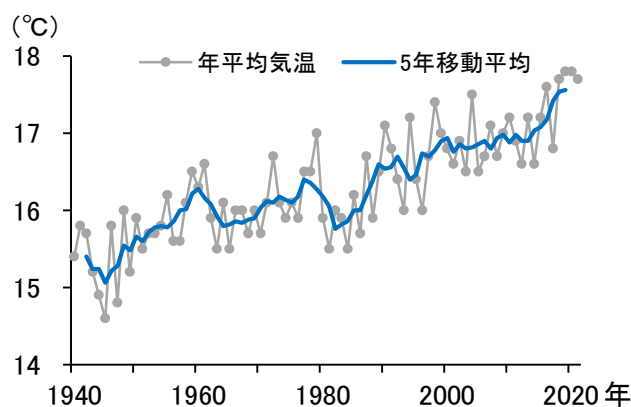
課題

- 世界の潮流に合わせて、次世代自動車の普及を促進していく必要があります。
- エネルギー消費効率の面から環境にも有意な公共交通機関ですが、特に路線バスは十分利用されているとはいえない状況です。

2-5 気候変動

●年平均気温が上昇しています

100年間に世界の年平均気温は0.74℃、日本の年平均気温は1.24℃上昇しています。特に1990（平成2）年代以降、高温となる年が多くなっています。一方、本市の年平均気温は100年あたりの推計値で、2.4℃上昇しています。

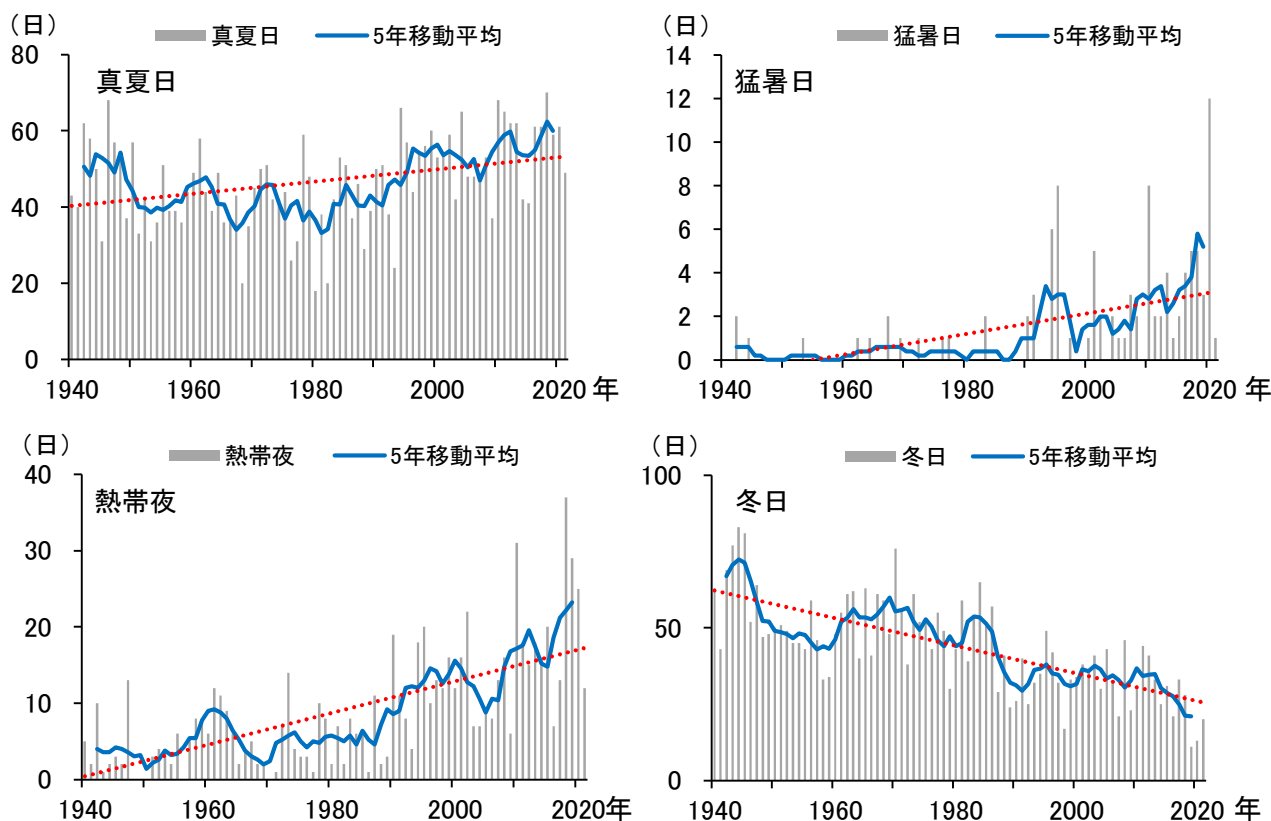


【図 37】 年平均気温の経年変化
(静岡地方気象台)

【資料：気象庁】

●真夏日の年間日数や桜の開花日が変化しています

本市の真夏日（最高気温が30℃以上）、猛暑日（最高気温が35℃以上）、熱帯夜（最低気温が25℃以上）の年間日数は増加傾向、冬日（最低気温が0℃未満）の年間日数は減少傾向にあります。また、ソメイヨシノの開花日が早まっているという観測もあります。



【図 38】 真夏日・猛暑日・熱帯夜・冬日の日数（静岡地方気象台）

【資料：気象庁】

●台風の被害などが激甚化しています

2022（令和4）年9月23日から24日にかけて本市を襲来した台風第15号は、静岡市内の1時間雨量は最大107mm、12時間雨量が404.5mmに達し、観測史上1位の記録を更新する大雨となり、清水区を中心に6,000棟を越す浸水被害をもたらしました。

課題

- ➔ 地球温暖化が原因と考えられる気候変動はすでに現れているとみることができるため、温室効果ガス排出削減が必要です。
- ➔ 気候変動は、生物多様性にも大きな影響を及ぼすことも懸念されます。

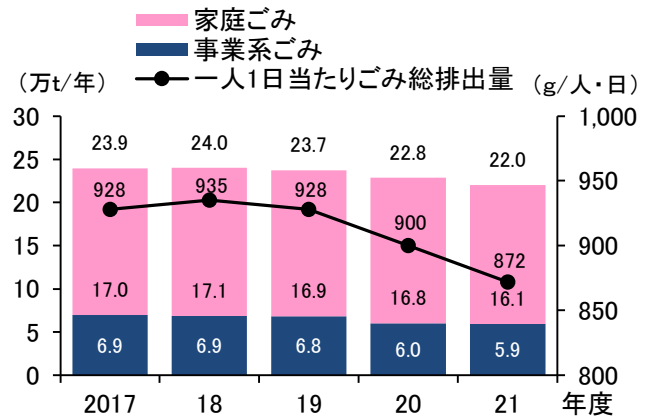


第3節 循環環境

3-1 ごみの減量・資源化

●ごみ総排出量は減少傾向にあります

ごみ総排出量は 2017（平成 29）年度から 2019（令和元）年度は横ばいでしたが、2020（令和2）年度以降は減少傾向にあります。ただし、これは、新型コロナウイルス感染症を受けての経済活動の停滞によるものと推測されます。また、一人1日当たりのごみ総排出量（外国人を含む。）を 2020（令和2）年度の数値と比較すると、本市は 900g/人・日、全国平均が 901g/人・日、静岡県平均が 858g/人・日であり、全国平均とほぼ同じで、静岡県平均より多くなっています。



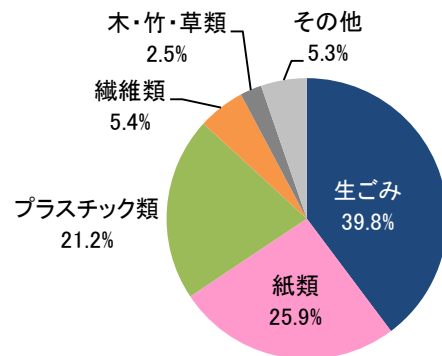
【図 39】ごみ総排出量と一人1日当たりごみ総排出量*

※外国人を含む値としています
【資料：一般廃棄物処理基本計画】

●生ごみが家庭可燃ごみの約4割を占めています

2017（平成 29）～2021（令和 3）年度平均の家庭可燃ごみの組成調査結果をみると、生ごみ（39.8%）が約4割を占めており、次いで紙類（25.9%）、プラスチック類（21.2%）の順となっています。

なお、生ごみに占める食品ロスの組成割合は、21.8%でした。また、紙類の組成割合のうち約5割が、再資源化が可能な紙類でした。

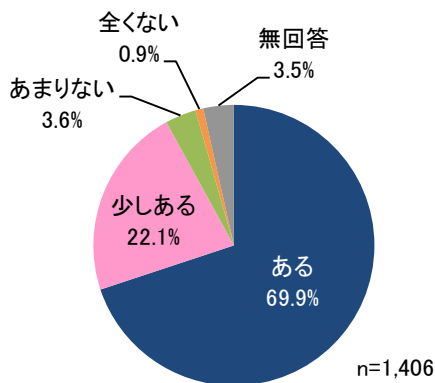


【図 40】家庭可燃ごみ組成調査結果（2017（平成 29）～2021（令和 3）年度平均）
【資料：ごみ減量推進課】

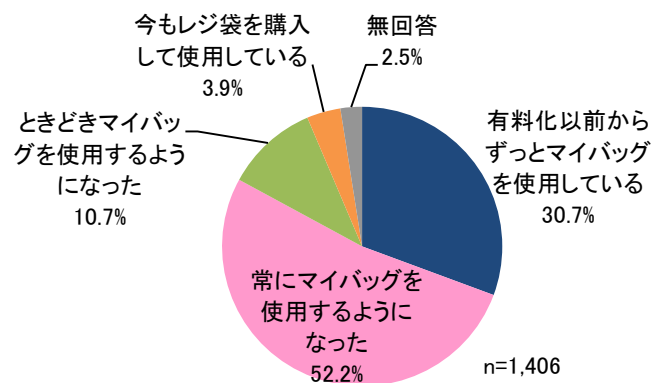
●レジ袋有料化の義務化による行動の変化がありました

「令和3年度市民意識調査」によると、プラスチックごみ問題が世界的な問題であるという意識の有無は、「ある」（69.9%）という回答が約7割を占めています。

また、プラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化による行動の変化は、「常にマイバッグを使用するようになった」（52.2%）が最も多く、レジ袋有料化の義務化に一定の効果があつたことがわかります。



【図 41】プラスチックごみ問題が世界的な問題であるという意識の有無
【資料：2021（令和3）年度市民意識調査】

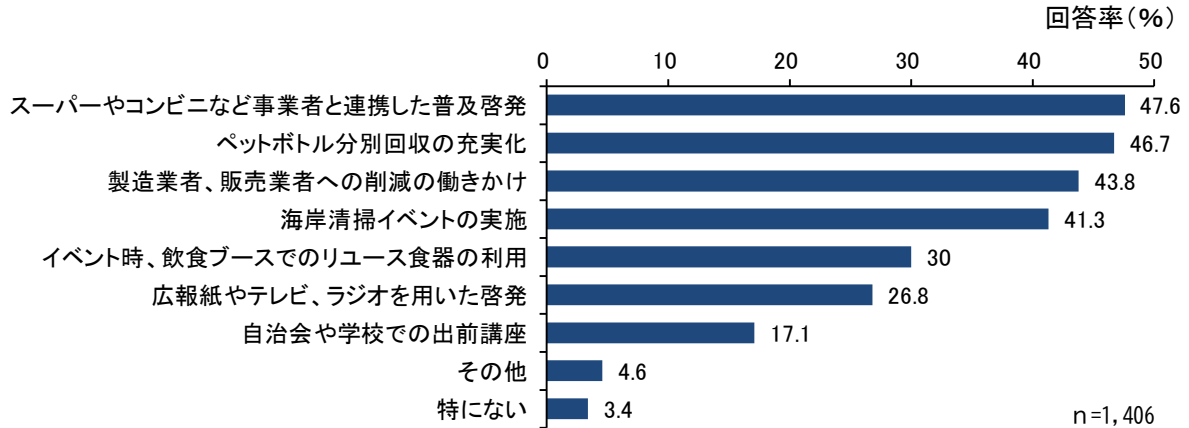


【図 42】プラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化の義務化による行動の変化
【資料：2021（令和3）年度市民意識調査】

●プラスチックごみ削減のため、市と小売事業者との連携などが期待されています

プラスチックごみ削減のために、今後市に取り組んでほしいことは、「スーパーやコンビニなど事業者と連携した普及啓発」(47.6%)が最も多く、次いで「ペットボトル分別回収の充実化」(46.7%)、「製造業者、販売業者への削減の働きかけ」(43.8%)などとなっています。

一方で、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022(令和4)年4月に施行され、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化も求められています。



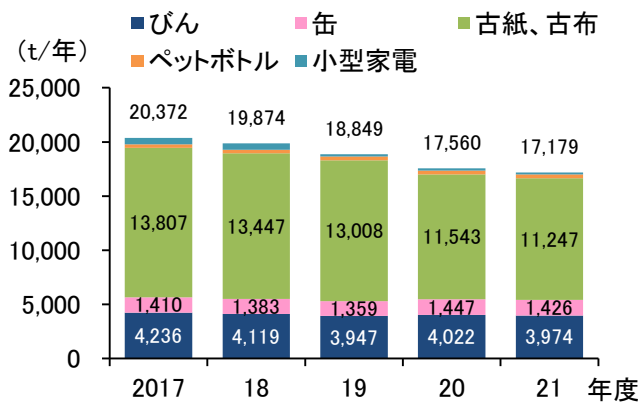
【図43】ごみ削減のために、今後市に取り組んでほしいこと

【資料：2021(令和3)年度市民意識調査】

●行政による資源回収量は減少傾向にあります

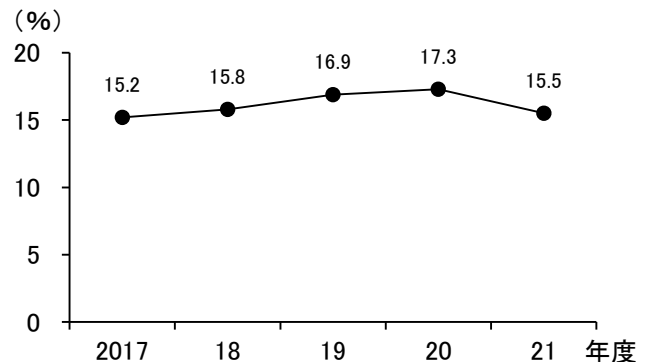
本市では、集積所や拠点回収、自治会などによる集団回収により、びん、缶類、古紙類、ペットボトル、使用済小型家電の資源回収を行っています。近年は民間事業者による自主回収の充実や多様化などもあり、行政回収量は資源ごみ全体で見ると減少傾向にあります。

リサイクル率は近年横ばいで推移していましたが、2021(令和3)年度は15.5%と減少傾向にあります。



【図44】行政の資源回収量の推移
(清水ごみ受付センター持ち込みを含む)

【資料：清掃事業概要】



【図45】リサイクル率の推移

【資料：一般廃棄物処理実態調査】

課題

- 家庭可燃ごみの約9割を占める生ごみ・紙ごみ・プラスチックごみの削減などにより、ごみの減量が必要です。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において、市民・事業者・市それぞれに求められている役割について、どのように推進していくか検討が必要です。
- 集団回収は住民主体の事業であるため、資源化の向上に加え、地域コミュニティの活性化や地域での環境教育の場ともなることも期待できることから、継続していく必要があります。

3-2 ごみの適正処理・不法投棄

●西ケ谷・沼上清掃工場と沼上資源循環センターで中間処理を行っています

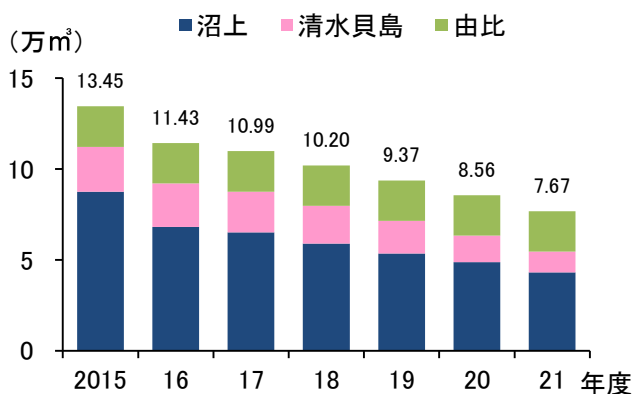
可燃ごみは、沼上清掃工場及び西ケ谷清掃工場で処理しています。両工場における発電のほか、余熱利用施設として、ふれあい健康増進館ゆ・ら・ら、西ケ谷総合運動場屋内プール、西ケ谷資源循環体験プラザがあります。また、沼上資源循環センターでは不燃・粗大ごみ、ペットボトルなどの中間処理を行っているほか、「4R」に関する情報発信や環境教育などを行う沼上資源循環学習プラザも併設されています。

なお、本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量全体のうち、約6割が廃棄物処理施設からのものとなっています。

●直接埋立量は減少しています

本市では、市内3つの最終処分場に焼却残渣などの埋立を行っています。最終処分場の残余容量は年々減少しています。本市の最終処分量は、2010（平成22）年度の西ケ谷清掃工場ガス化溶融施設の稼働による焼却残渣量の減量及び2012（平成24）年度から下水道汚泥焼却灰の処理方法を変更し、最終処分場への搬入が不要となったことから、大幅に減少しました。

なお、本市の最終処分場の残余年数は4年程度と見込まれていることから、新たな最終処分場の整備が進められています。

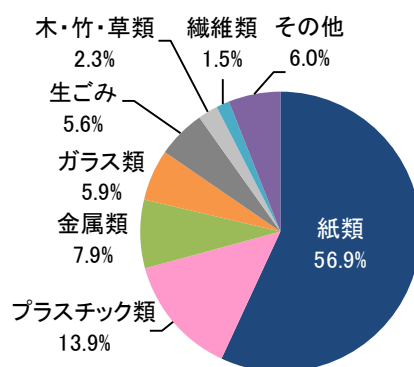


【図46】最終処分場の残余容量の推移
【資料：維持管理の状況に関する情報】

●紙類が事業系可燃ごみの約6割弱を占めています

2022（令和4）年度の事業系可燃ごみの組成調査結果をみると、紙類（56.9%）が約6割弱を占めており、次いでプラスチック類（13.9%）、金属類（7.9%）の順となっています。

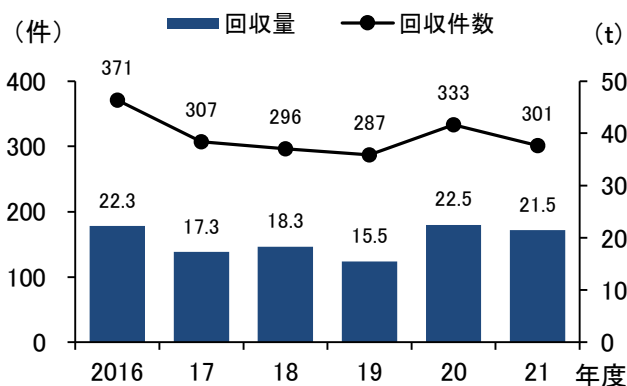
また、紙類の内訳は、古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑誌）が80.0%、使い捨て商品（ティッシュ、紙おむつ、レシートなど）が20.0%となっています。



【図47】事業系可燃ごみの組成調査結果
(2022 (令和4) 年度)
【資料：一般廃棄物処理基本計画】

●300件/年程度の不法投棄が発生しています

生活環境や生物多様性の保全に甚大な影響を及ぼすことが懸念される大規模な産業廃棄物の不法投棄は、近年確認されてはいませんが、事業所ごみや家庭ごみなど、小口化した不法投棄は後を絶ちません。2021（令和3）年度の不法投棄物の回収実績は301件、回収量は21.5tでした。



【図48】不法投棄物の調査・回収量
【資料：清掃事業概要】

課題

- 廃棄物処理施設の適正管理や環境学習へのさらなる活用が必要です。
- 廃棄物の安定処理及び良好な生活環境の確保などに向けて、さらなるごみの減量が必要です。
- 監視パトロールや看板設置など、不法投棄防止対策の推進が求められます。

第4節 自然環境



4-1 多様な自然環境

●南アルプスはユネスコエコパークに登録されています

南アルプスは標高 3,000m級の山々が連なる日本有数の山岳地帯です。キタダケソウ、氷河期遺存種であるライチョウなどの固有種や南限種が多く生息・生育するなど、生物多様性に富んだ自然環境を有しています。この南アルプスは、周辺自治体との連携した取組により、2014（平成 26）年にはユネスコエコパークに登録されました。南アルプス国立公園の特別保護地区を中心に、南アルプスの稜線部付近はエコパークの核心地域として厳格な保全が図られているとともに、奥大井県立自然公園も包含する井川地区周辺はエコパークの移行地域になっており、豊かな自然の保全と活用が進められています。

しかし、近年では、地球温暖化の進行による高山植物やライチョウへの影響も懸念されているとともに、リニア中央新幹線や井川地区に至る県道や林道東俣線の整備も進められています。リニア中央新幹線建設事業をめぐることは、本市は静岡市中央新幹線建設事業影響評価協議会を設置し、事業により生じる環境等に関する影響について議論を行っています。また、国土交通省が設置した有識者会議等でも、生態系を含めた環境保全に関する議論等が行われています。

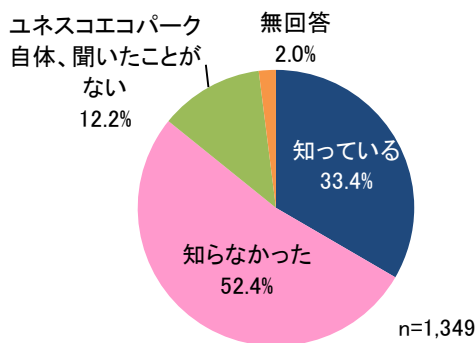
なお、2021（令和3）年度に実施した市民意識調査の結果によると、南アルプス地域がユネスコエコパークに登録されたこと、静岡市内にライチョウが生息していることについて、それぞれ「知っている」という回答は約3割に留まっています。



【図 49】赤石岳と高山植物

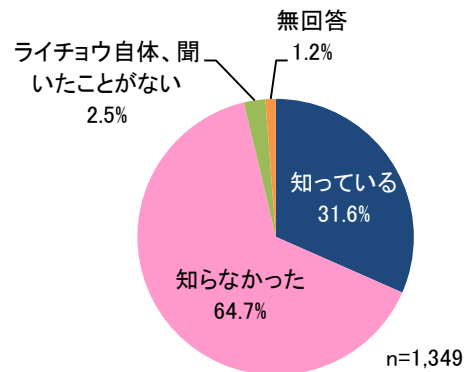


【図 50】ライチョウ



【図 51】南アルプス地域がユネスコエコパークに登録されたことの認知度

【資料：2021（令和3）年度
静岡市環境基本計画 市民意識調査】



【図 52】静岡市内にライチョウが生息していることの認知度

【資料：2021（令和3）年度
静岡市環境基本計画 市民意識調査】

●市街地周縁も緑に恵まれています

平野部を中心に市街地が広がっていますが、谷津山、八幡山などの独立した小丘陵や、賤機山や梶原山など背後の山地から細長く突き出した尾根があり、ハイキングコースが整備されているなど、身近に自然を感じることができる環境に恵まれています。

また、有度山（日本平）は、都市部に位置する大規模な緑地として重要で、日本平・三保松原県立自然公園にも指定されています。



【図 53】八幡山

●安倍川や麻機遊水地などの河川・池沼があります

市内には一級河川の安倍川が、藁科川、丸子川などと合流しながら駿河湾へと注いでいます。また、市の東部には二級河川の興津川、中央部には巴川などが流れ、河川敷のグラウンドや川に沿っての遊歩道などは、市民の憩いの場として親しまれています。伏流水も豊富であり、安倍川河口部や巴川上流域などでは湧水地帯が存在します。

池沼としては、鯨ヶ池、山原堤、船越堤があるほか、遊水地整備と自然再生事業が行われている麻機遊水地では、「自然とふれあう体験型の都市緑地」をコンセプトとした「あさはた緑地」も2021（令和3）年に供用開始されています。

あさはた緑地では、30by30目標の達成に向けた環境省の「自然共生サイト（仮称）認定実証事業（試行後期）」に協力表明し、試行結果として「認定」に相当するとの審査結果を受けているほか、様々な保全活動や環境教育が展開されています。



【図 54】 安倍川

●水深の深い駿河湾に面しています

沿岸・海洋域は水深の深い駿河湾に面しており、海岸線からの海の斜面も急峻です。海岸の多くは砂礫海岸ですが、著しい浸食作用や高波浪を防ぐために離岸堤などが設置されています。三保半島は、海岸線に沿ってクロマツ林が続き、三保松原は世界文化遺産富士山の構成資産にも登録され、遠く富士山を背景にした美しい海岸景観を呈しています。

駿河湾内には1,300種以上の多様な魚類が生息しているといわれています。ミズウオ、ラブカといった中深海魚が捕獲されるなど、深く複雑な地形を反映して、他の地域ではみられないような生きものも生息しています。



【図 55】 駿河湾（三保沖）

●農業地域では、お茶、みかん、わさび、いちご、米などが栽培されています

平野部では、枝豆や生姜などの栽培などが盛んで、特に南部の海岸地帯では、冬期の豊富な日照を活かしたいちご、野菜の促成栽培や花卉栽培などの施設園芸が盛んです。また、中山間地の日当たりの良い斜面では、お茶やみかんの栽培が盛んで、水質の良い清流では、わさびが栽培されています。規模の大きな水田地帯は、巴川流域の麻機遊水地周辺などにみられます。

水田や水路はカエル類や魚類などの水生動物の生息場所として、また、水生・湿生植物の生育場所として、池沼が少ない本市の中では貴重な役割を果たしています。

●里地里山の荒廃が進んでいます

過疎化・高齢化による担い手の減少や農林業を取り巻く厳しい状況などから、耕作放棄地や手入れの行き届かなくなった二次林が増加しています。

また、竹材需要の減少や海外からのタケノコの輸入などの影響により、放置されたままの竹林が増加しています。放置された竹林が無秩序に拡大することは、生物多様性を低下させるだけでなく、防災面からも好ましくありません。



【図 56】 竹林

課題

- ➔ 南アルプスユネスコエコパークでは、ニホンジカによる高山植物の食害やライチョウの生息域の減少なども懸念されており、継続的な動植物調査と保全対策、啓発が必要です。
- ➔ リニア中央新幹線建設事業が、ユネスコエコパークの理念に沿って進められるよう、引き続き働きかけを行っていく必要があります。
- ➔ 耕作放棄地や放任竹林の解消などを推進していく必要があります。
- ➔ 都市地域の自然環境を、自然ふれあいや環境学習の場として活用していく必要があります。
- ➔ 河川や池沼のつながりの確保や自然再生、海岸林の松枯れ対策などの推進が求められます。

4-2 生物

●今までに 7,512 種の生きものが確認され、そのうち絶滅危惧種は 176 種です

本市の多様な自然環境を反映して多くの生きものが生息・生育し、多様な生態系がみられます。既存文献や本市がこれまでに実施した現地調査結果によると、植物は約 2,794 種、動物は約 4,718 種、合計約 7,512 種の生きものが生息・生育していると推計されます。静岡県版レッドリストや専門家への聞き取りにより、176 種の絶滅危惧種の生息・生育が確認されています。

●外来種の分布が拡大しています

外来種とは、もともとその地域に生息・生育せず、人間の活動に伴い海外や国内の他の地域から持ち込まれた生きものを指します。例えば、ミシシッピアカミミガメはアメリカ合衆国、セイヨウオオマルハナバチはヨーロッパ原産の生きものであり、ペットや農業利用などの目的で輸入されましたが、管理されずに野外に放たれ、野生化しました。



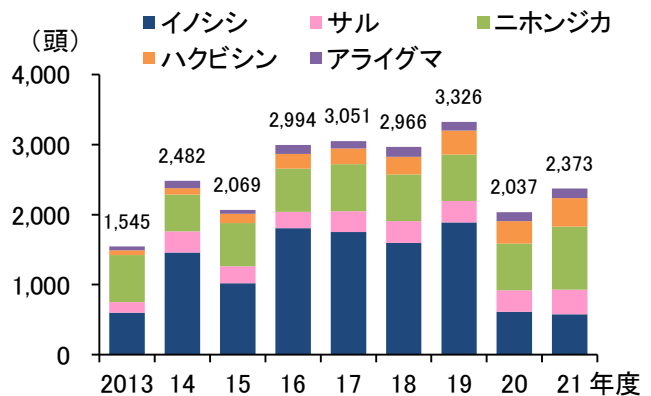
【図 57】 オオキンケイギク

また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づく「特定外来生物」は、飼育、栽培、保管及び運搬等を行うことが原則禁止されていますが、本市では、これまでアライグマやオオキンケイギクなど、24 種の特定外来生物が確認されています。

●野生鳥獣による被害が発生しています

農林業従事者の減少や資源利用の変化による里地里山の荒廃により、農地や民家に野生鳥獣が近づきやすくなっています。本市でも、イノシシやニホンジカなどによる農林産物の食害などの被害が深刻で、2021（令和3）年度の被害額は約 5,700 万円に上ります。そのため、本市では野生鳥獣対策を進めています。

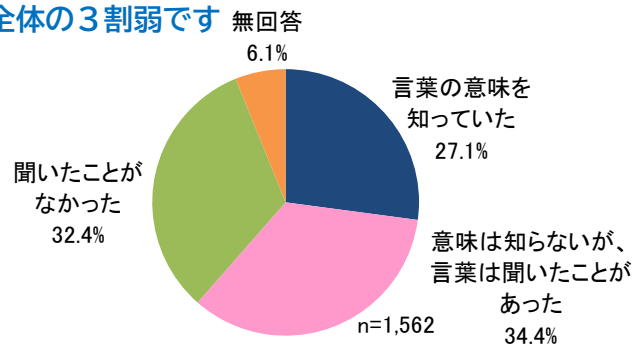
野生鳥獣捕獲の中心を担う猟友会の会員数は減少傾向が進んでおり、後継者不足などによる今後の駆除活動の継続性が懸念されています。



【図 58】 捕獲許可に基づく野生鳥獣捕獲数の推移
【資料：中山間地振興課】

●「生物多様性」の言葉の意味を知っている人は全体の3割弱です

「令和2年度市民意識調査」によると、「生物多様性」という言葉の認知度は、「言葉の意味を知っていた」（27.1%）が3割弱となっています。また、「聞いたことがなかった」（32.4%）も多く、生物多様性の言葉の認知度の向上が必要です。



【図 59】 「生物多様性」の言葉の認知度
【資料：2020（令和2）年度市民意識調査】

課題

- 拡大する外来種への対策、野生鳥獣による農林産物の食害対策などを図る必要があります。
- 野生鳥獣による農林業への被害を防止するためには、捕獲に加え、防除・環境の整備など、被害防止対策を複合的に進めていく必要があります。
- 生物多様性の認知度を高めていくための普及啓発が必要です。

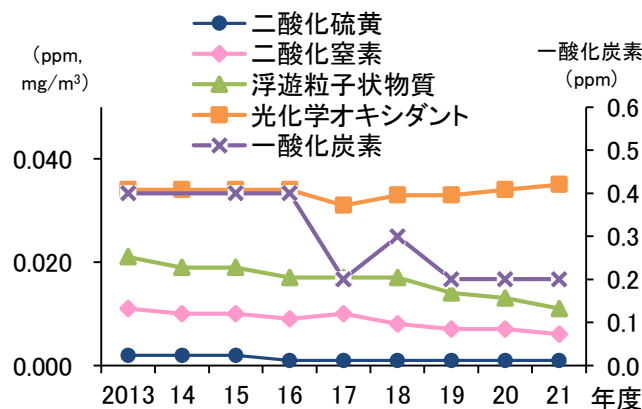


第5節 生活環境

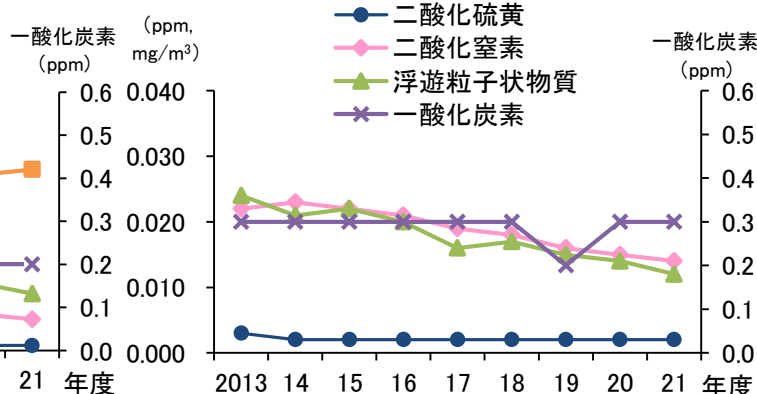
5-1 大気・悪臭

●一般局と自排局の大気汚染物質は、環境基準を概ね達成しています

本市では、一般環境大気測定局（一般局）11局と自動車排出ガス測定局（自排局）2局で、大気汚染の常時監視を行っています。2021（令和3）年度は、光化学オキシダントが全測定局で環境基準を達成できませんでしたが、その他の項目は全測定局で環境基準を達成していました。また、大気汚染物質濃度の推移をみると、多くの物質で横ばいもしくは改善傾向を示していました。工場などの固定発生源対策に加え、渋滞緩和に向けた道路改良やハイブリッド自動車などの普及が進んでいることが要因として考えられます。



【図 60】大気汚染物質濃度（一般局）の推移



【図 61】大気汚染物質濃度（自排局）の推移

【資料：静岡市の環境】

●微小粒子状物質（PM2.5）や有害大気汚染物質は、環境基準を達成しています

微小粒子状物質（PM2.5）は、2011（平成 23）年度から調査を開始しています。2021（令和3）年度は一般局8局、自排局1局において調査し、全ての測定局で環境基準を達成していました。

トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ベンゼンなどの揮発性有機化合物、ダイオキシン類については、全ての地点で環境基準を達成していました。また、2005（平成 17）年頃に大きな社会問題となったアスベストについては、市内6地点で測定しましたが、全て定量下限値（0.3本/L）未満でした。

●酸性雨は改善傾向にあります

酸性雨は、工場や自動車などから大気中に排出された硫酸化物や窒素酸化物などが雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。一般には、pH（水素イオン濃度）が5.6以下の雨を酸性雨と呼んでいます。

環境保健研究所での調査によると、2021（令和3）年度の年平均値は5.1、月平均値は4.8～5.5でした。2013（平成 25）年度からの推移をみると、緩やかに改善（pHが上昇）しています。

●臭気指数規制を導入しています

本市は、人の嗅覚で悪臭を測定する臭気指数規制を、2008（平成 20）年4月1日から導入しています。なお、悪臭防止法施行規則では、敷地境界線上の規制基準を臭気指数10から21の間に定めることとしていますが、本市は、法で定める範囲の一番厳しい基準である臭気指数10の規制基準を、市全域を対象に適用しています。

課題

→ 大気汚染物質については今後も監視を行うとともに、悪臭の苦情の解決に向けての取組が必要です。

5-2 水質

●河川水質は環境基準を達成していますが、一部で水質汚濁がみられます

水量が豊富な安倍川・藁科川・興津川のほか、都市部を流れる浜川・巴川・丸子川では環境基準に適合しています。県計画河川調査地点（14地点）のBOD、海域調査地点（5地点）のCODの推移をみると、近年は横ばい傾向にあります。

しかし、麻機遊水地、鯨ヶ池、大鈿川など、一部の閉鎖性水域や市街地の小河川などでは、家庭からの生活雑排水や小規模事業所からの事業排水などに起因する水質汚濁がみられます。

●生活排水処理率は約86%です

合併処理浄化槽の設置などの促進及び公共下水道整備の推進に取り組み、生活排水処理事業の整備をしています。

2021（令和3）年度現在の生活排水処理人口は、596,657人となっており、人口に占める割合（生活排水処理率）は86.4%となっています。

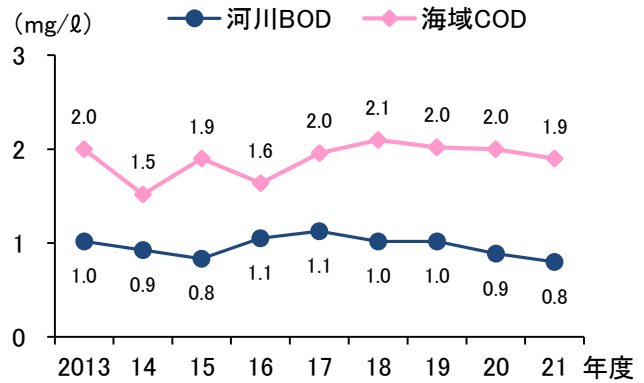
●地下水汚染をモニタリングしています

2021（令和3）年度は、環境モニタリングとして4地点の地下水を調査し、環境基準の超過はありませんでした。一方、過去にトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンの地下水汚染のあった定点モニタリングとして、駿河区新川、葵区古庄、清水区七ツ新屋、三保の4地区10地点の井戸を調査したところ、4地点で環境基準を超過しました。また、定点モニタリングに加えて、汚染地区における汚染の推移を監視するための汚染追跡調査を2021（令和3）年度は26地点で実施し、3地点で環境基準を超過しました。

●地下水の塩水化が清水地域の2地点のみみられます

地下水は、川の水や雨が長い年月をかけて地下に溜まった限りある貴重な自然資源であり、昔から様々な用途に利用されてきました。しかし、無計画・無秩序に汲み上げると地下水位が低下して地盤が沈下したり、海水の進入による塩水化を起こしたりします。

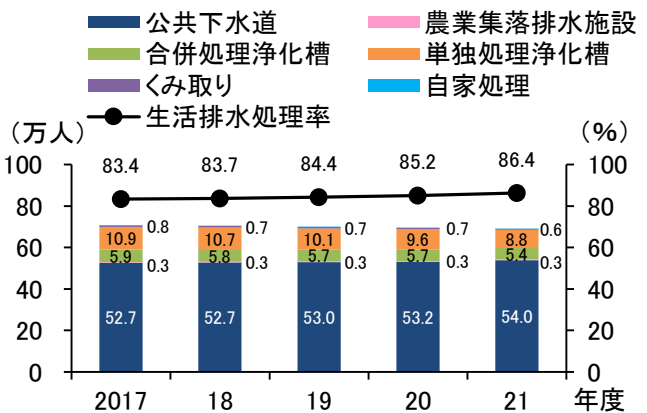
本市においても地下水の塩水化が危惧されたため、静清地域、蒲原地域で地下水の利用状況、地下水位、塩水化、自噴湧水などの調査を行っています。このうち、静清地域では清水地域の2地点で塩水化現象がみられますが、これは今から6,000年前の縄文時代には、巴川に沿って麻機地域まで海水が入り込んでいたためだと考えられています。



※河川14地点、海域5地点の平均値

【図62】県計画水質調査地点のBOD・COD平均値の推移

【資料：静岡市の環境】



【図63】生活排水処理形態別人口の推移

【資料：静岡市一般廃棄物処理基本計画】

課題

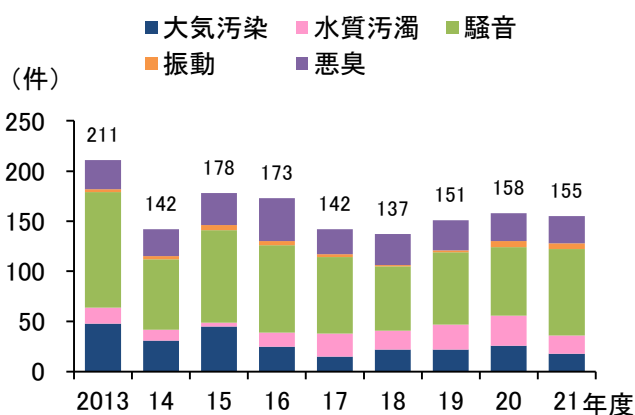
- 閉鎖性水域や市街地の小河川などの水質汚濁の改善に向け、生活排水処理率の向上や事業排水の監視などを行っていく必要があります。
- 地下水汚染、塩水化については、今後もモニタリング調査を行っていく必要があります。

5-3 騒音・振動

●公害苦情の中では騒音・振動が全体の約5割以上を占めています

2021（令和3）年度において、昼夜とも環境基準に適合したのは、環境騒音（道路に面する地域以外）では10地点中9地点で達成率が90.0%、自動車騒音の面的評価では全対象住戸のうち97.7%、新幹線鉄道騒音では20地点中17地点で達成率が85.0%でした。

2021（令和3）年度の公害苦情件数は155件で、騒音が86件（総数の55.5%）と全体の5割以上を占め、公害苦情の中では最も多くなっています。騒音の発生源は、製造業、建設業、卸売・小売業・飲食店、サービス業などが多くなっています。



【図64】公害苦情件数の推移

【資料：静岡市の環境】

【表2】騒音・振動の調査結果（2021（令和3）年度）

項目		調査地点数	環境基準適合率
騒音	環境騒音（道路に面する地域以外）	10地点	昼90.0%、夜80.0%
	自動車騒音面的評価（道路に面する地域）	対象：69,448戸	昼夜97.7%
	新幹線鉄道騒音	10箇所20地点	85.0%
	航空機騒音	1箇所1地点	—
振動	道路交通振動	6地点	要請限度適合率100%

【資料：静岡市の環境】

課題

- 騒音・振動の苦情については、発生源側に対する指導・要請とともに、相互の話し合いなどコミュニケーションの円滑化により解決を図っていく必要があります。
- 公害苦情は、紛争へと発展していく場合もあることから、特に苦情件数の多い騒音、水質汚濁、悪臭などへの対策を行っていく必要があります。

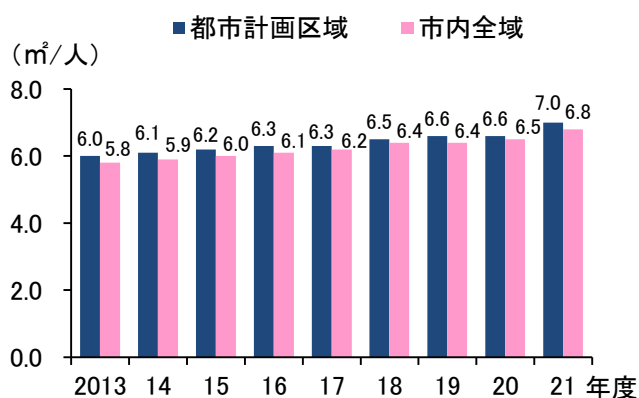
5-4 公園・景観・文化

●一人当たりの公園面積は平均より少なくなっています

公園は、潤いと安らぎのある都市環境を整備する上で重要な役割を果たすとともに、レクリエーションの場、環境の保全など多面的機能を人々に提供しています。「静岡市都市公園条例」では、市の区域内の都市公園面積の標準は10㎡/人以上と定めています。

2021（令和3）年度末現在で、本市の市民一人当たりの都市公園面積（都市計画区域）は7.0㎡/人であり、全国平均※（10.7㎡/人）、静岡県平均（9.7㎡/人）※と比べて少なくなっています。

一方で、2021（令和3）年に供用開始した「あさはた緑地」には市民農園が併設され、また、市民調査員による生きもの調査のフィールドになるなど、公園に新たな価値を付加する取組も始まっています。



【図65】市民一人当たりの都市公園面積（都市計画区域）の推移

※全国平均、指定都市平均、静岡県平均は2021（令和3）年3月31日データ（国土交通省・都市公園データベース）

●南アルプスや三保松原は本市を代表する景観です

本市は、南アルプスに連なる山々が市街地の背後を囲む緑を形成し、日本平からは美しい富士山を眺望することができます。駿河湾を望む海岸には、富士山世界文化遺産の構成資産でもある白砂青松の美しい三保松原があります。また、東海道の宿場町の景観や、地形を活かした茶畑と集落が醸し出す景観、市街地には城下町や港湾都市ならではの景観も形成してきました。

このような自然景観、歴史・文化的景観は、暮らしに豊かさと潤いをもたらし、地域への誇りと愛着を感じさせ、まちの個性を育み、地域に活力を与えます。



【図 66】三保松原

●文化財は 286 件が指定されています

本市の指定文化財は国・県・市指定を合わせて合計 286 件です。このうち、環境に関わるものとして、「久能山」（国指定）などの史跡が 21 件、「日本平」などの名勝が 9 件、「龍華寺の蘇鉄（ソテツ）」（国指定）などの天然記念物が 37 件分布しています。



【図 67】国宝・久能山東照宮

課題

- 今後も計画的な公園の整備、協働による公園の管理と活用を図っていく必要があります。
- すばらしい景観資源を保全するとともに、良好な景観の維持を図っていく必要があります。
- 文化財を適切に保存・活用し、次世代に継承していく必要があります。



地域景観資源（眺望地点）の指定

本市には、南アルプスから市街地周辺の緑豊かな山地、安倍川や興津川、富士川、駿河湾を望む海岸など、素晴らしい自然景観があります。こうした静岡市らしさを感じさせる優れた眺望景観を維持・保全していくため、市内の優れた景観を眺望できる場所を選定し、静岡市景観条例に基づく「地域景観資源（眺望地点）」として指定し、眺望地点毎に保全・活用をしています。



【図 68】薩埵峠

【表 3】地域景観資源（眺望地点）の指定状況

分野別	眺望地点
富士山の眺望景観	清水港（遊覧船乗り場付近）、三保松原（鎌ヶ崎付近）、薩埵峠
富士山の背景に望む眺望景観	安倍川橋、富士川桜エビ干し場
山並みの眺望景観	満観峰、静岡県立美術館周辺、静岡市役所静岡庁舎 17 階展望ロビー
駿河湾の眺望景観	久能山
建造物の眺望景観	日本平（清水側）、広野海岸公園
自然豊かな自慢のできる眺望景観	リバウエル井川スキー場、用宗海岸海水浴場、有東木地区のわさび田
夜景がきれいな眺望景観	梶原山山頂（梶原山公園）、日本平山頂（日本平夢テラス）

【資料：静岡市景観計画】



第6節 環境教育・パートナーシップ

6-1 環境教育

●各種の環境教育を実施しています

本市の環境教育を総合的かつ体系的に進めるため、地域、学校、企業、市民活動団体、市などが担うべき役割を認識し、協働による環境教育を継続的に進めていくための目標や施策などを示した「静岡市環境教育行動計画」を2021（令和3）年3月に策定しました。同計画に基づき、以下のような取組を推進しています。

【表4】本市が実施している環境教育の取組の概要

項目	内容
静岡市環境教育推進会議	学識経験者、事業者、地域・市民活動団体、行政などで組織する会議で、環境教育の取組状況の情報交換を行っている。
環境学習指導員派遣事業	学校、地域、団体などが実施する環境学習会に静岡市環境学習指導員を派遣している。
自然観察会	東海大学海洋学部との連携事業として、海のプランクトンの生態や清流にすむ魚について学ぶ体験学習会を開催している。
市民生きもの調査員養成講座	専門家とともに実際に調査を行い、生きものの見分け方やモニタリング手法を学ぶ講座を実施し、多種多様な生きもの調査を実施できる人材を養成している。
「水のおまわりさん」事業	水生生物調査とCOD簡易水質検査キットにより、身近な河川や自然に接しながら調査することで環境問題への関心を高めている。
環境大学	環境全般について専門的な知識を習得し、身の周りの環境問題の解決に向かって主体的に取り組む環境学習リーダーを育成している。
出前授業	SDGs、地球温暖化、生物多様性、ごみ減量、海洋プラスチックごみ、科学実験などに関する出前講座を実施している。
地球温暖化対策普及啓発事業	温暖化対策に資するあらゆる賢い選択をする国民運動「COOL CHOICE」を啓発するため、企業と連携した啓発ブース出展やイベントの開催を行っている。

●各主体により環境教育が取り組まれています

様々な主体による実践活動を交えた環境教育・環境保全活動を実施しています。さらに、市では生きもの調査員養成講座やCOOL CHOICEなど多様な主体との連携による環境教育事業の展開にも努めています。これらの活動実績や人材、ノウハウ、情報などは、本市のかけがえのない財産となっています。

【表5】各主体による環境教育の取組の現状

項目	内容
家庭・地域	・省エネ、ごみ減量・リサイクルなどと比較して環境保全活動への参加率が低い。
幼稚園・保育所・認定こども園	・多くの園で環境教育を実施している。 ・専門的知識は不足しているが、日常的な自然とのふれあいは多くなっている。 ・ユネスコスクールの取組もみられる。
小中学校	・静岡型小中一貫教育が2022（令和4）年度から一斉スタートした。 ・各教科だけでなく「総合的な学習の時間」でも、地域の実態に応じて環境教育を実施している。
高等学校	・生物部などの部活動における柔軟な取組が行われている。 ・近年、環境分野に関する基礎知識を学ぶ学科が新設され、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）では、環境を研究テーマとして学んでいるグループもある。
大学等	・環境教育の活動場所やこどもに教える機会を探している。 ・高校・大学で環境分野を専門に学ぶ学科・コースができ、将来環境問題に取り組んでいく人材の育成が行われている。
市民活動団体（NPOなど）	・メンバーの不足による活動継続の困難に直面している。 ・幅広い主体との連携を希望している。
企業	・SDGsやESG投資など環境保全意識が高まっている。 ・環境教育に関する情報が不足している。

●環境教育の人手不足や市民の二極化が指摘されています

「静岡市環境教育行動計画」を策定した際に実施したヒアリングでは、環境教育を行う様々な団体から、人手不足や後継者不足への不安を訴える声がありました。また、環境保全活動や環境教育などに熱心に取り組む人がいる一方で、行動を起こせていない市民が一定層いることも指摘されました。

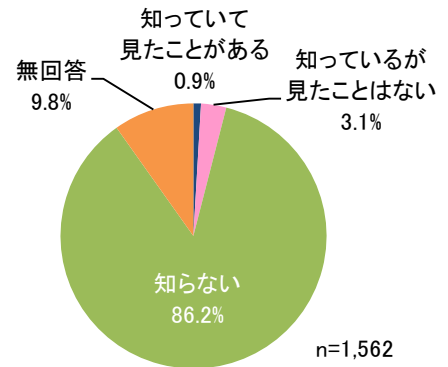
●環境情報の提供に努めています

本市の環境の現状をまとめた年次報告書「静岡市の環境」を毎年発行しているほか、環境学習ハンドブックやいきもの散策マップの発行、静岡市環境総合ウェブサイト「しぜんたんけんてちょう」や南アルプス情報発信サイト「南アルプス de 深呼吸『南プス』」など環境分野ごとの特設ウェブサイトの開設、動画による情報発信に新たに取り組むなど、きめ細かい環境情報に努めています。

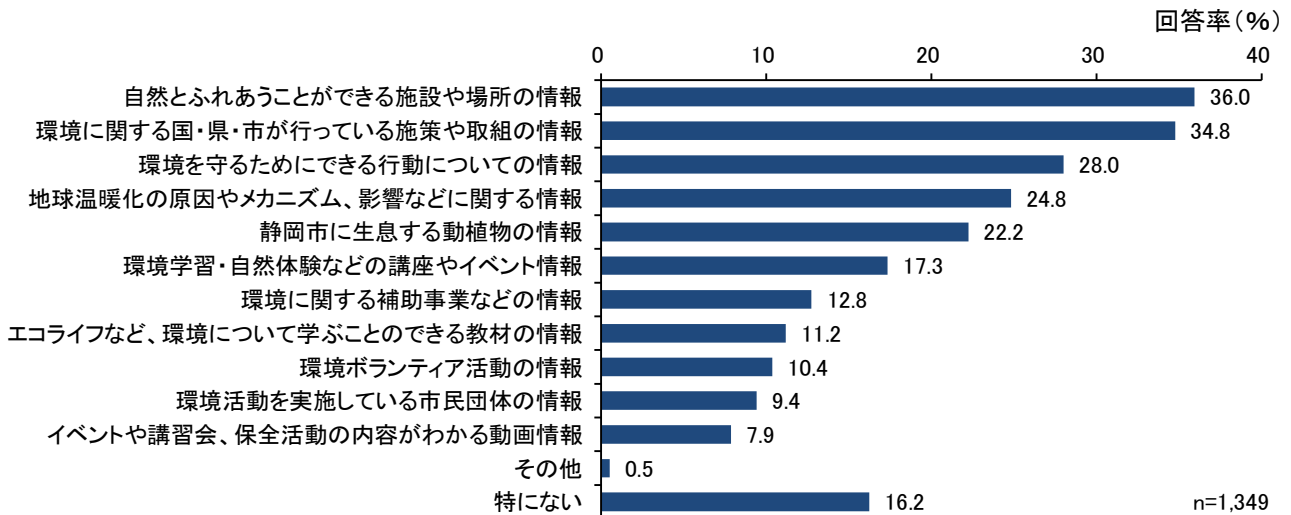
●自然とのふれあい、環境施策・取組についての環境情報のニーズが高くなっています

2020（令和2）年度に実施した「令和2年度市民意識調査」の結果によると、本市の自然や環境について情報を提供するウェブサイト「しぜんたんけんてちょう」を知っている人は4％に留まっています。

2021（令和3）年度に実施した市民意識調査の結果によると、興味のある静岡市の環境関連情報として、「自然とふれあうことができる施設や場所の情報」（36.0％）、「環境に関する国・県・市が行っている施策や取組の情報」（34.8％）などが上位となりました。また、環境情報を効果的に発信できると思う媒体は、「テレビ」（66.6％）が最も多くなりました。



【図 69】市のウェブサイト「しぜんたんけんてちょう」の認知度
【資料：2020（令和2）年度市民意識調査】



【図 70】興味のある静岡市の環境関連情報
【資料：2021（令和3）年度 静岡市環境基本計画 市民意識調査】

課題

- 環境教育の人手不足や後継者不足、環境保全活動を実践する市民の二極化（環境保全活動に取り組む市民とまだ取り組んでいない市民の差の拡大）、新型コロナウイルス感染症による参加機会の減少などの課題があります。
- 市が発信する情報が的確に市民に届くような工夫が求められています。

6-2 パートナーシップによる環境保全活動

●各種の環境保全活動を推進しています

本市では、様々な主体とのパートナーシップのもと、COOL CHOICE や森林環境・自然環境・河川環境のアドプトプログラム事業など、環境保全活動の活性化に向けた取組を推進しています。

【表6】本市が実施している環境保全活動の取組の概要

項目	内容
地球温暖化普及啓発事業「COOL CHOICE」	2016（平成 28）年度から温暖化に関する賢い選択をする国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、株式会社エスパルスや三菱電機株式会社静岡製作所、株式会社コジマなどとともに共同で COOL CHOICE の普及啓発活動などを行っています。
放任竹林対策事業	市民活動団体との協働により、放任竹林の伐採・管理、自走式竹破碎機の貸出、放任竹林対策への補助などを行っています。
市民調査員による生きもの調査	生きもの調査員養成講座の修了生などと連携し、麻機遊水地などでの生きもの調査を実施しています。
興津川保全市民会議	興津川の保全を目的にした個人・団体・企業で構成される会議であり、市民の森づくり、興津川クリーン作戦、川遊び・鮎釣りセミナーなどを実施しています。
森林環境アドプト事業	二酸化炭素を吸収するために必要な森林整備を企業・団体などの寄附で行う取組を実施しています。
自然環境アドプトプログラム事業	自然環境アドプトプログラムは、市民からなるボランティアが、身近な自然を自主的に保護・保全していく活動を通じて、人間と自然との共生を目指す取組です。
河川環境アドプトプログラム事業	河川区間ごとに環境美化ボランティアとの縁組を行い、安倍川・藁科川・興津川における清掃活動を推進しています。
静岡版「もったいない運動」	静岡版「もったいない運動」として、小・中・高校生等を対象とした出前授業、「しずもーる沼上（沼上資源循環学習プラザ）」での環境大学の開校、「しずもーる西ヶ谷（西ヶ谷資源循環体験プラザ）」での 4R 体験講座などによるごみ削減の推進などを行っています。

課題

→ 環境保全活動に参加している市民・事業者・団体の輪を市全域に広げていく必要があります。

6-3 パートナーシップによる脱炭素ビジネスの展開

●各種の脱炭素に関する取組を推進しています

本市では、脱炭素社会の実現に向け、商工会議所や自治会などの参画を得て、2021（令和 3）年 7 月に「脱炭素社会に向けた官民連携会議」を立ち上げるなど、市民参加型の地球温暖化対策の推進や、先進的な取組を行う事業者などの成功事例を水平展開することにより、より多くの事業者などが脱炭素ビジネスに取り組んでいく環境の整備を進めています。

また、2022（令和 4）年 4 月に国に選定された脱炭素先行地域の取組を、多くの関係者と情報共有を図りながら、より一層効果的に推進することを目的に、同年 10 月に「脱炭素先行地域推進コンソーシアム」を設立しました。

課題

→ 今後も、より多くの事業者などが脱炭素ビジネスに取り組んでいく機運を醸成していく必要があります。

第7節 第2次計画の実施状況及び総括

2015（平成27）年度から2022（令和4）年度までを計画期間とした第2次計画では、4つの基本目標を実現するため、具体的な12の「環境指標」を設定し、市民・事業者・行政が一体となって取り組むとともに、「南アルプスユネスコエコパーク推進プロジェクト」を重点プロジェクトとして掲げて、重点的に推進してきました。また、静岡市水素エネルギー利活用促進ビジョンの策定や脱炭素先行地域への選定など、計画期間中に生じた状況の変化などにも対応し、柔軟に施策を展開してきました。

7-1 環境指標の目標及び重点プロジェクトの実施状況

●数値目標全体の目標達成率は67%です

2021（令和3）年度における環境指標のうち、最終年度までに目標を「達成」（◎印）したものが3指標、「概ね達成」（●印）したものが5指標、「未達成」（×印）であったものが4指標でした。目標を達成、もしくは概ね達成のものは合計8指標であり、数値目標全体の目標達成率は67%です。

【表7】第2次計画の数値目標の達成状況

環境指標	基準値 (2017年度)	現状 (2021年度)	最終目標 (2022年度)	達成 状況
▼基本目標1：住み良さを実感できる生活環境をつくります 【生活環境】				
①事業者の公害法令順守率	91.3%	91.8%	92.0%	●
②文化財保護事業に携わる市民ボランティア数	101人	163人	150人	◎
③市民一人当たりの都市公園面積	6.3㎡/人	7.0㎡/人	8.0㎡/人	×
④生活排水処理率	83.4%	86.4%	86.9%	●
▼基本目標2：豊かな自然環境を守り、次の世代へ繋いでいきます 【自然環境】				
⑤南アルプス主要地域の高山植物種数	13種	15種 (2022)	15種	◎
⑥河川環境アドプトプログラムの登録団体の延べ活動回数	86回	65回	100回	×
▼基本目標3：総合的に地球温暖化対策に取り組みます 【地球環境】				
⑦省エネルギーに取り組む市民の割合	57.8% (H30)	65.2%	62.4%	◎
⑧再生可能エネルギーの導入割合 (2013(平成25)年度電気使用量比)	23.2%	24.2%	24.4%	●
⑨分散型エネルギーを確保した住宅の割合	18.3% (2018)	50.9% (参考値)	20.0%	●
⑩気候変動に対応するための体制整備	市内勉強会・ 施策整理	全庁及び市民に 対する熱中症警 戒アラート周知	整備	●
▼基本目標4：環境に配慮した廃棄物政策を推進します 【循環環境】				
⑪一人1日当たりのごみ総排出量	928g/人・日	928g/人・日 (2019)	856g/人・日	×
⑫最終処分場への埋立量	9,126t/年	8,395t/年	7,710t/年	×

注) 達成状況：◎達成(2022(R4)目標年度) ●概ね達成(目標に対し進捗が7割以上で傾向が継続している) ×未達成 -中止

▼基本目標1:住み良さを実感できる生活環境をつくります【生活環境】

- 「②文化財保護事業に携わる市民ボランティア数」は目標を達成しました。
- 「①事業者の公害法令順守率」、「④生活排水処理率」は、順調に推移しており、目標を概ね達成しました。
- 「③市民一人当たりの都市公園面積」は、公園用地の確保が困難な状況が続いていますが、環境活動のフィールドとしての一層の活用が期待できる「あさはた緑地」が供用開始されました。



▼基本目標2:豊かな自然環境を守り、次の世代へ繋いでいきます【自然環境】

- 「⑤南アルプス主要地域の高山植物種数」は、2013（平成 25）年度当初に確認した 15 種については、2022（令和 4）年度において 15 種が確認されており、目標を達成しました。引き続き、防鹿柵設置・維持管理を継続していきます。
- 「⑥河川環境アドプトプログラムの登録団体の延べ活動回数」は、コロナ禍を受け活動を中止した団体が多く、目標の達成が困難な状況でしたが、新たに市民参加型の自然環境調査を立ち上げました。



▼基本目標3:総合的に地球温暖化対策に取り組みます【地球環境】

- 「⑦省エネルギーに取り組む市民の割合」は、2022（令和 4）年度最終目標 62.4%に対し 2021（令和 3）年度は 65.2%まで増加し、目標を達成しました。今後も地球温暖化対策に関する市民の意識醸成を図ります。
- 「⑧再生可能エネルギーの導入割合（2013（平成 25）年度電気使用量比）」は順調に増加し、目標を概ね達成しました。
- 「⑨分散型エネルギーを確保した住宅の割合」は、目標設定時と調査方法が異なるため参考値としますが、目標を概ね達成しました。
- 「⑩気候変動に対応するための体制整備」は、国や県などとの連携体制を確立するとともに、庁内連携のもと市民周知を進めたことなどから、目標を概ね達成しました。



▼基本目標4:環境に配慮した廃棄物政策を推進します【循環環境】

- 「⑪一人1日当たりのごみ総排出量」は、基準年度（2017（平成 29）年度）から 2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）年度は減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業者に対する休業要請などにより、事業系ごみが異常に減少するなどの特殊要因による影響も大きいため、コロナ禍前である 2019（令和元）年度を基準に評価を実施した結果、目標達成が見込めるとはいえない状況です。
- 「⑫最終処分場への埋立量」は、ごみの処理量は減少しているものの、不燃・粗大ごみのうち、可燃性物質と不燃性物質の組成割合が変化したため、前年比で埋立量が増加し、目標達成が困難な状況です。



●「南アルプスユネスコエコパーク推進プロジェクト」を推進してきました

第2次計画では、「南アルプスユネスコエコパーク推進プロジェクト」を重点プロジェクトとして掲げました。南アルプスユネスコエコパークについて、「自然環境の保全」、「調査と教育」、「地域の持続的な発展」などの個別事業の内容、スケジュール、評価指標などを具体的に示した「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）実行計画」を策定しています。本市では、この実行計画に基づいて事業を推進し、その進捗状況や評価指標の現状を年次報告書で公表しており、概ね計画どおりに推移している状況にあります。



【図 71】
年次報告書



課題

→ 順調に推移したものが多くものの、一部で目標を達成できなかった項目があります。

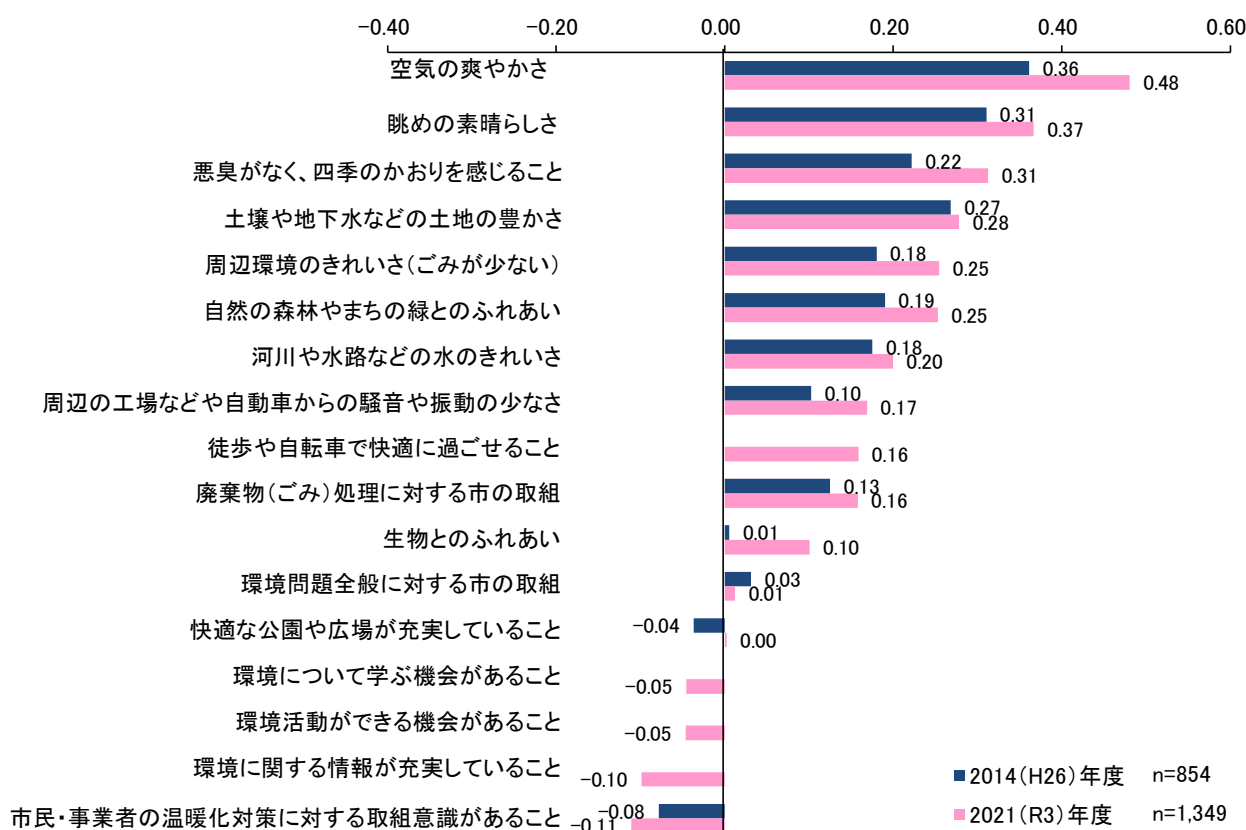
7-2 市民意識調査の分析

環境に対する意識やこれまでの取組の評価、今後の意向などを把握するため、2021（令和3）年度に「静岡市環境基本計画 市民意識調査」を実施しました。市民 3,000 人を対象にアンケートを配布し、1,349 人から回答を得ました（回答率 45%）。

●環境に対する満足度は概ね向上しています

環境に対する満足度は、「空気の爽やかさ」（加重平均 0.48 点）、「眺めの素晴らしさ」（同 0.37 点）、「悪臭がなく、四季のにおりを感じる」（同 0.31 点）などが高いのに対して、「市民や事業者などの温暖化対策に対する取組意識があること」（同-0.11 点）、「環境に関する情報が充実していること」（同 -0.10 点）などは低くなっています。

2014（平成 26）年度の意識調査結果と比較すると、ほとんどの項目が増加している一方で、「市民や事業者の温暖化対策に対する取組意識があること」（同-0.03 点差）、「環境問題全般に対する市の取組」（同-0.02 点差）がやや減少しています。



注) 満足（1点）、やや満足（0.5点）、普通（0点）、やや不満（-0.5点）、不満（-1点）の加重平均

【図 72】 環境に対する満足度の変化

【資料：2014（平成 26）年度・2021（令和 3）年度 静岡市環境基本計画 市民意識調査】

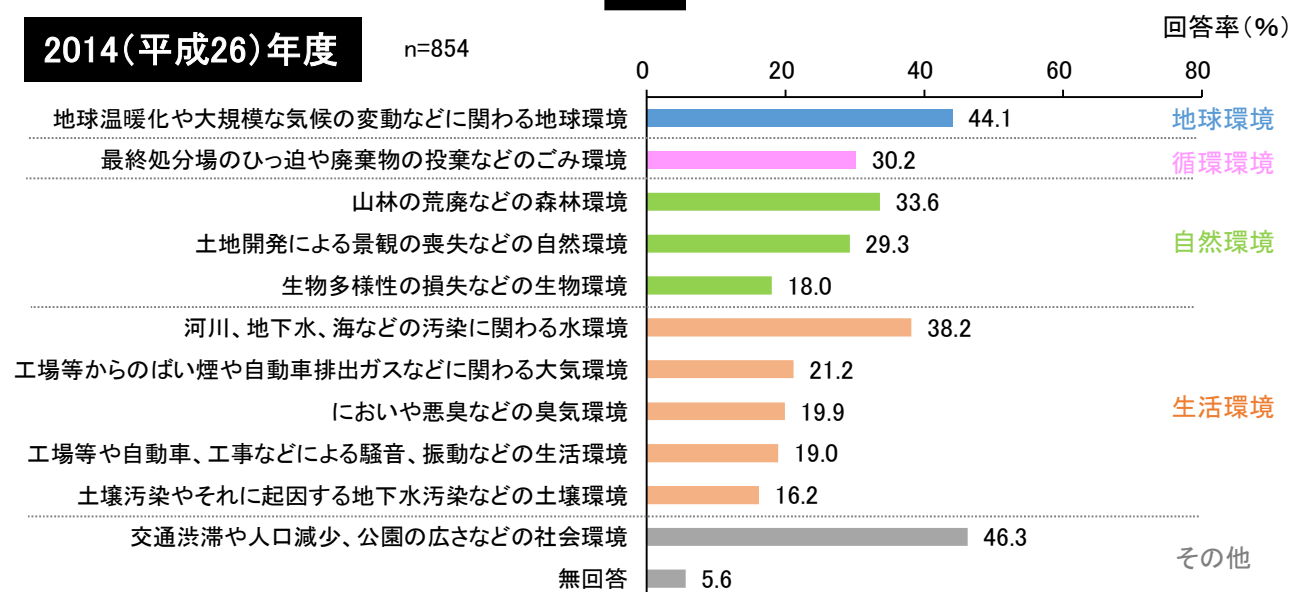
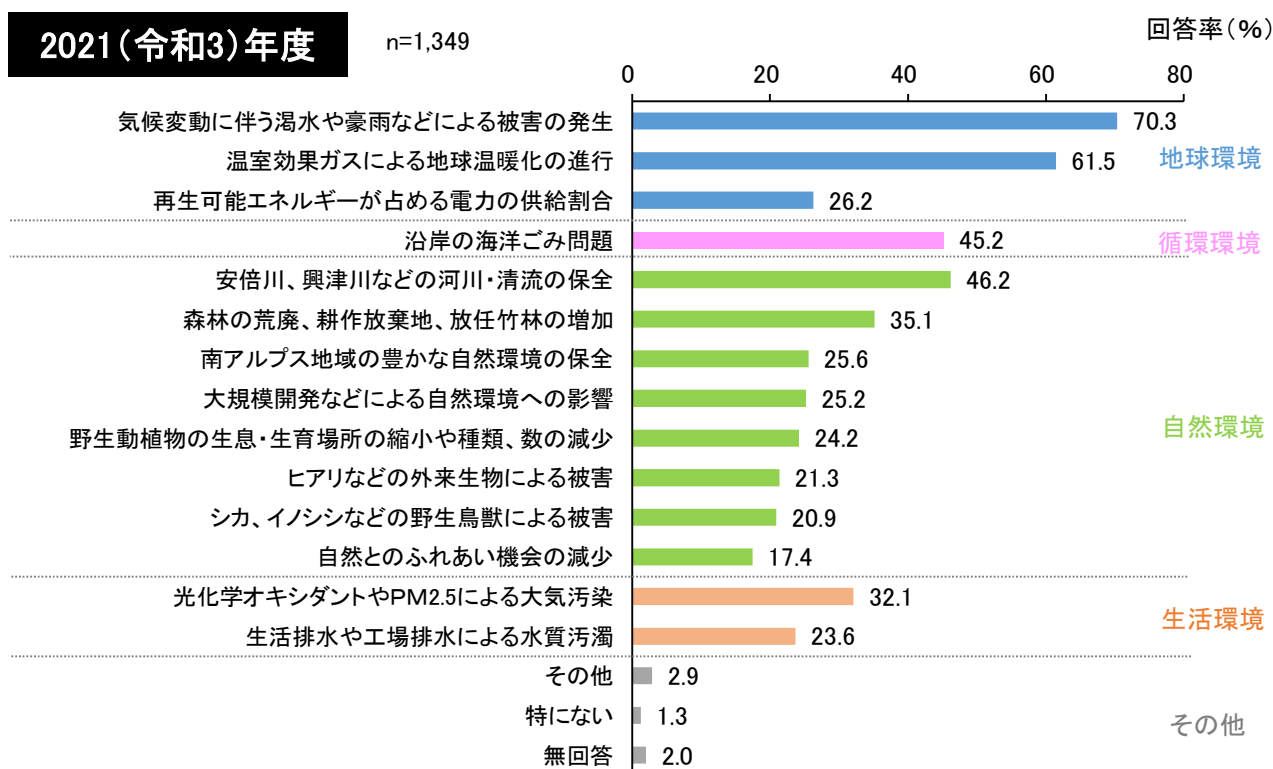
課題

→ 市民が納得できる取組または納得を得るための十分な情報発信が不足していると考えられます。

●気候変動や地球温暖化への関心が高くなっています

環境問題について関心のあるものは、「気候変動に伴う渇水や豪雨などによる被害の発生」（70.3%）、「温室効果ガスによる地球温暖化の進行」（61.5%）が上位にあがっています。次いで、「安倍川、興津川などの河川・清流の保全」（46.2%）、「沿岸の海洋ごみ問題」（45.2%）、「森林の荒廃、耕作放棄地、放任竹林の増加」（35.1%）などの、海・山・川の環境問題に関心が集まっています。

また、2014（平成26）年度の意識調査結果と比較すると、気候変動や地球温暖化を含む「地球環境」への関心が高まっています。



【図 73】 環境問題について関心のあるもの

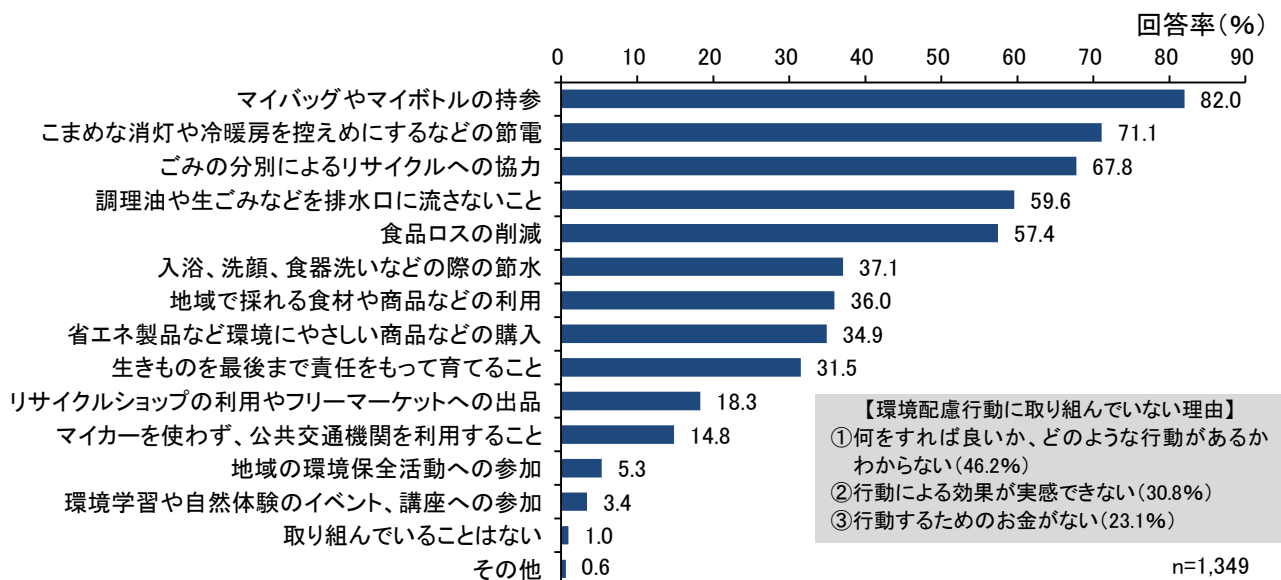
【資料：2021（令和3）年度及び2014（平成26）年度 静岡市環境基本計画 市民意識調査】

課題

→ 気候変動や地球温暖化などの関心度の高いテーマは、市民に環境問題の啓発を行っていく上で
のきっかけとして活用することが考えられます。

●ごみ減量・リサイクル、省エネルギーなどの取組の実践率は高水準となっています

「マイバッグやマイボトルの持参」（82.0%）、「こまめな消灯や冷暖房を控えめにするなどの節電」（71.1%）、「ごみの分別によるリサイクルへの協力」（67.8%）などのごみ減量・リサイクル、省エネルギーなどに関する取組は実践されています。その一方で、「地域の環境保全活動への参加」（5.3%）、「環境学習や自然体験のイベント、講座への参加」（3.4%）など、実際に環境保全活動や自然体験などに参加している人は少ないという結果になりました。



【図 74】 現在取り組んでいる環境配慮行動

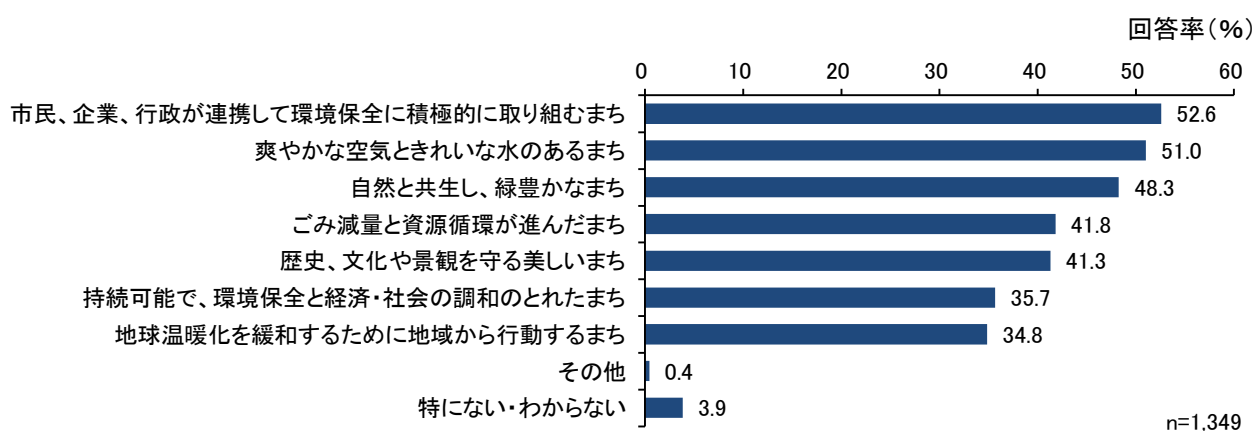
【資料：2021（令和3）年度 静岡市環境基本計画 市民意識調査】

課題

- 個人でできる取組をさらに広げるとともに、家庭を飛び出しての活動の強化・充実が求められます。
- 行動に取り組んでいない理由を分析し、行動変容を促す働きかけが求められます。

●市民・事業者・行政の連携による積極的な環境保全が期待されています

今後、本市が展開するべきだと思う環境施策として、「市民、企業、行政が連携して環境保全に積極的に取り組むまち」（52.6%）、「爽やかな空気ときれいな水のあるまち」（51.0%）、「自然と共生し、緑豊かなまち」（48.3%）が上位にあがりました。



【図 75】 今後、静岡市が展開するべきだと思う環境施策

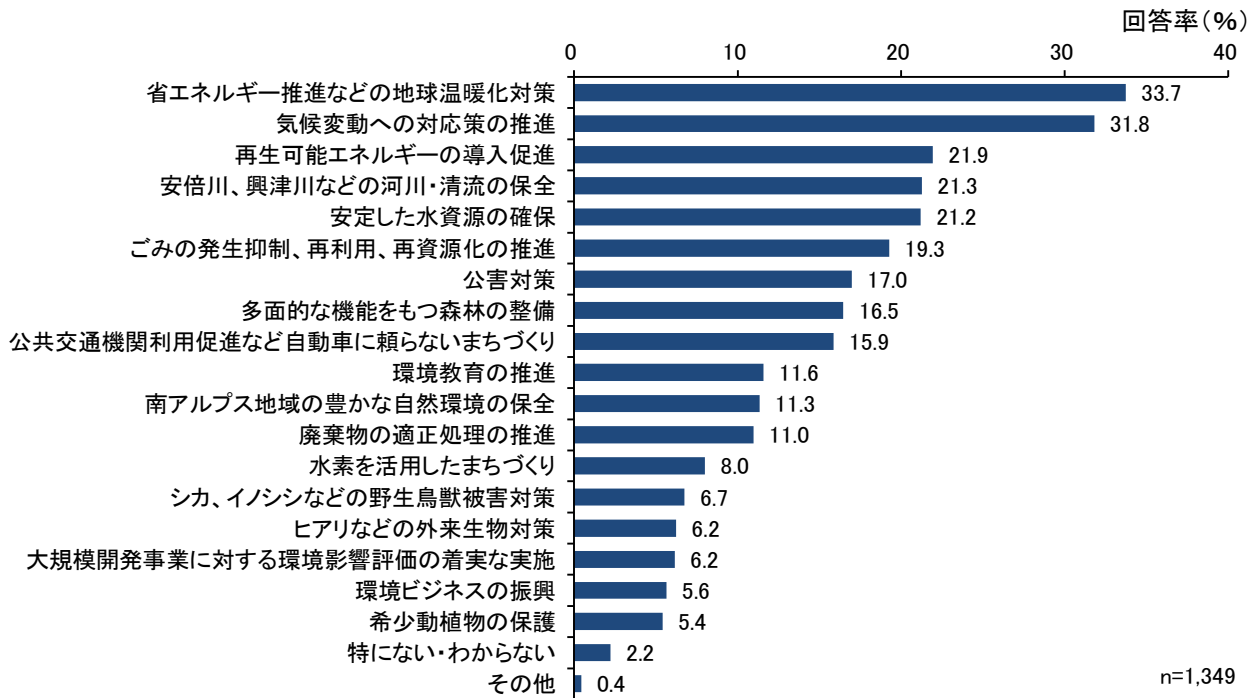
【資料：2021（令和3）年度 静岡市環境基本計画 市民意識調査】

課題

- 各主体の協働による積極的な取組が求められています。

●重点的に取り組むべき対策は地球温暖化や気候変動が多くなっています

今後、本市が重点的に取り組むべき対策として、「省エネルギー推進などの地球温暖化対策」（33.7%）、「気候変動への対応策の推進」（31.8%）、「再生可能エネルギーの導入促進」（21.9%）など、地球温暖化や気候変動についての回答が上位にあがりました。



【図 76】 今後、静岡市が重点的に取り組むべき対策

【資料：2021（令和3）年度 静岡市環境基本計画 市民意識調査】

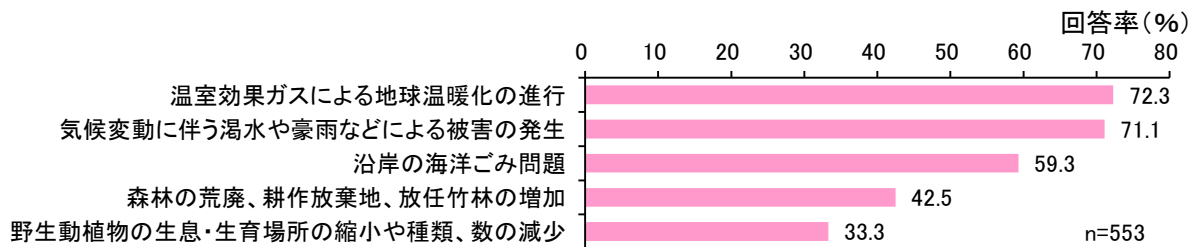
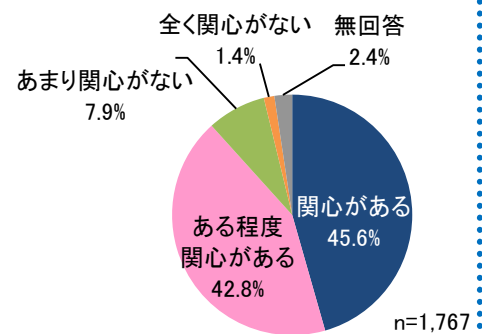
課題

→ 市民の関心が高い地球温暖化や気候変動対策などへの取組を通じて市民の行動変容を促し、生活様式の改善や環境活動への積極的な参加などにつなげていく必要があります。



国民・静岡県民の地球環境問題への関心度

2020（令和2）年度に国が行った調査によると、地球環境問題に「関心がある（関心がある、ある程度関心がある）」と回答したのは全体の約9割でした。また、静岡県が行った調査によると、重要だと思う環境問題は地球温暖化（72.3%）、気候変動に伴う被害の発生（71.1%）が上位となりました。国民や静岡県民にとっても地球温暖化や気候変動などへの関心度が高いことがわかります。



【図 77】 地球環境問題への関心度（右上）と重要だと思う環境問題（下）

【資料：気候変動に関する世論調査（右上）、2020（令和2）年度第10回県政インターネットモニターアンケート（下）】

7-3 総括

第2次計画の成果を総括すると、次のとおり、概ね順調に進めることができ、次のステージに向けた準備が整ったといえます。

●数値目標達成率は67%でした

一部の項目が達成困難ではあるものの、全体としては、目標に向け順調に推移しました。

●市民の環境意識が高まっています

市民意識調査などから、環境に対する満足度の向上、気候変動や地球温暖化問題への高い関心度、個人で実践できる取組の高水準の実践率などの結果が得られています。また、近年策定した個別計画のパブリックコメントに寄せられる意見の数も増加しており、市民の環境への意識が高まっているといえます。

一方で、家庭を飛び出しての環境保全活動や自然体験などの実践率が低いという課題があります。

●新たなパートナーシップ構築や関係強化が進んでいます

本市では、「市民生きもの調査員養成講座」など、様々な主体とのパートナーシップのもと、各種事業を展開しています。このような取組を通して、各主体との新たなパートナーシップ構築や関係強化が進んでおり、今後もさらなる取組が期待されています。

一方で、意識や行動の面で市民間に二極化がみられ、市民団体の中には担い手の不足などから活動の持続可能性が懸念されるものもあります。



【図 78】市民生きもの調査員養成講座

●次世代に残す環境フィールドの保全・施設の整備が進んでいます

2014（平成 26）年の南アルプスのユネスコエコパークへの登録の後、本市では「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）」を策定して、適正な保全・活用を行っています。また、2021（令和 3）年 4 月には「自然とふれあう体験型の都市緑地」をコンセプトとした「あさはた緑地」がオープンしました。さらに、学びの機能も備えた新たな環境保健研究所の整備に着手するなど、次世代に残す環境フィールドの保全・施設の整備が進んでいます。



【図 79】あさはた緑地

市民参加型自然調査や、地域の賑わい創出につながる取組など、一層の活用が求められます。

●国内における本市環境行政の存在感が向上しています

本市が実施している各種環境施策は、一定の成果をあげてきました。例えば、2012（平成 24）年に市内で確認された特定外来生物「アルゼンチンアリ」は、その後の調査・防除により 2019（令和元）年に地域根絶を達成しました。都道府県単位での根絶は国内初の事例です。

また、2020（令和 2）年に国土交通省が設置した「リニア中央新幹線静岡工区 有識者会議」では、本市が実施した南アルプス調査の結果などが活用されています。



【図 80】トラップによるアルゼンチンアリの防除

さらに、自治体として国内初となる電力売買の一括契約と民間投資による VPP を組み合わせた「静岡市エネルギーの地産地消事業」の開始（2017（平成 29）年度）、「静岡市森林環境アドプト実行委員会」の「農林水産大臣賞」受賞（2022（令和 4）年度）、環境省の「脱炭素先行地域」への採択（2022（令和 4）年度）など、経済・社会・環境の三側面の好循環を創出するような取組が進んでおり、国内における本市環境行政の存在感が向上しています。今後も、30by30 など新たな取組への参加、国際会議も含めた各種会議における情報発信なども行い、本市の存在感や求心力を高めていくことが求められます。

第8節 今後の環境政策の展開に向けて

前節で総括したとおり、第2次計画は概ね順調に進めることができ、次のステージに向けた準備が整いました。一方、パリ協定やSDGsなどの国際社会からの要請や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定など、従来の取組をさらに加速させる必要があります。

そのような中、本市は、「SDGs 未来都市」やアジア唯一の「SDGs ハブ都市」に選定され、さらに全国の先陣を切り「脱炭素先行地域」にも選定されるなど、国際社会や日本政府からの高い期待を寄せられるとともに、重い責務も負っています。このような期待に応え、さらに、30by30 や SDGs などの国際的な取組の推進に貢献することで、国内、さらには国際社会において、より一層の輝きを放てるものと考えられます。

また、市民の環境意識や活動意欲の高まりを確認できた市民意識調査からは、良好な環境が市民の愛郷心の醸成につながり、さらには本市の人口活力の向上につながることも考察できます。SDGs の目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」をみるまでもなく、このような良好な環境を維持・創出していくためには、一人ひとりの主体的な行動に根差したパートナーシップによる取組が不可欠です。

第2次計画を通し、特定分野における市民や企業などとのパートナーシップが進んできており、今後、このパートナーシップの対象分野を広げるとともに、さらに重層的なものへと発展させていく必要もあります。

工業や商業が厚く集積した本市にあっては、ビジネスを通じた環境問題の解決も期待でき、すでにその萌芽をみることもできます。しかしながら、足下の市民活動をみると、市民の二極化や高齢化による担い手不足などの課題も見受けられます。環境活動に無関心な市民や、関心はあるが行動できていない市民も多く、それぞれの段階に沿った行動変容の働きかけが求められます。また、このほかにも、短期的に解決することが難しい外来種問題などへの対応も求められます。

このようなものも含め、今後の環境政策の展開を検討するにあたっては、様々なパートナーシップを基調に、経済・社会・環境の三側面の統合的な解決を追求するとともに、良好な環境の保全・創出にとどめることなく、国際社会や日本政府が行う取組に積極的に貢献し、市民の愛郷心の醸成や本市の求心力の向上につなげ、本市のまちづくりの目標である『世界に輝く静岡』の実現に貢献することまでも目指していきます。



本市の 30by30 に向けた取組

国は、2021（令和3）年の G7 サミットにおいて、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させるというゴールに向け、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全しようとする「30by30 目標」に取り組むことを約束しました。

そして、国内における目標達成にむけて、2022（令和4）年4月に産官民による「生物多様性のための30by30 アライアンス」を発足し、自治体、企業、NPO 法人など、本市を含め314者が参加しています。（2022（令和4）年11月16日現在）

また、民間などの取組により結果的に生物多様性の保全に貢献している地域などを、環境省が「自然共生サイト（仮称）」として認定し、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）として国際データベースに登録することを目指しています。

本市は、2022（令和4）年度に実施された「自然共生サイト（仮称）認定実証事業（試行後期）」に麻機遊水地を候補地として協力表明し、30by30の実現に向けた取組を推進しています。



【図81】麻機遊水地の貴重な湿地植生（ミズアオイ）

第3章 目指す姿と取組方針

第1節 基本理念及び新たな課題を踏まえた視点

1-1 静岡市環境基本条例の基本理念

本計画は、「静岡市環境基本条例」の第3条から第6条に定める基本理念を踏まえたものとします。

なお、基本理念を実現するため、市民・事業者・市がそれぞれの責務に応じた公平な役割を分担し、その社会・経済活動を行う際に、環境の保全を最大限尊重します。

【基本理念】

- 安らぎや潤いが実感できる、健康で快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を保全し、将来の世代へ継承する
- 生態系の多様性に配慮しつつ、自然との触れ合いのあるまちの実現を目的として、自然環境を維持・向上させるための行動を行う
- 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能なまちを構築するために自主的かつ積極的に行動する
- 日常生活、事業活動、施策が地球環境に影響を及ぼすことを認識する

1-2 新たな課題を踏まえた視点

本計画は、以下の新たな課題を踏まえた視点を盛り込みます。

【新たな課題を踏まえた視点】

- 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する
- 経済、社会、環境の三側面の好循環を創出する取組を推進する
- 本市が有する地域資源を活かし、自立・分散型社会の形成に向けた取組を推進する
- 市民一人ひとりの行動変容を促す取組を推進する
- 市民・事業者と協働・共創した取組を推進する



本市のまちづくりの目標

「第4次静岡市総合計画」では、以下のようなまちづくりの目標を掲げています。本計画では、これらを踏まえた目指す姿を設定します。

【まちづくりの目標】 『世界に輝く静岡』の実現

【世界に輝く静岡とは】

- 静岡市に暮らす市民一人ひとりが、輝いて、自分らしい人生を謳歌できるまち
- 静岡市が擁する地域資源を磨き、輝かせ、世界から注目され、人々が集まるまち



第2節 目指す姿

本市は、南アルプスから駿河湾まで多様で稀有な特徴を有する自然環境を有し、そこから享受する恵みを次世代へ確実に引き継いでいくことが求められています。また、地球の存続のため、世界が一丸となって地球温暖化対策に取り組むことが、地球に生きる私たち一人ひとりにとって、避けることができない差し迫った課題となっています。また、SDGsの達成に向けた取組が浸透する中、「持続可能」をキーワードとした社会の構築に向けて、今、経済・社会・環境の側面を統合した取組の推進が不可欠となっています。

本市が目指すのは、人口や産業が過度に集積し、時間の流れが急速に進む大都市ではなく、一定の経済力を有しながら人と自然が共生し、将来にわたり豊かな営みを続け、人々が人生を謳歌できる持続可能なまちの実現です。

そこで、2030（令和12）年度の本市の環境の目指す姿を、次のとおり定めます。

人と自然が共生し、将来にわたり 豊かな営みを続けられるまちの実現



第3節 取組方針

取組方針1 経済・社会・環境の三側面の好循環を生み出す地域脱炭素の基盤整備を進めます



地球温暖化対策は世界的な課題であり、2050（令和32）年までに世界の温室効果ガス排出量正味ゼロを達成することが世界全体の目標として掲げられています。これを踏まえ、我が国も2020（令和2）年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

本市では、2020（令和2）年12月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、2022（令和4）年4月には環境省から「脱炭素先行地域」に選定され、経済と環境が両立した脱炭素社会の実現をけん引する役割を担うこととなりました。また、指定都市として国の目標を上回る削減目標を掲げ、率先して実践していくことが求められます。



そのため、脱炭素先行地域の取組に象徴されるように、脱炭素に向けては企業などとの連携のもと、経済活動などを介してより多くの市民の参加を得ながら、脱炭素と経済発展を同時にもたらすことを基本に、地域脱炭素の基盤整備を進めていきます。

進捗指標	基準値（2021年度）	中間目標（2026年度）	最終目標（2030年度）
① 温室効果ガス排出量の削減率（2013年度比）	14.6%（2020）	26.0%	51.0%
② 市内の電力消費量に対する市内の再生可能エネルギーの発電量の割合	24.2%	33.0%	50.0%
③ 次世代自動車（EV・PHV・FCV）の普及台数	2,054台	24,000台	78,000台
④ 市民の気候変動への「適応策」の認知度	25.3%	32.0%	40.0%

取組方針2 循環型社会を目指した廃棄物政策を推進します



廃棄物の抑制は、脱炭素はもとより、良好な生活環境や生物多様性の保全にも好影響を及ぼすものです。さらに、将来にわたり豊かな営みを続けていくためには、廃棄物の排出抑制をさらに進め、循環型社会の実現も求められています。そのため、市民・事業者・市がそれぞれの立場において、さらなるごみの減量や資源化に取り組んでいきます。また、安定的な廃棄物処理体制を確保するにあたり、新たな最終処分場の整備や廃棄物処理施設の計画的改修の実施などを進めていきます。



このような廃棄物の適正処理に向けた取組を進めると同時に、これまでの天然資源の大量消費・大量廃棄を前提とした一方通行型の社会経済システムから、物質の循環の輪が途切れない循環経済への移行を目指します。

進捗指標	基準値（2021年度）	中間目標（2026年度）	最終目標（2030年度）
① 一人1日当たりのごみ総排出量	928g/人・日（2019）	836g/人・日	783g/人・日
② 一人1日当たりの家庭ごみ総排出量	661g/人・日（2019）	590g/人・日	549g/人・日
③ 事業系ごみの排出量（総量）	68,272 t	60,017 t	55,300 t

取組方針3 生物多様性への理解・浸透を図り、保全・再生を拡大します



本市は、南アルプスから駿河湾まで多様な自然環境を有しており、私たちはその自然や生きものから受ける多くの恵みにより、豊かで健康的な生活を送っています。しかし、長らく続いてきた都市化や開発による生きものの生息・生育場所の減少、高齢化や担い手不足による里地里山の荒廃、急速に進む外来種の侵入、さらには、地球温暖化による様々な影響などにより、私たちが自然や生きものから受けてきた多くの恵みの持続性が失われようとしています。そのため、国は生物多様性の保全に向け、「自然共生サイト（仮称）」の認定及び OECM への登録を進めようとしています。



そのような中で、供用が開始されたばかりの「あさはた緑地」には多くの市民が集い、自然が備える“求心力”を再認識することができます。また、市民意識調査でも市民の半数以上が、公園に求める主要な機能として「自然環境」をあげています。生物多様性の損失を止め、人と自然の結びつきを取り戻すため、生物多様性への理解・浸透も期待できる市民参加による生きもののモニタリングや高山植物保護、外来種対策などを通し、生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていきます。また、国の生物多様性戦略との整合性も踏まえて、2030（令和12）年までに生物多様性の損失を食い止め回復させる「ネイチャーポジティブ」というゴールに向け、30by30 目標の達成に向けた取組を推進します。

進捗指標	基準値（2021年度）	中間目標（2026年度）	最終目標（2030年度）
① 南アルプスの主要地域の高山植物種数	37種（2022）	37種	37種
② 竹破碎機の延べ貸出回数	76回（2019-2021平均）	80回	80回
③ 河川環境アドプトプログラムの登録団体の延べ活動回数	69回（2019-2021平均）	100回	100回
④ 水生生物調査（水のおまわりさん）の参加者数	1,177名（2019-2021平均）	1,200名	1,200名

取組方針4 住み良さを実感できる生活環境をつくります



大気・水・土壌などと、そこに住む生きものが密接に関わって生活環境は形成されています。そして、これらの環境を健全な状態で維持していくことは、私たちの生活を守ることにもつながります。また、文化財や良好な景観、公園や緑などは、私たちの快適で文化的な暮らしを支えています。



そのため、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染など環境への負荷を低減して安全安心な環境づくりを進めるとともに、歴史文化・景観・緑などの保全・創造、健全な水循環の確保と回復などにより、住み良さを実感できる生活環境をつくります。

進捗指標	基準値（2021年度）	中間目標（2026年度）	最終目標（2030年度）
① 事業者の公害法令順守率	91.8%	92.4%	93.0%
② 生活排水処理率	86.4%	90.1%	92.6%
③ 市民一人当たりの都市公園面積（都市計画区域）	7.0㎡	7.2㎡	7.4㎡
④ 静岡市は歴史・伝統文化や地域の魅力が感じられるまちだと思ふ人の割合	58.9%（2022）	66.0%	70.0%



取組方針5 環境教育を通じて、環境活動の輪を広げます

南アルプスから駿河湾へと広がる自然など、豊かで快適な生活の源泉ともいえる本市の環境を、市民が一丸となって守り、持続可能な社会を将来世代へ継承する必要があります。そのため、環境教育を通じて多様な主体・世代間で互いに環境意識を高め合い、市民一人ひとりの行動変容を促すとともに、将来にわたり様々な課題に対して、協力しながら環境活動に取り組むまちを目指します。



また、「SDGs 未来都市」でもある本市には、SDGs の達成に向けた積極的な取組が期待されており、あらゆる主体の参加のもと環境を含めた様々な課題の総合的な解決に向け、グローバルな視点を持って対応することが重要です。そのため、取組方針1～4に沿って企画・立案する施策は、経済・社会にも好影響を及ぼすものとなるよう配慮する必要があります。各事業の実施段階で、環境教育にもつながる「多様な主体の協働・共創」を組み込み、環境活動への関心を市民全体に広げていきます。

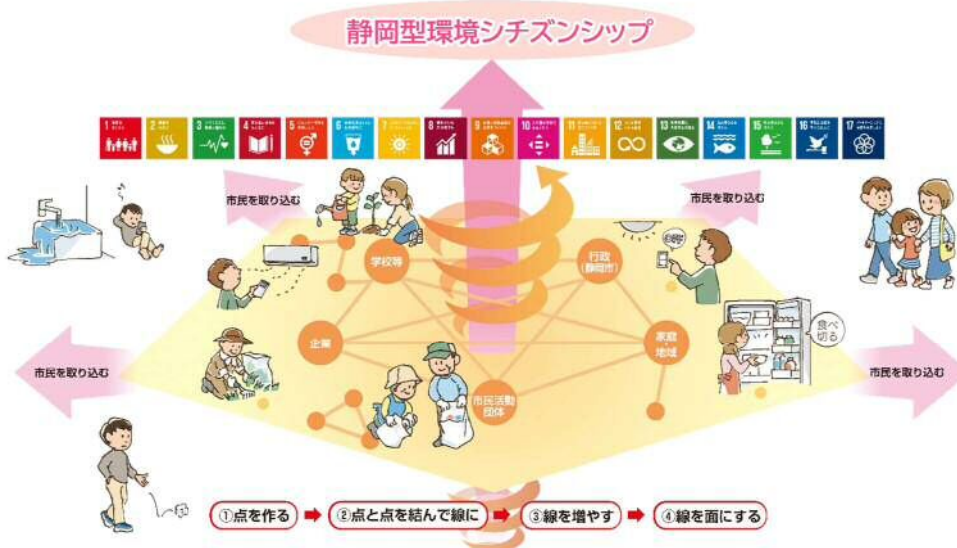
進捗指標	基準値 (2021 年度)	中間目標(2026 年度)	最終目標(2030 年度)
① ウェブサイト「しぜんたんけんてちょう」の閲覧数	53,257 件	63,000 件	71,000 件
② 環境学習指導員派遣事業の派遣人数	188 人	220 人	220 人
③ 環境に関するボランティア活動参加割合	26.2% (2022)	26.6%	27.0%



環境教育の将来像

「静岡市環境教育行動計画」では、環境活動（環境に配慮した行動、環境保全活動）に取り組む市民を増やし、環境活動をしていない市民をも取り込むことで、市全体で「静岡型環境シチズンシップ[※]」の醸成を進めていくこととしています。

※静岡市の豊かな自然への愛着と地球環境への問題意識を持ち、持続可能な社会の実現のために課題解決しようとする意識及び態度。



【図 82】 静岡市が目指す環境教育の将来像

【資料：静岡市環境教育行動計画】

第4章 目標達成に向けた施策

5つの取組方針と16の環境目標

関連する個別計画

進捗指標

取組方針1

経済・社会・環境の三側面の好循環を生み出す地域脱炭素の基盤整備を進めます



- 01 省エネルギーの推進
- 02 再生可能エネルギーの拡大
- 03 エネルギーの高度利用化
- 04 気候変動への適応

地球温暖化対策実行計画

- ① 温室効果ガス排出量削減率（2013年度比）
- ② 電力消費量に対する再生エネルギーの割合
- ③ 次世代自動車（EV、PHV、FCV）の普及台数
- ④ 市民の気候変動への「適応策」の認知度

取組方針2

循環型社会を目指した廃棄物政策を推進します



- 05 廃棄物の減量に向けた協働の推進
- 06 安定的な廃棄物処理体制の確保

一般廃棄物処理基本計画

産業廃棄物処理対策推進方針

- ① 一人1日当たりのごみ総排出量
- ② 一人1日当たりの家庭ごみ総排出量
- ③ 事業系ごみ排出量（総量）

取組方針3

生物多様性への理解・浸透を図り、保全・再生を拡大します



- 07 人と生きものが共生するまちづくり
- 08 自然を身近に感じ、親しむまちづくり
- 09 環境への関心・関与を継続するまちづくり
- 10 生物多様性に配慮したまちづくり

南アルプスエコパーク
管理運営計画（静岡地域版）

生物多様性地域戦略

- ① 南アルプスの主要地域の高山植物種数
- ② 竹破碎機の延べ貸出回数
- ③ 河川環境アドプトプログラムの登録団体の延べ活動回数
- ④ 水生生物調査（水のおまわりさん）の参加者数

取組方針4

住み良さを実感できる生活環境をつくります



- 11 安全安心な生活環境の確保と充実
- 12 良質な水環境の保全
- 13 緑あふれる美しいまちの創出
- 14 歴史・文化とふれあう機会の充実

しずおか水ビジョン

みどりの基本計画

景観計画

文化振興計画

- ① 事業者の公害法令順守率
- ② 生活排水処理率
- ③ 市民一人当たりの都市公園面積
- ④ 静岡市は歴史・伝統文化や地域の魅力が感じられるまちだと思う人の割合

取組方針5

環境教育を通じて、環境活動の輪を広げます



- 15 環境教育の活動支援と次の担い手の育成
- 16 各主体の連携・協働の創出・強化

環境教育行動計画

- ① ウェブサイト「しぜんたんけんてちょう」の閲覧数
- ② 環境学習指導員派遣事業の派遣人数
- ③ 環境に関するボランティア活動参加割合

【図 83】 取組方針と環境目標、個別計画の関連図

環境目標

1

取組方針1 ▶ 経済・社会・環境の三側面の好循環を生み出す地域脱炭素の基盤整備を進めます

省エネルギーの推進



市の施策・取組

1 省エネルギー性能設備機器の導入を促進します

- 率先して公共施設への省エネルギー性能機器の導入を進めるとともに、家庭や事業所への省エネルギー性能機器の導入を支援します。
- 国や県、各種団体の補助制度を市民や事業者が活用できるよう、積極的に情報発信します。
- 道路照明の100%LED化を進めるとともに、自治会などが進めるLED防犯灯の設置事業を支援します。



2 建物の省エネルギー化を進めます

- エコアクション21などの環境マネジメントシステムの取得を支援します。
- 住宅のZEH化を支援します。
- 公共施設の新設や改修にあたっては、省エネルギー化を進めます。

3 輸送・移動手段の省エネルギー化を進めます

- 公共交通機関の積極利用や自転車利用に関する呼びかけを実施するとともに、エコドライブを推進します。
- 安全・快適に自転車に乗れるよう自転車走行空間の整備を進めます。
- MaaSの取組を推進します。
- 次世代自動車（EV、PHV、FCV）の普及拡大を図ります。

4 脱炭素ライフスタイル・ビジネスへの転換を図ります

- 静岡版「もったいない運動」を推進します。
- 環境保全型農業を支援します。
- 脱炭素に資する新たな技術開発を支援します。
- 脱炭素ビジネスに転換していくための体制づくりを進めます。



市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 高効率照明や高効率給湯器などの省エネルギー設備を積極的に取り入れます。	●	●
◇ 新築・改築する際には、ZEHやZEB化を推進します。	●	●
◇ 公共交通機関や自転車での移動を心がけるとともに、エコドライブを推進します。	●	●
◇ 宅配ボックスを活用するなど宅配便の再配達削減に取り組めます。	●	●
◇ 近隣世帯や企業同士でのカーシェアを推進します。	●	●
◇ 環境に配慮した自動車使用などによる自動車運送事業のグリーン化を進めます。		●
◇ トラック輸送の共同輸配送の推進、海上・鉄道輸送へのモーダルシフトを推進します。		●
◇ 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動に参加します。	●	●
◇ クールビズ、ウォームビズを励行します。	●	●
◇ 各部門において脱炭素に資する新技術の導入を目指します。		●
◇ バイオマスプラスチック類の普及に努めます。		●
◇ 家庭や事業所でごみ減量を進めます。	●	●
◇ 環境保全型農業を推進します。	●	●

環境目標

2

取組方針1 ▶ 経済・社会・環境の三側面の好循環を生み出す地域脱炭素の基盤整備を進めます

再生可能エネルギーの拡大



市の施策・取組

1 各部門における再生可能エネルギー設備の拡大を図ります

- 率先して公共施設に再生可能エネルギー設備の導入を進めます。
- 下水道汚泥を燃料化する設備を継続することにより、汚泥処理により製造される燃料化物を再利用します。
- 清掃工場での廃熱を利用した発電を実施します。
- 木質バイオマスや小水力発電設備の導入など地域特性を活かした設備の導入に関する検討を行います。
- 中山間地域における再生可能エネルギーの導入可能性調査を支援し、エネルギーの地産地消や地域の活性化への取組を支援します。
- 事業者と連携し、再生可能エネルギーの普及啓発のための学習会を実施します。
- 住宅の ZEH 化を支援します。
- PPA による太陽光発電設備の普及拡大を図ります。
- 国や県など各種団体の補助制度を市民や事業者が活用できるよう、積極的に情報発信します。
- 市域内の再生可能エネルギー設備を一体的に見学できるようなルートを情報発信します。



2 地域に有益な再生可能エネルギーの拡大を図ります

- 地域の雇用や産業の創出、観光振興、まちづくり、災害時の電力供給など、地域と共生する形で再生可能エネルギーの拡大が進むよう、積極的に支援します。
- 静岡県地球温暖化防止活動推進センターや民間事業者と連携した普及啓発活動を行います。



市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 太陽光発電設備、太陽熱システム、地中熱ヒートポンプ、小型風力発電設備など、家庭・事業所で活用できる再生可能エネルギー設備などを導入します。	●	●
◇ 新築・改築する際には、ZEH や ZEB 化を推進します。	●	●
◇ 初期投資がなく太陽光発電設備が導入できる PPA モデルを推進します。	●	●
◇ 農林水産関連の廃棄物、食品・畜産廃棄物の肥料化など、廃棄物系のバイオマス資源を積極的に利用します。		●
◇ 廃棄物発電などの発電や熱供給に利用するための施設・設備の整備を進めます。		●
◇ BDF やバイオエタノールなどのバイオマス燃料の利用を促進します。		●
◇ 地域に裨益し、地域と共生する形での再生可能エネルギー事業を進めていきます。		●
◇ 固定価格買取期間が満了した卒 FIT 電力の地産地消を進めます。	●	●

環境目標

3

取組方針1 ▶ 経済・社会・環境の三側面の好循環を生み出す地域脱炭素の基盤整備を進めます

エネルギーの高度利用化



市の施策・取組

1 低炭素なまちづくりを推進します

- 無秩序な市街地の拡散抑制、都心への都市機能の集約を図り、コンパクトなまちづくりを進めます。
- 脱炭素先行地域の取組への支援を通じて、単に再生可能エネルギー設備を導入するだけでなく、賑わい創出などまちづくりと一体で進めていきます。
- 次世代のエネルギーとして期待されている水素エネルギーの利活用には、インフラ面・コスト面・技術面などで多くの課題を有しています。地球温暖化対策はもとより、新たなエネルギー産業の創出による地域経済の活性化や、多様なエネルギー源を確保した安全安心なまちづくりのためにも、静岡型水素タウンの実現に向けた取組を行っていきます。



2 EMSを活用したエネルギー管理を進めます

- 市有施設を活用し VPP の取組を公民連携により行っています。
- 脱炭素先行地域の取組への支援を通じて、自営線や系統線を活用した EMS に基づく地域マイクログリッドの複数形成を図ります。

3 次世代自動車の普及拡大を図ります

- 次世代自動車（EV、PHV、FCV）の導入拡大に向けた支援を行います。
- 水素ステーション建設に向けた取組を支援します。
- 国や県への要望活動など、各種補助金の拡充に向けた取組を行うとともに、各種団体が補助制度を活用できるよう積極的に情報発信します。



市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 「脱炭素先行地域」の取組の理解を深めるとともに、積極的に取組に協力します。	●	●
◇ 水素に対する認識を深めるとともに、「静岡型水素タウン」の実現に向けた協力をします。	●	●
◇ 家庭用燃料電池の導入を推進します。	●	
◇ 産業用燃料電池の導入を推進します。		●
◇ 水素利活用技術の開発を進めます。		●
◇ HEMS、BEMS、FEMS によるエネルギー管理を徹底します。	●	●
◇ 蓄電池などを活用した、エネルギーを最適に制御する VPP の取組を進めます。		●
◇ 水素タウンの促進に関する技術開発や行政と連携した水素タウンの普及啓発を行います。		●
◇ 次世代自動車（EV、PHV、FCV）などの導入を推進します。	●	●
◇ 充電設備や水素ステーションなど供給設備の整備を進めます。		●
◇ 次世代自動車に関する技術開発を進めます。		●

環境目標

4

取組方針1 ▶ 経済・社会・環境の三側面の好循環を生み出す地域脱炭素の基盤整備を進めます

気候変動への適応



市の施策・取組

1 温暖化によって激甚化する災害への対応を進めます

- 国や県と連携した治山事業を実施します。
- 集中豪雨などによる浸水被害を軽減するため、雨水貯留・浸透施設の設置促進などの雨水流出抑制対策を推進します。
- 気象災害による断水や水圧不足の発生を抑制するため、水道施設における減災対策として、土砂災害、浸水、停電に対応した補強を進めます。
- 国や県などと連携し、大雨・高潮などの予警報や河川水位のリアルタイム情報の提供などにより、風水害発生時の減災対策を行います。また、洪水ハザードマップ、内水ハザードマップなどにより自助促進を行うことにより、浸水発生時の減災対策を行います。
- 渇水などによる生態系への影響を抑えるため、水道施設の連携を行う北部ルート、南部ルートなどを活用した3つの行政区の水源をまたぐ水融通を図ります。
- 気温上昇に伴い、増加すると予測される熱中症や感染症への対策として、熱中症の予防や対処方法などの情報提供を行います。また、感染症については、国や県、医療機関などと連携し、予防やまん延防止に努めます。



2 生物多様性の保全を図ります

- 多種多様な種や生態系が時間をかけて温暖化に適応し、変化に幅広く対応できるようにするため、山間地のまとまった自然と里地里山、都市公園などの緑のネットワークの形成を目指します。
- 温暖化に脆弱な生態系のひとつである南アルプスの高山植生を保護するため、ニホンジカの食害に関する対策として防鹿柵の設置などを行います。

3 間伐や緑化など吸収源対策を強化します

- 市民・事業者などの協力のもと森林整備を実施します。
- オクシズ材の活用を促進するための事業を実施します。
- エリートツリー・早生樹の森林づくりを進めます。
- 公園を適切に維持・管理します。
- 水源涵養林の維持管理を行うとともに、耕作放棄地や放任竹林の対策を進めます。
- 海の吸収源であるブルーカーボン生態系の保全・拡大に向けた調査研究を進めます。



市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 雨水貯留・浸透施設の設置に協力します。	●	●
◇ 洪水ハザードマップなどを意識し、災害に備えます。	●	●
◇ 森林整備事業へ協力します。	●	●
◇ オクシズ材の利用を推進します。	●	●
◇ 耕作放棄地や放任竹林の対策を推進します。	●	●
◇ 各家庭で生垣や花づくりなどの緑化を推進します。	●	
◇ 事業所の敷地内や店舗などの緑化を推進します。		●

環境目標

5

取組方針 2 ▶ 循環型社会を目指した廃棄物政策を推進します

廃棄物の減量に向けた協働の推進



市の施策・取組

1 静岡版「もったいない運動」を推進します

- 「もったいない」をキーワードに積極的に 4R を推進します。特に、すぐごみになるものはもらわない・断る「発生抑制」(Refuse: リフューズ) や、食べ残しをしない・ものを大切にするといった「排出抑制」(Reduce: リデュース) に重点を置いて施策を展開します。
- 家庭可燃ごみに含まれる食品ロス割合の組成調査、企業と協働した出前授業・講座の実施、フードドライブキャンペーンの開催、飲食店等から発生する食品ロス削減のための「シズオカ食べきり協力店」の募集及び生ごみの減量化に効果的な「3切り」(食材の使い切り・食べ切り、生ごみの水切り)」の市民への推進などにより、食品ロスの削減、生ごみの減量化に取り組めます。
- プラスチックごみの削減に向けて、出前授業や静岡市資源循環啓発施設での講座やイベントを通じた啓発により、市民・事業者の使い捨てプラスチックごみの発生抑制意識の醸成を図ります。
- 紙ごみの削減に向けて、自治会などによる古紙の集団資源回収を引き続き奨励・支援します。可燃ごみとして排出される紙ごみの約半分はリサイクル可能な紙類であるため、雑がみ等の分別排出を促します。
- 事業者による資源物の自主的な拠点回収の取組に関する情報を市民が容易に収集し、活用できるよう、SNS などの広報媒体で積極的に紹介するなどして、リサイクルを推進します。
- 「廃棄物減量等推進員」を委嘱し、自治会・町内会などとの連携を深め、地域のごみ集積所における分別及び排出マナーの指導や啓発を通じて、ごみの減量化、資源化を推進します。
- 家庭から出る不燃・粗大ごみの減量につながる取組を推進します。



2 事業系ごみの減量化・再資源化を進めます

- 事業系ごみの処理について、自己処理責任の徹底が図られるよう、事業者への調査・指導を徹底します。
- 事業者は、拡大生産者責任に基づき、ごみそのものを発生させない製品の開発や販売、製品などが再使用・再生利用されやすい仕組みの整備、使用後に再使用・再利用可能な商品の自主回収などの実施に努める必要があります。市は、事業者に対してこれら取組の実施を働きかけ、必要な支援を行います。
- 市内事業者から発生するごみ(一般廃棄物)のさらなる再資源化、焼却量の減少を目指し、静岡市一般廃棄物処理基本計画に基づく一般廃棄物中間処分業や施設の新たな許可を検討します。
- 市民・事業者・市がそれぞれの立場で 4R を推進できるよう、三者の連携を強化します。

市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ マイバッグの利用を促進し、レジ袋の削減を図ります。	●	●
◇ 食材の使い切り、食品の食べ切り、生ごみの水切り、生ごみの堆肥化に取り組めます。	●	●
◇ フードドライブへの参加など、食品ロス削減に向けた取組を行います。	●	●
◇ ペットボトルや雑がみなど、リサイクル可能なものは資源物として排出します。	●	●
◇ コンビニ・スーパーなどでの手前取りなど、倫理的消費(エシカル消費)を実践します。	●	●
◇ 環境に配慮した商品や再生品を購入します。	●	●
◇ 循環経済の実現に資する商品やサービスを設計し、販売します。		●
◇ 販売した商品で使用後に再使用・再利用可能なものの自主回収などを実施します。		●
◇ 産業廃棄物は最終処分まで責任を持って処理します。		●

環境目標

6

取組方針 2 ▶ 循環型社会を目指した廃棄物政策を推進します

安定的な廃棄物処理体制の確保



市の施策・取組

1 適正な収集運搬・処理体制を整備します

- 一般廃棄物・産業廃棄物の廃棄物処理業者に関する許認可事務や、許可業者への立入検査などを行い、適正な廃棄物処理体制を維持します。
- ごみの長期的安定的な処理を行うため、既設清掃工場の長寿命化を図るとともに、新しい最終処分場の整備を目指します。また、稼働を終了した清水清掃工場の跡地に清水ストックヤード（仮称）を整備し、新たな清水ごみ受付センターとして運営します。



2 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組を推進します

- 西ヶ谷清掃工場と沼上清掃工場において、ごみの熔融及び焼却により生じた廃熱を、発電や近隣公共施設への熱供給など有効利用します。
- 西ヶ谷清掃工場からの熔融スラグが有効利用されるよう、すでに行っている肥料化や公共工事での利用に加え、新たな利用方法について研究を推進します。
- カーボンニュートラルの考え方にも通じるプラスチックごみの処理について、新たな視点での検討が必要となっているため、現在可燃ごみに分類しているプラスチックごみの分別収集を検討します。
- 既存の清掃工場などの長寿命化や新清掃工場などの建設を検討するにあたっては、温室効果ガス排出量削減も含めた環境負荷の低減を基本とします。
- 国では、廃棄物処理における排出抑制、公平性の確保、住民や事業者の意識改革などの有効な手段として家庭ごみ有料化の導入を推奨しており、本市においても、家庭ごみ有料化についての検討を引き続き行います。

3 廃棄物の適正処理を徹底します

- 山間地等廃棄物不法投棄監視員（以下「不法投棄監視員」という。）を委嘱し、不法投棄の監視や啓発を通じて、山、川、海岸部の自然や生活環境を保全します。また、廃棄物監視機動班や不法投棄監視員のパトロール活動による定期的な監視はもとより、市民やボランティア団体などの協力により、不法投棄の早期発見に努めます。
- 市民やボランティア団体などの協力により、公園や河川、海岸などの清掃活動に取り組みます。
- 法定処理困難物や在宅医療廃棄物など、取扱いの困難な廃棄物を適正に処理する方法を検討します。
- ごみの適正な排出が困難な市民に対する支援を検討します。
- 「静岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模災害発生時の災害廃棄物処理体制を構築します。

市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 保管する PCB 廃棄物の適正保管、早期の適正処分を行います。	●	●
◇ 市発注工事においては、「熔融スラグ有効利用ガイドライン」に沿った熔融スラグの適正な活用を図ります。		●
◇ 管理地を清潔に保つなど、不法投棄されにくい環境を維持します。	●	●
◇ 事業所内から発生するごみを適正に処理します。		●
◇ 不法投棄の監視や回収に協力します。	●	●

環境目標

7

取組方針 3 ▶ 生物多様性への理解・浸透を図り、保全・再生を拡大します

人と生きものが共生するまちづくり



市の施策・取組

1 南アルプスから駿河湾まで広がる生きものの生息・生育場所を守ります

- ニホンジカの食害対策などの高山植物保護、ライチョウ保護に向けた生息状況調査、南アルプス動植物環境調査、リニア中央新幹線工事（計画を含む。）における環境保全への対応などを行います。
- 里地里山環境の維持と継続的な管理、生物多様性の保全に資する農業の推進、野生鳥獣の適正な管理、専門家による動植物調査などを行います。
- 河川環境アドプトプログラム、市民との協働による河川環境の保全、多自然川づくりによる生物の生息・生育環境の保全、河川などの水質維持管理などを行います。
- アカウミガメの産卵場所の保全、県と連携した人工海浜・緑地の整備、藻場の生育環境の保全、市民との協働による海岸の環境保全、海洋プラスチックごみに関する啓発、水産資源の保護などを行います。
- 海の吸収源であるブルーカーボン生態系の保全・拡大に向けた調査研究を進めます。
- 希少動植物種の生息・生育環境の保全と再生、自然公園の保全管理、野生生物保護に関する普及啓発、市民との協働による希少種の生息環境の保全などを行います。
- 生きもの調査や外来種対策に取り組み、在来種の生息・生育環境の保全などを行います。
- 生物多様性に配慮した工法の検討・採用、河川改修における多自然川づくりの推進、地域特性に配慮した公園・緑地などの整備及び活用、護岸や法面工事などにおける生物多様性への配慮などを行います。
- 生物多様性の保全に貢献している土地について、行政のみならず、企業・市民団体・学校などと連携し、OECM への登録を推進します。



2 自然と居住の境界の環境保全に努めます

- 放任竹林対策、緩衝地帯の整備、耕作放棄地対策、里地里山の保全にも資する地産地消の促進、森林整備の促進・支援などを行います。
- 市民やボランティア団体などの協力により、公園や河川、海岸などの清掃活動に取り組みます。

市民・事業者の取組

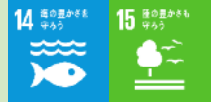
	市民	事業者
◇ 講演会や学習会などに参加し、南アルプスユネスコエコパークに関する知識を深めます。	●	●
◇ 野生鳥獣による被害を未然防止するため、防護柵の設置や未収穫物の処理などを行います。	●	●
◇ ポイ捨てをせず、河川・海岸清掃などに参加します。	●	●
◇ 竹林の整備や竹材・たけのこなどの活用を図ります。	●	●
◇ 地場製品の購入など地産地消に協力します。	●	●
◇ 森林及び耕作放棄地の適切な管理に努めます。	●	●

環境目標

取組方針 3 ▶ 生物多様性への理解・浸透を図り、保全・再生を拡大します

8

自然を身近に感じ、親しむまちづくり



市の施策・取組

1 まちなかでの自然ふれあい機会の拡大に努めます

- まちなかにおける市民協働の環境保全活動の推進、市民との協働による河川環境の保全、放任竹林対策、市民参加による生きもの調査や外来種対策の実施などを行います。
- 環境学習指導員の派遣、大学・企業・市民活動団体などと連携した自然体験教室、環境学習会や自然体験教室など自然とふれあえるイベントの開催、自然体験ができる場の整備、自然とふれあえる場所や活動の情報発信などを行います。



2 自然の中での健康的な活動機会を推進します

- ハイキングコースの整備、市民の森や南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家などで行う自然の中での各種講座やイベントを開催するとともに、新たな活動拠点整備に取り組みます。
- 環境学習指導員の派遣、大学・企業・市民活動団体などと連携した自然体験教室、市民参加による生きもの調査、自然とふれあえる場所の情報発信などを行います。
- エコツーリズム・グリーンツーリズムの推進、三保松原に係る普及啓発、体験型観光・農山漁村体験・森林教室などの実施と支援、地域資源の活用・利用促進、移住促進事業との連携などを行います。
- 放任竹林対策、竹破碎機講習会や竹林整備隊参加の呼びかけ、放任竹林の活用方法の検討、森林環境アドプト事業などを行います。
- 市民との協働による海岸・河川清掃、アドプトプログラムへの市民の積極的な参加の呼びかけ、自然環境に関する様々な活動への市民参加の促進、各種団体の活動内容の情報発信などを行います。



3 身近な緑地の保全に努めます

- 里地里山環境の保全と再生、身近な樹木・植栽など緑地の整備、公共施設における緑化推進、河川の多自然化と緑化推進などを行います。
- 市民活動団体の支援、各種団体の活動内容の情報発信などを行います。
- 食料の地産地消を推進します。

市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ まちなかにおける自然観察会などのイベントに参加します。	●	
◇ 各家庭で生け垣や花壇づくりなどの緑化を推進します。	●	
◇ 事業所の敷地内や店舗などの緑化を推進します。		●
◇ 自然体験イベントに参加します。	●	
◇ 海岸・河川清掃、アドプトプログラムなどに参加します。	●	●
◇ 地元産の農作物を積極的に購入するなど、地産地消を進めます。	●	●
◇ 農業の持つ自然循環機能を活かし、生産性との調和などに配慮した環境保全型農業に取り組みます。	●	●

環境目標

取組方針 3 ▶ 生物多様性への理解・協働推進により、保全・再生を拡大します

9

環境への関心・関与を継続するまちづくり



市の施策・取組

1 様々な体験の機会を提供するなど、幼児期からの環境教育を推進します

- 環境学習指導員の派遣、環境大学卒業生の活躍の場の創出、大学・企業・市民活動団体などと連携した自然体験教室の実施、環境学習会・イベントなどで活躍できる人材の発掘などを行います。
- 環境学習指導員に対する研修、環境大学の運営、自然体験活動指導者の育成などを行います。
- 環境学習教材（ハンドブック・動画など）の作成、環境学習教材の提供・情報発信などを行います。
- 環境学習会や自然体験教室など、自然や生きものとふれあえるイベント、地産地消の促進、農協・漁協・森林組合などと連携した環境学習などを行います。
- こども園、小中学校、図書館、生涯学習施設などにおける環境教育を推進します。



2 多様な主体間での生物多様性情報の共有を図ります

- 専門家や専門機関との協働による生きもの調査の実施、関係機関からの生きもの調査の情報収集・蓄積などを行います。
- 市民参加による生きもの調査の実施、情報収集・蓄積などを行います。
- 継続的な生きもの調査の実施、市民などによる継続的な生きもの調査の仕組みづくりなどを行います。
- 収集・蓄積した情報のウェブサイトへの掲載、生きもの調査への参加呼びかけなどを行います。
- アドプトプログラム参加団体・企業・市民活動団体などの活動情報収集、各種団体の活動内容の情報発信を行います。また、市民の活動発表の場の提供、企業活動における環境活動の積極的な取り入れの呼びかけ、企業や団体による SDGs 宣言、農協・漁協・森林組合と連携した環境学習にも取り組みます。

3 環境保全活動の輪を広げます

- 河川環境・自然環境アドプトプログラムの実施・拡大、市民活動団体間の情報共有、市民の活動発表の場の提供、各種団体の活動内容の情報発信などを行います。
- アドプトプログラム参加団体・企業・市民活動団体などの活動情報収集、各種団体の活動内容の情報発信などを行い、アドプトプログラムへの市民の積極的な参加を呼びかけます。
- 海を楽しむ活動を行う団体などと協力して、海での環境教育を行います。
- 保全活動の担い手育成、河川環境・自然環境・森林環境アドプト事業の実施・拡大、放任竹林対策、市民による森づくりの支援などを行います。
- 各種団体の活動内容の情報発信を行います。

市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 環境学習指導員など、環境教育の人材育成に協力します。	●	●
◇ 自然環境や生きものにふれあう体験や環境教育などを積極的に行います。	●	●
◇ 自然環境や生きものにふれあう体験や環境教育などに積極的に参加します。	●	●
◇ 生きもの調査に参加します。	●	
◇ アドプトプログラムや放任竹林対策、森づくりなどの活動に参加します。	●	●
◇ 地元産の農作物を積極的に購入するなど、地産地消を進めます。	●	●

環境目標

10

取組方針 3 ▶ 生物多様性への理解・協働推進により、保全・再生を拡大します

生物多様性に配慮したまちづくり



市の施策・取組

1 多様性評価のための適正な指標整備を図ります

- 専門家や関係機関との協働による生きもの調査など、各主体による生きもの調査が継続して実施され、収集・蓄積された情報を解析し、生物多様性の評価を行うための指標整備を図ります。
- アドプトプログラム参加団体・企業・市民活動団体などの活動情報の収集などを行います。

2 指標に基づく種の保全環境の整備に努めます

- 継続的な生きもの調査の実施、生きもの調査実施に対する表彰制度の検討、生きもの生息域保全活動の推進、指標種に基づく生物多様性の評価などを行います。
- 各種団体の活動内容の情報発信などを行います。

3 生態系の多様性に配慮した行動への転換に努めます

- 環境負荷の少ない消費や経済活動を推進するため、行政・市民・企業におけるエコラベル商品の購入、森林認証制度などの認証制度の周知、ペットの飼育方法や動物取扱業に関する普及啓発などを行います。
- 企業や団体による SDGs 宣言、地産地消の促進、環境学習教材の提供・情報発信、環境保全型農業の推進、農協・漁協・森林組合と連携した環境学習の推進などを行います。
- SNS など、様々な媒体を活用した情報発信、「しぜんたんけんてちょう」の改修による情報発信の強化、企業に対する積極的な情報提供などを行います。

4 外来種の把握・防除に努めます

- 市政出前講座などによる外来種の普及啓発、外来種に関する情報の収集とウェブサイトなどによる周知を行います。
- ペットの飼育方法も含めた外来種を増やさないための情報発信などを行います。
- 専門家や関係機関との協働による生きもの調査などで得られた外来種に係る情報の収集・蓄積などを行います。
- 市民参加による生きもの調査や外来種対策、市民との協働による管理体制の仕組みづくり、防除計画に基づく適切な防除、特定外来生物の継続的な調査などを行います。



市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 生きもの調査に参加します。	●	
◇ しぜんたんけんマップを活用します。	●	
◇ アドプトプログラムに参加します。	●	●
◇ 生物多様性に配慮した製品（エコラベル適合製品）やサービスを選択します。	●	●
◇ 地元産の農作物を積極的に購入するなど、地産地消を進めます。	●	●
◇ CSR や SDGs の目標達成に向けた取組として、生物多様性への配慮を行います。	●	●
◇ 外来種についての知識の習得をし、目撃情報について情報提供します。	●	●
◇ 外来種の調査や防除活動に参加します。	●	●

環境目標

11

取組方針 4 ▶ 住み良さを実感できる生活環境をつくります

安全安心な生活環境の確保と充実



市の施策・取組

1 さわやかな空気や静かな環境を保全します

- 「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出基準などの確認、大気汚染の常時監視を安定的に行っていきます。
- 光化学オキシダント注意報・警報、PM2.5(微小粒子状物質)の注意喚起情報の周知、PM2.5に関するデータの共有などを行います。
- 雨水の酸性度など環境指標のモニタリングを行います。
- 屋外焼却に対する指導や意識啓発などを行います。
- 悪臭の発生源に対し、臭気指数規制により指導するとともに、苦情などに対応し、適宜、悪臭の測定・監視を行います。
- 「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、市内における一般環境騒音、自動車騒音、新幹線鉄道騒音、道路交通振動などの監視を行います。
- 道路の新設・改良による渋滞解消を図るとともに、市域内及びその周辺地域との円滑な連携に必要な国・県・市道の整備を推進します。また、安全・快適な歩行空間の形成を目指し、交通の円滑化に資するため、交通安全施設などの整備を推進します。
- 市が管理する道路の低騒音舗装(高機能舗装)の敷設を進めるとともに、防音・防振設備を導入することで騒音の軽減を図ります。また、騒音・振動の発生が少ない低公害車の普及を促進します。



2 環境保全に向けた調査・監視を行います

- 環境関係法令に基づき、事業所・解体現場への立入検査、行政測定及び排出基準遵守などの指導を実施し、特定施設の適正な管理を推進します。
- 「化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)」の制度に基づき、届出の受理及び審査、市内事業所の化学物質の排出量や移動量を公表します。
- 事業所の環境保全対策への取組を支援します。
- 大気、河川、海域などの環境調査を実施するとともに、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動に係る市民からの苦情に対応し、早期解決を図り、市民の生活環境を保全します。
- 新たな環境保健研究所を整備し、平常時のみならず緊急時にも迅速に対応できるよう検査体制の強化を図り、市民の生活環境に係る安全安心を確保します。

市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 大気汚染や悪臭、騒音・振動に対する規制を遵守するとともに、発生源への立入検査に協力します。		●
◇ 施設の適正管理を行い、大気汚染の未然防止を図ります。		●
◇ 不適正な焼却炉による焼却や野焼き行為はしません。	●	●
◇ 製造、加工工程で悪臭が外部に漏れないよう作業場を密閉化するとともに、脱臭設備を設けて、臭いの成分を分解または除去します。		●
◇ 建設工事などにおける粉じんや騒音・振動などの発生を最小限に抑えます。		●
◇ 生活騒音などによる近隣騒音の防止に努めます。	●	
◇ 事業活動に伴う環境への負荷を低減し、施設の改善など公害の発生防止に努めます。	●	●

環境目標

12

取組方針 4 ▶ 住み良さを実感できる生活環境をつくります

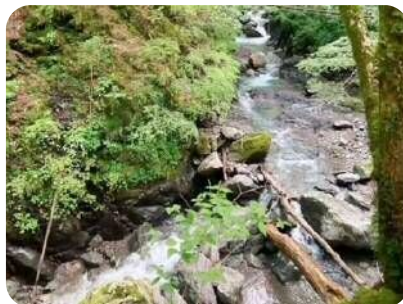
良質な水環境の保全



市の施策・取組

1 きれいな水環境を守ります

- 「水質汚濁防止法」に基づく排出基準などの確認、公共用水域及び地下水の水質の状況を常時監視するとともに、ダイオキシン類の状況を調査します。
- 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- 浄化槽の定期的な保守点検や清掃、法定検査が適切に行われるよう啓発活動を行います。
- 河川などにおける危険物や有害物質の流出、魚類のへい死などの水質汚濁事故に関して、迅速かつ適切に対応します。
- 「静岡市清流条例」の推進を図るとともに、各河川の河川敷及び周辺の清掃活動を行います。また、清流を身近に感じる用水、湧水などの「清流スポット」や大御所家康公による清流を利用した駿府のまちづくりの歴史に関する情報を発信します。
- 河川を愛する意識の醸成を図る河川環境アドプトプログラムや、身近な環境保護に関する意識の啓発を図るため、県と連携して「リバーフレンドシップ制度」を推進します。
- 河川の水質を保全するため、家庭から排出される生活排水処理についての意識の喚起に努めます。
- 土壌汚染に関する監視や指導を充実させ、汚染の拡散防止を図るとともに、土壌中のダイオキシン類濃度の状況を常時監視します。



2 水資源を保全します

- 健全な水循環を次世代へ引き継いでいくため、長期的な目指す姿を提示する「しずおか水ビジョン」を推進し、環境への負荷の低減に努めます。また、適切な水質管理及び老朽施設の計画的更新などを行い、安全安心な飲料水を市民に供給します。
- 「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づく規制などにより、地下水採取の適正化の推進及び地下水源の保全を図ります。
- 市内の水道水源や工場などの自家用水源の適切な利用を図るため、地下水利用対策協議会などを通じて指導します。
- 雨水の河川や下水道への流出を抑制するとともに、地下へ涵養することで良質な水環境の保全を図るため、公共下水道全体計画区域内において、雨水貯留浸透施設の整備を促進します。
- 水源涵養林の保全や取水対策の強化など、水道水源の安定化を図ります。

市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 公共下水道及び農業集落排水区域内では、それぞれの施設に速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽への切り替えを図ります。	●	●
◇ 浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び年1回の法定検査を行います。	●	●
◇ 地下水汚染を未然に防止するための対策を徹底します。		●
◇ 水道の水の出し放しをやめるなど、節水を心がけます。	●	●
◇ 雨水浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透を促進します。	●	●

環境目標

取組方針 4 ▶ 住み良さを実感できる生活環境をつくります

13

緑あふれる美しいまちの創出



市の施策・取組

1 みどりと水辺のネットワークの充実を図ります

- 水辺の軸となる河川については、治水の視点に加え、生物多様性の保全や親水性の向上に配慮した整備・改修を図ります。
- みどりの軸となる街路樹については、既存の街路樹の適切な維持管理などにより質の向上を図ります。
- 安全安心で自然豊かな河川や、みどり豊かな道路空間により、拠点と拠点、まちとまちをつなぐみどりと水辺のネットワークの充実を図ります。



2 緑化を推進します

- 総合的かつ計画的な緑化の推進を図るため、「みどりの基本計画」を推進します。
- 自治会・町内会などを通じて、地域ぐるみで緑化運動を推進します。また、民間施設や公共施設の敷地内（敷地・建物）などの緑化を推進し、市街地の緑地保全を図ります。
- 社会資本整備や土地利用にあたっては、自然環境へ配慮しつつ、自然環境と巧みに関与、デザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応していくことを目指します。

3 公園緑地を整備します

- 総合的かつ計画的な公園緑地の整備・保全を図るため、「みどりの基本計画」を推進します。
- 都市公園などの整備拡充を図り、憩い空間とふれあいの場を確保します。また、無償借地による公園整備手法を取り入れて、身近な公園の充実を図るとともに、郊外部においては、自然環境とふれあい憩うことができる公園を整備します。
- 市民が公園を安全・快適に利用できるように、維持管理を行います。
- 名勝日本平の優れた眺望・景観を活かし、観光レクリエーション機能の高い日本平公園を整備することで、観光地としての魅力を向上させ、交流人口の増加を図ります。
- 麻機地区では自然環境の保全及び都市公園機能の強化を図り、自然再生を図りながら地域の活性化を推進します。
- 一級河川安倍川の河川敷を利用し、都市緑地として河川環境を活用した計画的な整備を行い、地域のコミュニティの形成や防災の拠点、河川特有の自然環境や景観を活かしたレクリエーション、スポーツ活動などができる緑地を創出します。
- 市街地再開発事業などを通じた都市部の公共空地の確保に努めます。

市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 各家庭で生け垣や花壇づくりなどの緑化を推進します。	●	
◇ 公園はマナーを守って大切に利用します。	●	
◇ 事業所の敷地内や店舗などの緑化を推進します。		●
◇ 地域緑化を推進するための緑の募金に協力します。	●	●
◇ 公園などの美化活動や維持管理を行います。	●	●
◇ ガイドボランティアや情報発信・展示イベントなどの企画運営に、積極的に参加します。	●	●

市の施策・取組

1 歴史文化遺産を保全・活用します

- 本市特有の自然環境を基礎とした歴史や文化を保全・活用することで、その背景にある自然への誇りや愛着を高めることへとつなげていきます。
- 歴史資料・郷土資料などの展示、地域史の紹介などを通じて、歴史・文化の継承や学習に活用します。
- 貴重な有形・無形の文化財の保護や有効活用を進めます。
- 市民の郷土に対する愛着と誇りが深まるよう、歴史的・文化的遺産の保護顕彰に努めます。
- 歴史的遺産の保存・再整備、都心の公園機能の強化、防災機能の確保、天守台跡地利用などを目的とした駿府城公園再整備事業を推進します。
- 世界文化遺産に登録された三保松原を保全・継承するため、地域の皆様にわかりやすい保存活用計画の策定、松の植樹などを行います。また、マツ材線虫病対策、高齢大木長寿命化、松原再生などの事業を行っているほか、来訪者に三保松原の価値を伝える展示やイベントを、保全の拠点である「みほしるべ」で行います。



2 良好な景観を保全・創出します

- 「静岡市景観計画」の推進を図るとともに、地域の特性を活かした景観形成に取り組みます。また、世界遺産にふさわしい三保半島のまち並みづくりを目指します。
- 「静岡市屋外広告物条例」に基づいた屋外広告物の誘導や規制を行うとともに、土地区画整理事業の実施にあたっては、自然環境などと調和した市街地の形成を図ります。また、都市景観の向上を図るため、電線類地中化整備を推進します。
- 再開発事業の実施を通し、市街地における公共空地の確保に努めます。
- 地区計画の策定などを支援し、地域に相応しい景観の創出を図ります。
- 美しい景観を有する本市の海岸部を守るため、静岡県と連携し海岸景観の保全を図ります。
- 良好な景観形成を推進するため、市民や事業者の景観に関する理解をより深め、意識を高めるように取り組みます。

市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 身近にある文化財などの歴史文化資源の保護・保存に努めます。	●	
◇ 地域の祭りや伝統・文化を大切にし、後世に継承します。	●	
◇ 敷地内の巨樹や古木などを保全します。	●	●
◇ 開発や工事の前に文化財などの調査を行い、歴史文化資源の保全に努めます。		●
◇ 地域特性を活かした良好な景観形成を進めます。	●	●
◇ 地区計画の策定も含め、良好な景観形成に関する理解を深めます。	●	●
◇ 看板などを設置する場合は、屋外広告物の法令などを遵守します。	●	●
◇ 家や事業所を新築・改築する場合は、色彩や形状などを景観に配慮したデザインとします。	●	●

環境目標

15

取組方針 5 ▶ 環境教育を通じて、環境活動の輪を広げます

環境教育の活動支援と次の担い手の育成



市の施策・取組

1 各主体の環境教育の活動を支援します

- 公園や河川、海岸の美化活動など、地域で行う環境保全活動の持続可能性を高めるための支援を行います。
- 市民活動団体の交流・情報発信の場の創出や活動資金を調達する仕組みづくりに取り組みます。
- 企業における CSR・CSV の活動事例の収集や紹介、環境保全活動の機会の提供を行います。
- 南アルプスから駿河湾まで、環境に関する調査研究を進め、その成果を市民に還元します。



2 環境教育を取り入れた学習を支援します

- 学校などへ環境教育を担う人材の派遣や出前講座の実施など、環境学習に対する支援を行います。
- 学校などで活用できる教材を作成・配付・貸出するとともに、学習プログラムの作成・提供を行います。
- 高校生・大学生などが行う活動の支援や発表の場の提供を行います。
- 環境教育を行う施設やフィールドを整備・活用し、誰でも気軽に利用できるようにします。
- 食料の地産地消に取り組みます。

3 周りや次世代に伝える「伝え手」を育成します

- 身近なところから環境とのつながりを理解する学習会を、幼児期から高齢者までの様々な年齢に対応した形で開催します。
- 環境についての認知・理解に加え、日常生活で環境に配慮した行動ができる人を育てるため、様々な活動を体験できる機会を提供します。
- 地域資源を生かした環境教育のメニューを充実させるとともに、市内外に対し、本市の自然環境の魅力を発信するイベントや学習会を開催します。
- 環境大学などの連続講座を開催し、環境のために主体的に行動し、知識を周りや次世代に伝える「伝え手」を育成します。
- 各主体の活動・協働事例の収集を行い、誰にでもわかりやすい情報発信を行います。
- 市民に環境教育の実践の場を提供し、次世代の担い手として育成する仕組みを作ります。



市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 家庭、事業所、学校、地域などの場で環境教育・環境学習を行います。	●	●
◇ 市民活動団体に参加し、環境保全活動を実践します。	●	●
◇ 環境に関する CSR・CSV を積極的に行います。		●
◇ 企業の環境教育担当者を育てるとともに、社員の環境意識の醸成に努めます。		●
◇ エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを推進します。		●
◇ 市民・事業者・市の協働による環境保全活動に積極的に参加します。	●	●
◇ 市のウェブサイトなどの環境情報を活用します。	●	●

環境目標

16

取組方針 5 ▶ 環境教育を通じて、環境活動の輪を広げます

各主体の連携・協働の創出・強化



市の施策・取組

1 各主体と連携した普及啓発を推進します

- 様々な主体との連携・協働によるイベントや学習会、情報発信などの普及啓発事業を推進します。
- SDGs を通した活動支援を進め、市民と各主体の連携が図られる取組を行います。
- 環境に関わるあらゆる情報を集約し発信できる「環境総合ウェブサイト」の充実を図ります。
- 市民に環境教育の実践の場を提供し、意欲的に取り組むことができる活躍の場を創出することで、次世代の担い手として育成する仕組みを作ります。
- 環境教育に取り組む多様な主体が交流し、各自の取組やノウハウなどを学ぶ機会を設定します。
- 近隣市町との連携による良好な環境の維持・創出に取り組みます。
- 国際会議も含め、各種会議などで積極的に市の取組を発信します。



2 経済、社会の側面に配慮した協働・共創を進めます

- 市民活動団体との連携のもと、市内企業の特徴・強みを生かした商品開発や販路開拓を行うなど、環境課題をビジネスにより解決する仕組みを作ります。
- 環境課題をビジネス化することのできる企業を発掘し、市民活動団体とのマッチングを行います。
- 環境課題解決ビジネスが安定・拡張するための支援を行います。
- 協働・共創に向けた勉強会や情報共有、意見交換などができる場づくりを進めます。



市民・事業者の取組

	市民	事業者
◇ 市民・事業者・市の協働による環境保全活動に積極的に参加します。	●	●
◇ SDGs について理解を深め、17 のゴール達成につながる取組を積極的に行います。	●	●
◇ 「静岡市 SDGs 宣言」に参加し、ESG 投資への積極的な取り組みを行います。		●
◇ 市のウェブサイトなどの環境情報を活用します。	●	●
◇ 環境教育に取り組む方々との交流に、積極的に参加します。	●	●
◇ 環境課題をビジネスにより解決できる仕組みを作ります。		●
◇ 環境課題を解決するための商品を積極的に購入・利用します。	●	●
◇ SNS などを利用し、環境課題を解決するための商品や取組の周知に協力します。	●	●

第5章 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、各種施策のなかでも特に重要で最優先に取り組むべきものをまとめたものです。目指す姿の実現に向け求められる「多様な主体の協働・共創」と「経済・社会・環境の側面の統合」をけん引する以下の5プロジェクトを重点プロジェクトに掲げ、確実な推進を図ります。

1 脱炭素先行地域整備促進プロジェクト

- 1-1 脱炭素先行地域の整備促進
- 1-2 グリーン水素の利活用促進
- 1-3 PPAによる太陽光発電の余剰電力地産地消モデルの確立

2 ごみを減らそう！静岡版「もったいない運動」プロジェクト

- 2-1 食品ロス、生ごみの削減
- 2-2 プラスチックごみの削減
- 2-3 市民・事業者・市の3者連携の強化によるごみ減量
- 2-4 事業系ごみの新たな再資源化手法への誘導

3 森・里・川・海をつながりを守る！① 市民参加型南アルプス保全活用プロジェクト

- 3-1 市民参加型の自然環境調査の仕組みの構築、実施
- 3-2 自然保護活動を核とした環境学習ツアーの造成、展開
- 3-3 新たな開発等を見据えた事業展開

4 森・里・川・海をつながりを守る！② 身近な緑地での環境教育推進プロジェクト

- 4-1 自然ふれあい機会の創出
- 4-2 放任竹林対策事業のモデルの確立

5 森・里・川・海をつながりを守る！③ 駿河湾の保全活用プロジェクト

- 5-1 港の賑わい創出と連動した環境教育・研究の展開
- 5-2 しずまへの恵みを楽しみながら育む駿河湾への愛着と誇り

【表8】重点プロジェクトと関係する取組方針

重点プロジェクト名	関係する取組方針				
	地球環境	循環環境	自然環境	生活環境	環境教育等
1 脱炭素先行地域整備促進プロジェクト	◎		●	●	◎
2 ごみを減らそう！静岡版「もったいない運動」プロジェクト	●	◎		●	◎
3 森・里・川・海をつながりを守る！① 市民参加型南アルプス保全活用プロジェクト			◎	●	◎
4 森・里・川・海をつながりを守る！② 身近な緑地での環境教育推進プロジェクト	●		●	◎	◎
5 森・里・川・海をつながりを守る！③ 駿河湾の保全活用プロジェクト	●	●	◎		◎

1 脱炭素先行地域整備促進プロジェクト

国は、地域の脱炭素の取組を推進するため、全国で100箇所以上の「脱炭素先行地域」を選定して重点的な支援を行う方針を出しています。本市は、「『みなとまち しみず』のリノベーション」をテーマに応募し、第1回の選定26地域のひとつとして選定されました。先行地域の取組を通じ、全国に先駆け新たな脱炭素ビジネスを構築し、水平展開していくことで脱炭素ドミノの実現に貢献していきます。



1-1 脱炭素先行地域の整備促進

本市が対象とする脱炭素先行地域は、清水港製油所跡地などを活用し、大規模開発の検討・整備が進められている「清水駅東口エリア」、物流倉庫などが立地する「日の出エリア」、区画整理事業を進めている「恩田原・片山エリア」を対象としています。

これらのエリアにメガソーラーや大型蓄電池を設置し、自営線や系統線を活用したEMSに基づく地域マイクログリッドの複数形成を図ることで、特色ある地域開発と一体となって、エリア内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。

1-2 グリーン水素の利活用促進

水素は、使用しても二酸化炭素を排出しない次世代のエネルギーとして期待されており、なかでも再生可能エネルギーなどを使った水電解による水素製造など、製造工程の二酸化炭素排出を伴わない水素は「グリーン水素」と呼ばれ、脱炭素社会実現のためのキーテクノロジーとして期待されています。

先行地域では、グリーン水素の製造及びモビリティなどへ供給していきます。併せて、FCVやFCバスの導入を進めるとともに、清水港のカーボンニュートラルポート化の動きと連動し、港湾設備などでの多面的な利用も検討していきます。長期的には街区での水素利用を図るなど、水素社会の実現を目指します。

1-3 PPAによる太陽光発電の余剰電力地産地消モデルの確立

本市において、再生可能エネルギー導入ポテンシャルが最も大きいのが太陽光発電です。現在、事業者が企業や個人などの敷地や建物のスペースに無償で太陽光発電設備を設置・維持管理して、建物などの所有者に電気を供給する第三者所有モデル「PPAモデル」が注目されています。

そこで、市域全域を対象にPPAによる太陽光発電設備の普及拡大を図り、その余剰電力を脱炭素先行地域に供給していくことで、二酸化炭素排出実質ゼロの実現とエネルギーの地産地消による資金の域内循環につなげていきます。また、脱炭素先行地域の取組と併せ、新たな脱炭素ビジネスとして他都市での展開も目指していきます。



脱炭素先行地域とは

国の地域脱炭素ロードマップに基づき、2025（令和7）年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030（令和12）年度までに実行する地域です。民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現するとともに、地域の課題解決と脱炭素を同時実現して地方創生にも貢献する取組が選定の要件となっています。選定されることにより、国の支援を重点的に受けることができ、再エネ設備や基盤インフラ設備、省CO₂等設備などの導入に対し交付金を受けることができます。



【図84】選定証授与式の様子
(2022（令和4）年6月)

2 ごみを減らそう！静岡版「もったいない運動」プロジェクト

循環型社会の実現に向けて本市では、

- ① 発生抑制：Refuse（リフューズ）＝ すぐにごみになる物はもらわない・断る、つぐらない。
- ② 排出抑制：Reduce（リデュース）＝ できるだけごみを出さない。
- ③ 再使用：Reuse（リユース）＝ まだ使える物は再使用する。
- ④ 再生利用：Recycle（リサイクル）＝ 不要となったものを原材料などとして利用する。



の「4R」、そして4Rを一言で表す言葉、「もったいない」をキーワードに、これまでごみ減量につながる施策を展開してきました。引き続き、より幅広い関係者とパートナーシップを充実させ、強化し、すべての人で取り組む4Rを「もったいない運動」としてさらに推進していくこととします。

2-1 食品ロス、生ごみの削減

家庭可燃ごみの約4割を占める生ごみの減量に向けて、企業と協働した出前授業やフードドライブキャンペーンの実施、静岡市資源循環啓発施設におけるごみ減量啓発講座等により、食品ロスの削減に取り組めます。さらに、飲食店などから発生する食品ロス削減のため「シズオカたべきり協力店」の募集も実施します。

2-2 プラスチックごみの削減

出前授業などの啓発により、プラスチックごみの発生抑制意識の醸成を促進します。また、現在は可燃ごみに分類しているプラスチックごみについて、分別収集の実施を前提とした検討を開始します。プラスチックごみの削減は、清掃工場からの温室効果ガスの排出削減等が期待され、自然環境保全にもつながります。

2-3 市民・事業者・市の3者連携の強化によるごみ減量

市民・事業者・市の3者が連携したごみの減量に取り組めます。これに向け、市は市民・事業者双方のごみ減量やリサイクルへの意識が高まるような施策を実施します。また、事業者が自ら実施する「環境配慮設計・自主回収・再資源化・排出抑制」などのごみ減量やリサイクルにつながるサービス・商品等について、市はSNSなどの広報媒体を活用して積極的に紹介するなど、必要な支援を行います。市民はこれらの情報を入手・活用するなどにより、ごみの減量に取り組めます。このように、ごみ減量に向けて3者の連携を強化します。

2-4 事業系ごみの新たな再資源化手法への誘導

排出事業者は自らの責任において、発生する廃棄物の再資源化に努めることが必要です。そのため市は、一般廃棄物の再資源化にかかる廃棄物処理等の新規許可など、事業系ごみの資源化のための体制を構築します。また、排出事業者に対し、事業系ごみの再資源化を促進する取組を実施します。



海洋プラスチック問題について

ポイ捨てされたプラスチックごみは、風や雨によって川にたどりつき、最終的には海へ流れつきます。プラスチックごみを餌と間違えて食べている魚や鳥は、世界で1,000種類以上いるといわれており、生きものへの影響や漁業や観光への影響も懸念されています。

本市では、こういった海洋プラスチックごみの現状を知ってもらい、プラスチックごみをきっかけに、ごみの減量に取り組んでもらうための出前授業を2019（令和元）年度からスタートしました。



【図 85】安東小学校での授業

3 森・里・川・海のつながりを守る！① 市民参加型南アルプス保全活用プロジェクト

2014（平成26）年にユネスコエコパークに登録された南アルプスの豊かな自然環境と、その恵みを受けて暮らす地域の伝統文化などを将来に引き継いでいくことが求められます。そこで、市民や民間企業、学校など様々な主体との協働により、南アルプスの自然環境を保全するとともに、自然を活かした誘客促進による地域の持続的な発展を図るなど、自然環境の「保全」と「活用」の取組をさらに推進していきます。



3-1 市民参加型の自然環境調査の仕組みの構築、実施

標高約1,200mの南アルプス山麓には、市民の多くが暮らす市街地とは異なる自然環境が存在し、この場所に適した動植物が生息・生育しています。このような豊かな自然環境を次の世代につなぐためには、現在の自然環境を把握するとともに、多くの市民に南アルプスの自然環境への関心を持っていただくことが必要です。そこで、高校生を対象とした「高山植物保護セミナー」の実施や、現在主に市街地の自然環境調査で活躍する「市民生きもの調査員」による自然環境調査を南アルプス山麓においても実施し、南アルプス山麓の自然環境の把握及び市民の南アルプスへの関心の向上を図ります。

3-2 自然保護活動を核とした環境学習ツアーの造成、展開

2024（令和6）年度に迎える南アルプスユネスコエコパーク登録10周年を記念した市民参加による植樹では、南アルプス山麓で採取したブナやミズナラのドングリから育てた苗木を使用します。ユネスコエコパーク登録地域では『生物多様性の保全』が重要なテーマの一つであり、南アルプス山麓の在来種を守っていくことが非常に重要となるためです。また、このような保全活動にあわせて、南アルプスの自然に育まれてきた井川地域にも訪れ、伝統文化にふれ、食を味わうなど、地域の賑わい創出にもつなげていきます。

3-3 新たな開発等を見据えた事業展開

リニア中央新幹線建設事業に伴い、井川地区に至る県道や林道東俣線の改良など、アクセス性が大きく向上することが見込まれ、各種モニタリングや自然再生事業なども事業主体により計画されています。このため、リニア中央新幹線建設事業が環境に及ぼす影響を最小限に抑えると同時に、南アルプスユネスコエコパークの一層の保全と活用に向け、機を捉えた事業展開も検討していきます。



南アルプスの森づくりについて

2021（令和3）年に、市内在住の小学生と保護者を対象として「南アルプスの森づくりツアー」を実施しました。参加者には、豊かな森づくりのため、南アルプス山麓に生育するブナやミズナラのドングリ拾いをしてもらいました。ブナなどの落葉広葉樹は、降った雨を地中に蓄え、秋には動物たちの餌となるなど、様々な生きものすみかとなる森を育み、私たちの暮らしにも恵みを与えています。

このドングリは、様々な方のご協力により、一つひとつ大事に育てられ、2024（令和6）年度の南アルプスユネスコエコパーク登録10周年の記念植樹に使用する計画です。

自分が関わったドングリが植樹され、豊かな森がつけられていくことで、南アルプスに愛着が湧き、将来南アルプスを守ってくれる人が現れるのではないかと、期待を寄せています。これからも、心を癒してくれる南アルプスにたくさんの人が関わって、豊かな自然を守ってくれることを願っています。



【図86】南アルプス
森づくりツアーの様子
(2021（令和3）年)

4 森・里・川・海のつながりを守る！② 身近な緑地での環境教育推進プロジェクト

自然や生きものからの恵みを将来に継承していくためには、生物多様性の保全だけでなく、持続可能な利用にむけた取組が必要です。

そのためには、自然体験や環境に関する学びをきっかけに、自らの生活と地域や地球との関係を理解し、環境に配慮した行動に結びつけていく環境教育が重要です。

また、行政のみならず家庭・地域、学校、市民活動団体（NPO など）、企業などの各主体が、担うべき役割を認識し、連携・協働のもとに取り組んでいくことが求められます。



4-1 自然ふれあい機会の創出

環境に関するボランティア活動に参加している市民の割合は約2割と、ごく一部にとどまっており、まずは多くの市民に環境への興味・関心を喚起する必要があります。

そこで、環境教育の担い手育成として、環境教育の資格を有する方を「静岡市環境学習指導員」として登録し、こども園や学校、市民団体などが開催する環境学習会の講師として派遣するとともに、あさはた緑地を拠点に、多種多様な生きもの調査を実施できる人材を養成することで、次世代の担い手を育成していきます。

また、それら担い手とともに自然観察会など、市民が気軽に自然とふれあえる機会を創出することで、身近な自然の利活用や賑わい創出につなげます。



4-2 放任竹林対策事業のモデルの確立

竹林の管理不足、耕作放棄地の増加により市内全域で放任竹林による被害が問題となっている一方で、放任竹林の認知度の低さ、整備が出来る人材の不足や高齢化、竹の有効的な活用が少ないことが課題となっています。

そこで、企業との連携や大規模イベントへの出展により放任竹林問題を知ってもらう啓発活動を行い、竹林整備隊の開催や各市民活動団体の活動参加を促すことで新たな担い手の発掘、育成を図ります。また、都市部からの人材受入れや市内企業との交流を行うことで新たな商品、サービスの開発を行うなど、効果的な竹の活用を見出し、放任竹林問題の解決を目指します。



あさはた緑地での活動展開について

あさはた緑地は、かつての湿原や水田の植物が復活するなど、環境保全や景観の機能が高まっている麻機遊水地の一角にあります。環境学習はもとより、市民の貴重なレクリエーションの空間となっています。

2021（令和3）年度から、あさはた緑地を主なフィールドとして、専門家とともに実際に調査を行い、生きものの見分け方やモニタリング手法を学ぶことで、市内に生息する多種多様な生きもの調査を実施できる人材の養成を目指す、市民生きもの調査員養成講座がスタートしています。調査員登録後は、麻機遊水地での生きもの調査、関係団体の活動への参加等で活躍しています。



【図 87】市民生きもの調査員養成講座の様子
（2022（令和4）年5月）

5 森・里・川・海のつながりを守る！③ 駿河湾の保全活用プロジェクト

市民にとって身近であり、海洋・地球の営みや魅力が凝縮された、世界的にみても特色のある海である駿河湾は、本市の産業や食文化の基盤を支えています。

SDGs ゴール 14「海の豊かさを守ろう」に多様な主体が一丸となって取り組み、駿河湾の恵みを将来にわたり享受することができるよう、駿河湾を活用した賑わい創出や海洋産業・漁業の取組に環境教育や保全活動の要素を積極的に組み込み、経済と環境の両立した取組としていきます。



5-1 港の賑わい創出と連動した環境教育・研究の展開

清水港周辺エリアでは、海洋産業や研究の機能が集積する「国際海洋文化都市・清水」の実現を目的として、海洋をテーマに“人材育成”“産業・ビジネス振興”“賑わい創出”などの役割を担う「(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム」や、高度成長期における埠頭工事・道路建設により消失してしまった“なぎさ”の再生、海釣りなどを楽しむことができる水辺の憩いの場づくりなどを目的とした「新興津地区人工海浜・緑地」「海づり公園」などの、賑わい創出の核となる拠点やフィールドの整備が進められています。

これらの賑わいづくりに係る多様な主体と連携し、研究などの活動成果を広く市民に還元するとともに、訪れた人に対し、海と関わりテラシー(感性・知識・考え方・行動など)を学ぶプログラムや自然観察会、海洋プラスチックごみ問題の啓発などを展開することで、賑わい創出と環境教育・研究の両立を図ります。

5-2 しずまへの恵みを楽しみながら育む駿河湾への愛着と誇り

本市の駿河湾沿岸地域「しずまえ」を愛する多様な主体と連携し、この地域で獲れる「しずまえ鮮魚」の普及を通じて、地産地消の取組を推進するとともに、駿河湾に対する愛着と誇りを醸成することで、海岸清掃活動の促進などの具体的な行動につなげていきます。

漁業においては、稚魚放流など栽培漁業の推進や資源量調査に基づく管理型漁業の推進、低コスト操業の推進など持続可能な水産業の発展に取り組みます。また、藻場は、小さな魚の餌場や寝床の確保につながり水産資源の保護につながるだけでなく、藻場で光合成により吸収された二酸化炭素は、有機炭素として生物の体内を経て、海底に長期にわたって貯留されるため、地球温暖化対策にもつながります。この藻場環境の改善につながる研究を推進し、水産資源の管理・拡大と、しずまえ鮮魚のブランド力向上、地球温暖化対策の同時実現を図ります。



column
コラム

駿河湾の特徴と「しずまえ」

駿河湾は、太平洋に開けた開放湾のため外海水(黒潮)の流入が多く、湾内がきれいです。また、富士山や南アルプスの山々を抱え、多くの河川が流れ込むため陸地からの栄養補給も多く、生息するプランクトンが豊富です。これらのバランスの良さに加え、深く複雑な地形により、多様な生きものが生息・生育しています。このように、駿河湾の恵みは、本市の山・川・海の手がかりによって育まれています。

本市では、清水区蒲原から駿河区石部までの駿河湾沿岸地域を「しずまえ」と呼び、この地域で獲れる水産物や生産される加工品等の普及を通して、しずまえの魚食文化を継承し、次世代につながる持続可能な水産業の発展と地域活性化の実現を目指しています。また、「しずまえ」をもっと多くの方に知っていただきたいという思いから、2021(令和3)年に、「しずまえ＝水産物が美味しい地域」をコンセプトに、しずまえロゴマークのデザインを商標登録し、官民が連携して積極的なPR活動を行っています。



【図 88】しずまえロゴマーク

第6章 環境配慮の方向性

第1節 適切な環境配慮

1-1 環境配慮の基本的考え方


本市は、3,000m級の山々が連なる南アルプスから、水深2,500mの駿河湾までの高低差5,500mの間に存在する山、川、海の豊かな自然と、そこから得られる多くの恵みによって、豊かな経済活動を営んできました。この豊かな自然環境やその恵みを将来に継承していくことは、私たちに課せられた責務です。

そのため、開発事業の実施にあたっては、地域が有する機能や特性、実施する事業の特性などを理解し、適切な環境配慮を実施し、環境への影響を最小限にする努力が必要です。そこで、本節では、基本的な環境保全措置の考え方や地域が有する機能、それぞれの地域の環境特性に応じた環境配慮の方向性を示すことにより、豊かな環境を将来の世代へ継承することを目指します。

● 基本的な環境保全措置の考え方

事業を計画する際、回避・低減・代償の順に検討を行い、環境影響を最小化する取組が求められます。

【表9】 基本的な環境保全措置の考え方

優先順位	区分	考え方
 ①回避 ②低減 ③代償 の順に検討	回避	事業の全体または一部を実施しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。 【例】事業の中止、事業区域や手法等の変更による影響回避 など
	低減	事業の規模や程度を制限することなどにより影響を低減（最小化）すること。 【例】改変面積の縮小、公害除去装置の導入 など
	代償	回避・低減が困難な場合に、事業により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出することにより、損なわれる環境要素を代償すること。 【例】保全対象種の移植、新たな生息・生育地の創出 など

● 地域が有する機能と保全に向けた検討

事業を実施する地域が有する機能を把握し、機能の保全に向けた十分な検討が必要です。

【表10】 地域が有する機能と保全に向けた検討

地域の機能	趣旨	キーワード
自然的機能		
土地 保全機能	• 地形、地質などの土地を形成する基本的な地盤の保全機能など	土地の安定性、地盤沈下、海況の変化、土砂流出・堆積、貴重な地形・地質 など
水資源 保全機能	• 土壌や植生などの土地条件と深く関わりを持つ水資源の保全機能など	地下水位の変化、河川の変化、水質の変化 など
生態系 保全機能	• 生きものの生息・生育環境のベースとなる植物生態系の保全機能など	動物、植物、生態系 など
人と自然の ふれあい機能	• 自然的土地利用の結果に沿って構成される景観の保全機能 • 体験や活動を通じて、自然と人とがふれあうことのできる場の保全機能など	景観、人と自然のふれあい活動の場 など
社会的機能	• 人々が社会生活を営む上での良好な居住環境の保全機能 • 地域の持つ歴史文化的資源の保全機能など	大気汚染・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水汚染、風況の変化、文化財、廃棄物、地球環境、日照障害、電波障害 など

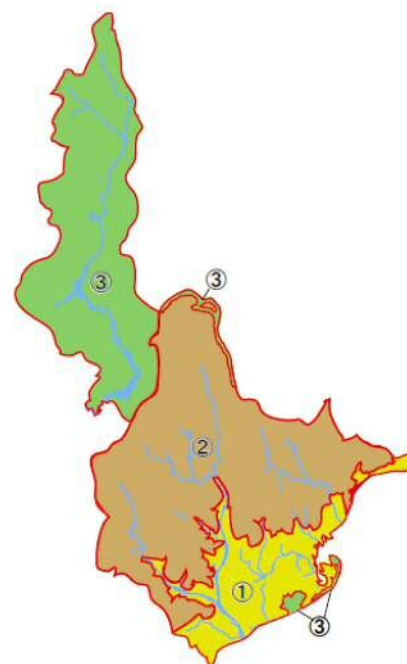
1-2 地域特性に応じた環境配慮

本市の地域の特長や実情、まちづくりの方向性を踏まえ、市域を「①都市計画区域内」「②都市計画区域外」「③特定区域」の3つの地域に区分し、それぞれの地域における環境配慮事項を示しています。

なお、環境配慮事項は一般的な原則として各種開発等にあたり事業者（市を含む。）に示していくこととしますが、実際の土地利用に対しては、地域の実情や事業特性に応じたきめ細かい配慮も求めています。

【表 11】地域区分と考え方

地域区分	区分の考え方
①都市計画区域内 (③を除く)	人が居住し、経済活動が行われ、都市化を進める地域。標準的な環境配慮を要する。
②都市計画区域外 (③を除く)	①と③の間にあり、各種開発等が抑制されるべき地域。①よりも厳しい環境配慮を要する。
③特定区域 ・南アルプスユネスコエコパーク区域 ・下記3公園の特別地域 南アルプス国立公園 奥大井県立自然公園 日本平・三保松原県立自然公園	豊かな自然環境を有する地域。その保全のため、特段の環境配慮を要する。



【図 89】地域区分図

●都市計画区域内

都市計画区域（特定区域を除く。）は、人が居住し、経済活動が行われ、都市化を進める地域です。標準的な環境配慮を要します。



(1)土地保全機能

【配慮の方向性】

- 扇状地など地形・地質が不安定な地域では地盤等への配慮が必要
- 山地災害危険地区における山地災害防止への配慮が必要

【配慮事項】

- 活断層を考慮した用地の選定
- 地形・地質条件を踏まえ安定した用地の選定
- 掘削等による地形改変の抑制
- 地盤沈下を防ぐための取水・揚水の抑制
- 山地災害危険地区における地形改変の抑制
- 森林伐採（森林整備によるものを除く。）を行う場合の排水対策

(2)水資源保全機能

【配慮の方向性】

- 表土の被覆等による植生や水源保全機能が低い地域であるため、雨水の浸透機能向上に配慮が必要
- 水源涵養機能の高い森林等の保全への配慮が必要
- 地下水への配慮が必要

【配慮事項】

- 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- 雨水の貯留及び浸透機能の保全と向上を考慮した施設的设计
- 地下水汚染を防ぐための排水の適正処理
- 農地・緑地の保全、改変後の緑化推進

(3)生態系保全機能

【配慮の方向性】

- 鳥獣保護区等の貴重な生物生息環境の保全への配慮が必要
- 安倍川、興津川、巴川、富士川等の河川周辺や賤機山、高草山等に貴重な生態系がみられ、多様な生物の生息・生育環境の保全への配慮が必要
- ビオトープネットワーク形成に資する緑地整備への配慮が必要

【配慮事項】

- 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- 野生生物の移動経路の確保
- 河川、海岸等の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- 計画地の現存緑地の保全、及び生態系保全の観点から現地植生を考慮した緑化の推進
- 施設からの騒音・振動等の発生抑制、及び夜間照明の拡散防止

(4)人と自然のふれあい機能

【配慮の方向性】

- 都市の身近な自然とのふれあいの場としての環境保全への配慮が必要

【配慮事項】

- 市街化区域における市街地内の貴重な緑地の保全、及び地域環境に貢献する緑地・オープンスペースの創出
- 市街化調整区域における建築物や工作物等の自然景観との調和、及び自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進
- 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
- 巨樹等の景観資源や眺望点からの眺望の保全に配慮した建築物等の配置、規模等の計画

(5)社会的機能

【配慮の方向性】

- 住宅や公共施設等の市街地・集落地環境に関わる影響への配慮が必要
- 文化財等の保全及びそれらと調和した景観への配慮が必要
- 市街化調整区域においては、市街地隣接地として丘陵地、河川周辺等の自然環境の保全への配慮が必要
- 持続可能な都市づくりへの配慮が必要

【配慮事項】

- 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じん等の発生抑制
- 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭等の発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- 土壌汚染、水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理
- 省エネ、リサイクル、再生可能エネルギーの使用等の脱炭素化の推進
- 建築物や工作物等の周辺景観との調和
- 周辺地域への影響を緩和する緩衝緑地等の確保
- 市街化区域における発生交通の適正処理及び公共交通利用の促進



●都市計画区域外

都市計画区域外（特定区域を除く）は、①都市計画区域内と③特定区域の間にあり、各種開発等が抑制されるべき地域です。都市計画区域内よりも厳しい環境配慮を要します。



(1)土地保全機能

【配慮の方向性】

- 急傾斜地があり、地形改変による災害防止への配慮が必要
- 広範囲にわたる山地災害危険地区における山地災害防止への配慮が必要

【配慮事項】

- 活断層を考慮した用地の選定
- 掘削等による地形改変の抑制
- 山地災害危険地区における地形改変の抑制
- 森林伐採（森林整備によるものを除く。）を行う場合の排水対策

(2)水資源保全機能

【配慮の方向性】

- 水源涵養機能の高い森林等の保全への配慮が必要
- 地下水への配慮が必要

【配慮事項】

- 土壌流出を防ぐための地形改変の抑制
- 地下水汚染を防ぐための排水の適正処理
- 森林伐採の抑制、伐採後の植林等による森林回復

(3)生態系保全機能

【配慮の方向性】

- 森林を主体とした地域で多様な動植物が分布しており、それらの生息・生育環境の保全への配慮が必要

【配慮事項】

- 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- 河川、海岸等の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- 計画地の現存緑地の保全及び現地植生を考慮した緑化の推進
- 野生生物の移動経路の確保
- 施設からの騒音・振動等の発生抑制、及び夜間照明の拡散防止

(4)人と自然のふれあい機能

【配慮の方向性】

- 多様な自然とのふれあいの場としての環境保全への配慮が必要

【配慮事項】

- 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
- 建築物や工作物等の自然景観との調和
- 巨樹等の景観資源や眺望点からの眺望の保全に配慮した建築物等の配置、規模等の計画
- 自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進

(5)社会的機能

【配慮の方向性】

- 河川への汚染物質や土砂の流入による水質悪化防止への配慮が必要
- 集落地の生活環境保全への配慮が必要

【配慮事項】

- 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じん等の発生抑制
- 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭等の発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- 土壌汚染、水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理

● 特定区域

南アルプスユネスコエコパーク区域、自然公園（南アルプス国立公園、奥大井県立自然公園、日本平・三保松原県立自然公園）の特別地域など、豊かな自然環境を有する地域です。これらの地域の保全のため、特段の環境配慮を要します。



(1) 土地保全機能

【配慮の方向性】

- 山地災害危険地区における山地災害防止への配慮が必要
- 急傾斜地が多く、地形改変による災害防止への配慮が必要（南ア・奥大）
- 地質が不安定な地域が多いため、地盤等への配慮が必要（日・三）

【配慮事項】

- 掘削等による地形改変の抑制
- 山地災害危険地区における地形改変の抑制
- 森林伐採（森林整備によるものを除く。）を行う場合の排水対策
- 活断層を考慮した用地の選定（南ア・奥大）
- 傾斜を考慮した用地の選定（南ア・奥大）
- 地形・地質条件を踏まえ安定した用地の選定（日・三）
- 地盤沈下を防ぐための取水・揚水の抑制（日・三）

(2) 水資源保全機能

【配慮の方向性】

- 水源涵養機能の高い森林等の保全への配慮が必要
- 地下水への配慮が必要

【配慮事項】

- 地下水汚染を防ぐための排水の適正処理
- 土壌流出を防ぐための地形改変の抑制（南ア・奥大）
- 森林伐採の抑制、伐採後の植林等による森林回復（南ア・奥大）
- 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制（日・三）
- 農地、緑地の保全、改変後の緑化推進（日・三）

(3) 生態系保全機能

【配慮の方向性】

- 貴重な野生生物の生息地及び貴重な植生群落の生育地が多く分布しており、それらの生息・生育環境の保全への十分な配慮が必要（南ア・奥大）
- 三保海岸や特定植物群落としての松原、照葉樹林をはじめ、自然度の高い森林が広がっており、多様な生物の生息・生育環境の保全への配慮が必要（日・三）

【配慮事項】

- 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- 河川、海岸等の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- 野生生物の移動経路の確保
- 施設からの騒音・振動等の発生抑制、夜間照明の拡散防止
- 森林（特に自然林）の伐採抑制、改変後の自然環境の代替地確保または修復と再生、現地植生を考慮した植栽樹の選定（南ア・奥大）
- 計画地の現存緑地の保全及び地域の在来種を主体とした緑化の推進（日・三）

(4) 人と自然のふれあい機能

【配慮の方向性】

- 自然公園等のすぐれた環境の保全への配慮が必要

【配慮事項】

- 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
- 建築物や工作物等の自然景観との調和
- 巨樹等の景観資源の保全に配慮した建築物等の配置、規模等の計画
- 自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進

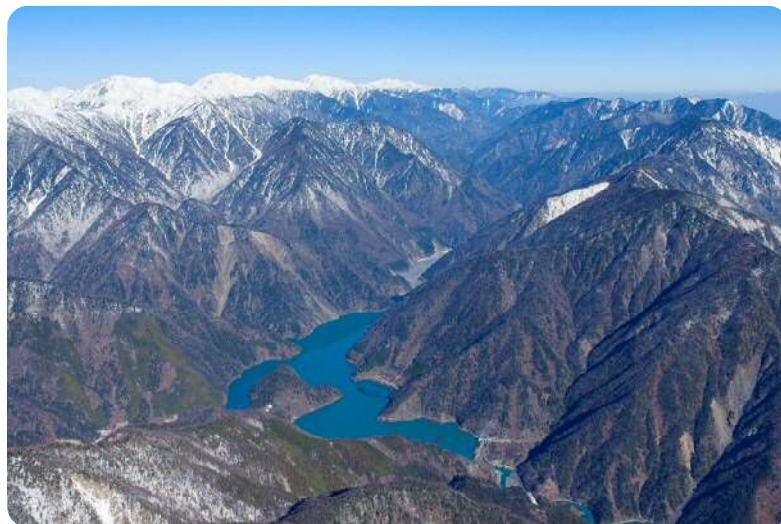
(5) 社会的機能**【配慮の方向性】**

- 河川への汚染物質や土砂の流入による水質悪化防止への十分な配慮が必要（南ア・奥大）
- 世界遺産、文化財等の保全及びそれらと調和した景観への配慮が必要（日・三）

【配慮事項】

- 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じん等の発生抑制
- 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭等の発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- 土壌汚染、水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理
- 建築物や工作物等の規模の抑制及び周辺景観との調和（日・三）
- 省エネ、リサイクル、再生可能エネルギーの使用等の低炭素化の推進（日・三）

※南ア・奥大：南アルプスユネスコエコパーク区域、南アルプス国立公園・奥大井県立自然公園の特別地域
日・三：日本平・三保松原県立自然公園の特別地域



第2節 さらなる環境配慮の推進

2-1 さらなる環境配慮の仕組み

本市では、大規模な開発事業において、より適正な環境配慮がなされるよう「静岡市環境影響評価条例」を制定しています。また、太陽光発電設備の急速な導入に伴い発生している自然環境・生活環境などの問題に対応するため、「静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン」を策定するなど、より適切な環境配慮が実施されるように努めています。

2-2 静岡市環境影響評価条例

市自らが主体的にまちづくりにおける環境配慮に関与し、本市の豊かな環境を将来に継承するための総合的な環境配慮制度として「静岡市環境影響評価条例」を制定しています。

「静岡市環境影響評価条例」の主なポイント

■住民関与の機会の充実

図書等の縦覧期間の拡充と、供用開始前の住民意見に対する事業者見解の作成手続を新設した。

■地域区分の設定

本市の実情やまちづくりの方向性に沿った制度を構築するため、市域を3つ（①都市計画区域内（③を除く）、②都市計画区域外（③を除く）、③特定区域（エコパークその他自然公園等））に区分し、それぞれの特性に応じた対象事業（規模要件）を設定した（区域については本章第1節1-2と同様）。

■手続における透明性・公正性の確保

意見聴取や図書の縦覧等の手続は市長が実施する（法や県条例では事業者が行う）。

●条例の対象となる事業

「静岡市環境影響評価条例」の手続が必要となる事業は、次ページの表のとおりです。

●実施・配慮すべき事項

「静岡市環境影響評価条例」に基づく対象事業に共通する指針として、「静岡市環境影響評価技術指針」を定めています。

なお、同指針の内容は、本章第1節1-2地域特性に応じた環境配慮と概ね一致しています。



【表 12】「静岡市環境影響評価条例」の手続が必要となる事業

対象事業	規模要件		
	① 都市計画区域内 (③以外)	② 都市計画区域外 (③以外)	③ 特定区域内
1 道路の建設			
高規格幹線道路	すべて		
一般国道等	4車線以上かつ7.5km以上	4車線以上かつ3.75km以上	4車線以上かつ3.75km以上 又は 土地形状変更5ha以上
林道	幅員6.5m以上かつ15km以上	幅員6.5m以上かつ7.5km以上	幅員6.5m以上かつ7.5km以上 又は 土地形状変更5ha以上
2 ダム又は放水路の建設			
ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積37.5ha以上	貯水面積5ha以上
放水路	土地形状変更75ha以上	土地形状変更37.5ha以上	土地形状変更5ha以上
3 鉄道の建設			
	長さ7.5km以上	長さ3.75km以上	長さ3.75km以上 又は 土地形状変更5ha以上
4 飛行場の建設			
	滑走路長1,875m以上		滑走路長1,875m以上 又は 土地形状変更5ha以上
5 発電所の建設			
火力発電所	出力11.25万kW以上		出力11.25万kW以上 又は 土地形状変更5ha以上
水力発電所	出力2.25万kW以上		出力2.25万kW以上 又は 土地形状変更5ha以上
風力発電所	出力1,000kW以上		出力1,000kW以上 又は 土地形状変更5ha以上
太陽光発電所	敷地面積50ha以上 又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積25ha以上 又は 森林伐採面積10ha以上	敷地面積5ha以上
6 廃棄物処理施設の建設			
ごみ焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	処理能力75t/日以上 又は 土地形状変更5ha以上
し尿処理施設	処理能力150kl/日以上	処理能力75kl/日以上	処理能力75kl/日以上 又は 土地形状変更5ha以上
最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積7.5ha以上	埋立面積5ha以上
焼却施設	処理能力150t/日以上	処理能力75t/日以上	処理能力75t/日以上 又は 土地形状変更5ha以上
7 埋立又は干拓	面積25ha以上	—	面積5ha以上
8 土地区画整理事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
9 新住宅市街地開発事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
10 新都市基盤整備事業	面積50ha以上	—	土地形状変更5ha以上
11 流通業務団地造成事業	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
12 住宅団地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
13 工業団地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
14 農用地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
15 残土の処分	面積25ha以上	面積12.5ha以上	土地形状変更5ha以上
16 土石の採取	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
17 レクリエーション施設用地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
18 複合開発用地の造成	面積50ha以上	面積25ha以上	土地形状変更5ha以上
19 下水道終末処理場の建設	面積7.5ha以上	—	面積5ha以上
20 工場等の建設 (火力発電所含む)	排出ガス量10万Nm ³ /時以上 又は 排出水量1万m ³ /日以上		
21 高層建築物の建設	高さ100m以上 かつ 延べ面積5万m ² 以上		
22 リゾートマンション又は リゾートホテルの建設	延べ面積5万m ² 以上		延べ面積5万m ² 以上 又は 土地形状変更5ha以上
23 都市公園の建設	土地形状変更50ha以上	土地形状変更25ha以上	土地形状変更5ha以上
24 河川又は海岸の改変 (国土保全を目的とするものを除く)	—	—	土地形状変更5ha以上

※【特定区域】＝南アルプスユネスコエコパークの区域、南アルプス国立公園特別地域、奥大井県立自然公園特別地域、日本平・三保松原県立自然公園特別地域

※【事業の規模等の算定方法】

- ・②都市計画区域外において行われる事業で、当該事業が③特定区域内にわたる場合には、当該特定区域の規模等を加える
- ・①都市計画区域内において行われる事業で、当該事業が②都市計画区域外又は③特定区域内にわたる場合には、当該都市計画区域外又は特定区域の規模等を加える

2-3 太陽光発電設備の適正導入ガイドライン

太陽光発電の導入が急速に進む中、景観、環境、防災などの観点から、事業者と地域住民との間でトラブルが発生する事例が全国的に散見されるようになり、その対策が必要となっていました。

そのため、本市は「静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン」を策定し、2020（令和2）年4月1日から適用しています。



「静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン」のポイント

■エリア設定

地域における特性を踏まえ、「立地を避けるべきエリア」、「慎重な検討が必要なエリア」を設定し、公表・周知することで、事業者に対し適切な場所への発電所の設置を促す。

■入念な事前協議（行政機関との協議、地域住民との調整）

事業者との事前協議や調整を通じて、法的トラブルや事業者と地域住民との間のトラブルを未然に防ぐ。

■事業の各段階における届出制（事業概要書等の届出）

事業者からの届出により情報を入手し、関係機関等との迅速な情報共有を図る。

■適切な管理

施工中における安全・周辺環境への配慮、稼働中における維持管理・報告、事業終了時の適正な撤去・処分といった、適切な管理を事業者へ求める。

●ガイドラインの対象となる設備

本ガイドラインの対象となる設備は次のとおりです。

- ①出力40kW以上、または敷地面積^{※1}400m²以上の太陽光発電設備（ただし、建築物へ設置するものは対象外。）
 - ②上記規模に満たない事業であっても、設置しようとする設備から10m以内に設備を有する他の太陽光発電事業^{※2}があり、かつ本事業と当該他事業の敷地面積の総和が400m²以上となる設備。
- （注）近隣に別の太陽光発電設備がある場合には注意が必要。

※1「敷地面積」とは、太陽光発電事業を実施するために必要となる区域（法令上必要な残置森林・造成森林、調整池、場内通路、駐車場及び採光のために伐採した森林等を含む。）の面積をいう。

※2「他の太陽光発電事業」は、近接（他事業相互の設備間の最短距離が10m以内。）する複数の太陽光発電事業からなる場合もある。

●「立地を避けるべきエリア」及び「慎重な検討が必要なエリア」

本ガイドラインでは、その地域の特性や太陽光発電の現状を踏まえた上で、ユネスコエコパーク登録地域（核心地域、緩衝地域）などを「立地を避けるべきエリア」、風致地区などを「慎重な検討が必要なエリア」として明示しています。仮にこれらエリアにおいて事業実施する場合には、立地場所の変更も含め入念な検討が必要としています。

●実施・配慮すべき事項

本ガイドラインでは、計画・立案、設計・施工、維持管理、撤去・処分などの各段階において、実施・配慮すべき事項を示しています（詳細については、ガイドラインを参照。）。

第7章 計画の推進方策

第1節 推進体制

本計画の着実な推進を図るため、以下の推進体制を構築して運用を図ります。

1-1 市民・事業者

●市民

市民は、市民の取組を積極的に推進していくとともに、行政が行う施策や事業に協力します。また、地域組織や市民活動団体などでの活動に参加し、市民自治の意識を高めていくことが望まれます。

●事業者

事業者は、事業者の取組を積極的に推進していくとともに、行政が行う施策や事業に協力します。また、近年では企業の社会的責任の考え方のもと、積極的に環境保全活動を行っている事業者も多く、これらの活動を拡大していくことが望まれます。

●地域組織・市民活動団体

地域には自治会・町内会や子ども会などの組織があります。このような地域組織では、現在、すでに美化活動などの環境保全活動が行われており、今後も環境保全や環境教育の場としても活躍が期待されます。

市民活動団体・NPOは、専門的な立場から環境保全活動の推進に当たって主導的な役割が期待されます。

1-2 環境審議会

●静岡市環境審議会

第3次計画の点検・見直しなどの進行管理は、「静岡市環境政策連携統括会議」からの報告を踏まえ、条例第31条に基づく静岡市環境審議会が行います。

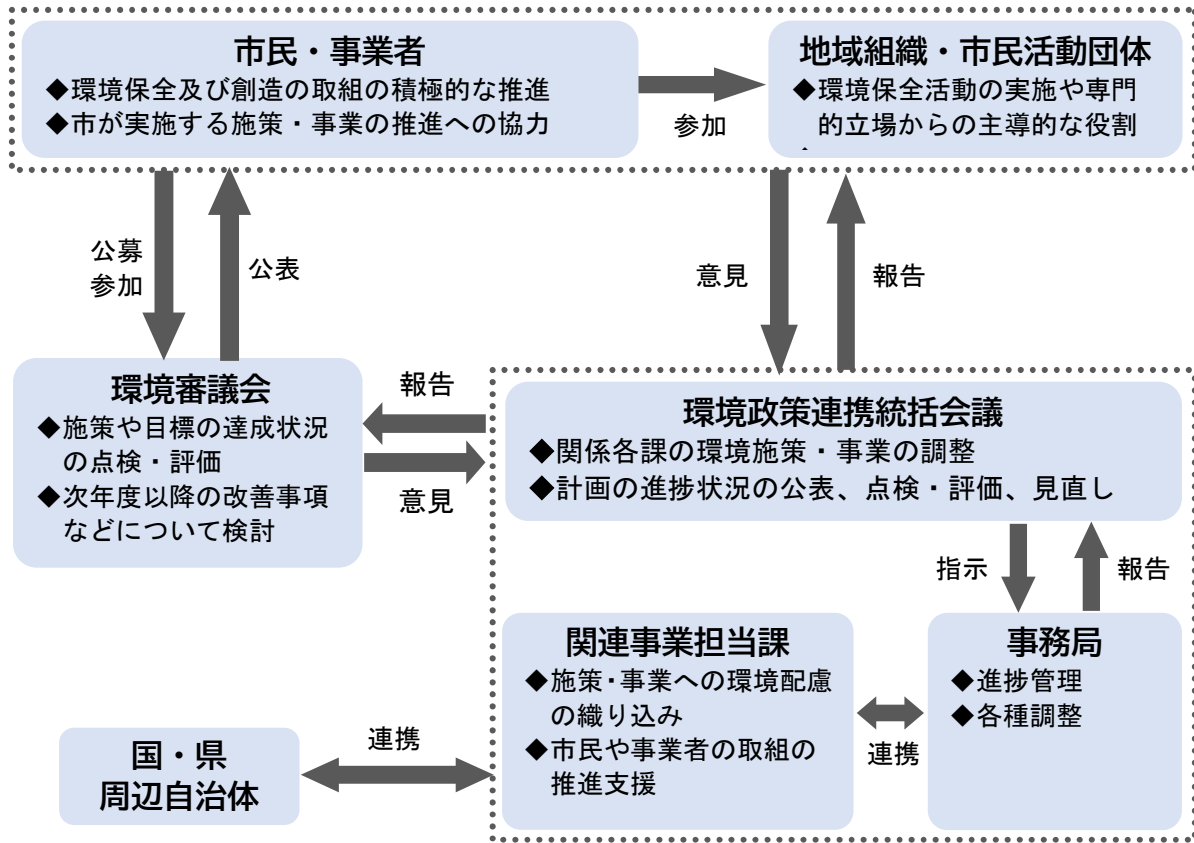
1-3 行政

●静岡市環境政策連携統括会議

第3次計画が定める基本方針及び基本目標に即して、目標達成に向けた施策の推進を図ります。また、計画の進捗状況について、市の施策・取組を中心に把握して公表、点検・評価、見直しなどを行います。

●担当課

環境部門のみならず、市民生活・経済・都市計画などの各部門において各種施策や事業を実施します。事業実施の際には、環境への配慮を行うことによって、市の施策・取組を着実に推進していきます。また、市民や事業者の取組に対する支援などを積極的に行います。



【図 90】 推進体制のイメージ図

第2節 進行管理

計画を着実に推進していくためには、施策や取組の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直していく必要があります。ここでは、計画の進行管理の方法について示します。

2-1 環境マネジメントシステムの活用

本市では、様々な環境問題に迅速かつ柔軟に対応し、実効性の向上を図るため、2012（平成24）年度から静岡市独自の環境マネジメントシステムを運用しています。このシステムが適切に運用され、有効に機能しているか、PDCAサイクルによる継続的な改善と推進を図ります。

2-2 年次報告書の公表

第3次計画の進捗状況は、条例第12条に基づき作成します。環境の保全に関する施策の実施、評価などを明らかにした「年次報告書」を通じて公表します。

また、ウェブサイトを活用した公表や、広報紙による概要の報告なども積極的に実施します。

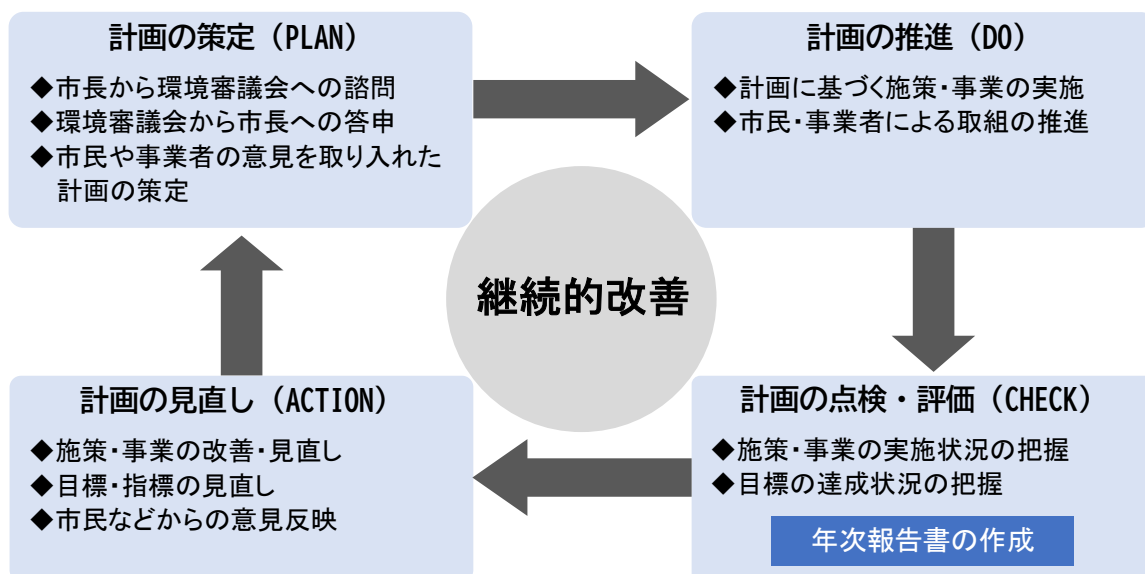
2-3 調査・研究の推進

環境保全に必要な施策の推進には、環境の状況の把握、変化の予測など、地球環境を含めた調査研究が必要です。このため、市内に立地する大学、民間企業などとの連携による調査・研究などを推進します。

2-4 広域連携などの推進

環境問題の中には、地球環境問題への対応など本市単独の取組では解決できないものが少なくありません。したがって、国や県との連携を一層強化していくとともに、広域的に対処すべき環境問題への対策強化などを引き続き要望していきます。また、本市の環境保全を推進するために、国や県の進める環境施策に協力していきます。

さらに、周辺自治体や先進的な取組を行っている全国の自治体などとの積極的な情報交換を行うとともに、連携が必要な環境問題についての協力体制を構築していきます。



【図 91】 PDCA サイクルによる継続的な改善

資料編

資料 1 静岡市環境基本条例

静岡市環境基本条例

平成16年3月25日

条例第34号

改正 平成18年10月16日条例第110号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策(第11条—第24条)

第3章 施策の推進体制の整備等(第25条—第28条)

第4章 地球環境の保全の推進(第29条・第30条)

第5章 環境審議会及び環境政策会議(第31条・第32条)

第6章 雑則(第33条)

附則

私たちの静岡市は、静岡県の政治、経済、文化及び情報の中核都市として機能する一方、高峰が連なる南アルプスから景勝三保の松原に代表される駿河湾に至る広大な市域を有している。その中には、国土の保全や水源のかん養等の多面にわたる機能を有し、先人が守り育ててきた森林があり、全国に誇れる清澄な水が流れ、まちなかの水辺や緑といった身近な自然があり、長い歴史に培われた都市がある。そして、これらの豊かな環境は、市民に潤いと活力を与え、その生活や文化を育み、賑わいのあるまちの基礎となり、市民の誇るべき財産となってきた。

しかし、今日の発展を支えてきた事業活動や利便性を追求した生活の営みは、資源やエネルギーを大量に消費し、私たちの社会を取り巻く環境に多大な負荷を与え、更に私たちの生活そのものを脅かす要因の一つとなっている。今日の環境問題は、一地域だけの問題にとどまらず、地球温暖化、野生生物の種の減少等地球全体に影響を及ぼす問題となっている。

私たちは、豊かな環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない環境を将来の世代に引き継いでいく責務があるとの認識の下に、環境を構成する大気、水、土壌等への負荷が自然界の物質の適正な循環を損なわないよう、環境と人の活動との調和を図りながら、これまで以上に環境への配慮を基本としたまちづくりを総合的かつ計画的に推進していかなければならない。

静岡市は、このまちに集う人の協働により、市の豊かな環境を守り、維持し、又は回復するのみならず、より良い環境を創り出すことを含めた環境の保全を進め、ひいてはすべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を創造するため、市民の総意として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、市の基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来のすべての市民

が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(良好な環境の保全と将来への継承)

第3条 すべての者は、市民にとって安らぎや潤いが実感できる健康で快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を保全し、これを将来の世代へ継承していかなければならない。

(環境の共有性の認識)

第4条 すべての者は、市のいずれの地域における環境も、すべての市民共有の財産であるとの認識の下、生態系の多様性に配慮しつつ、自然との触れ合いのあるまちの実現を目的として、自然環境を維持し、及び向上させることについて、行動しなければならない。

(環境の有限性の認識)

第5条 すべての者は、環境に関する資源が有限であるとの認識の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能 なまちを構築することを目的として、自主的かつ積極的に行動しなければならない。

(地球環境への影響の認識)

第6条 すべての者は、その日常生活、事業活動及び施策において、それが地球環境に影響を及ぼしうることを認識しなければならない。

(環境の保全の尊重)

第7条 第3条から前条までに定める理念を実現するため、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じた公平な役割を分担し、その社会的経済的活動を行う際に、環境の保全を最大限尊重しなければならない。

(市民の責務)

第8条 市民は、第3条から前条までに定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負

荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、その事業活動に伴い生ずる環境への負荷の低減、周辺の景観の確保その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第10条 市は、基本理念にのっとり、自ら率先して環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全を図るうえで市民及び事業者並びにこれらが組織する団体（以下「市民等」という。）の意見の聴取及び反映に努めるとともに、市民等が環境の保全のために行う活動を支援し、及びこれに協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(環境基本計画)

第11条 市長は、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (2) 環境の保全のために、市民、事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民等の意見を聴取し、これを環境基本計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第31条に規定する静岡市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更の場合について準用する。

(年次報告書)

第12条 市長は、各年度における市の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施、評価等を明らかにした報告書

（以下「年次報告書」という。）を作成し、及び公表しなければならない。

(施策の評価)

第13条 市は、市の環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全についての配慮を行うため、第32条に規定する環境政策会議における検討、調整及び着手後における評価を経てその結果を反映する措置を講ずるものとする。

- 2 前項の検討、調整及び評価は、当該施策の内容が基本理念に合致するものであるか否かを基準として行われなければならない。

(環境影響評価のための措置)

第14条 市は、市の環境に影響を及ぼすと認められる事業の実施に当たっては、あらかじめその事業に係る環境への影響について調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

- 2 市は、市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第15条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 市は、自然環境の保全を図るため、生態系の多様性の確保等の自然環境の適正な保全に対して支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(公害等の処理)

第16条 市は、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、必要に応じ他の関係機関と協力してその適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第17条 市は、環境の保全を図るために特に必要があると認めるときは、市民等が実施する環境の保全に関する措置について、市民等との間に公害の防止その他の環境の保全に関する協定を締結し、その履行を確保するものとする。

(環境への負荷を低減させる措置等)

第18条 市は、環境への負荷を低減させるため、施設の整備その他の措置が市民等により講じられることが、必要であると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るために特に必要があると認めるときは、市民等に適正な経済的負担を求めることにより、自ら環境への負荷の低減に努めることを促す措置を講ずるものとする。
- 3 市は、環境への負荷の低減に資する技術の開発、製品の製造、役務の提供等を行う産業を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用の促進に向けた取組)

第19条 市は、廃棄物の発生抑制その他の環境の保全に資するため、それぞれの資源の特性に応じた有効な利用の確保を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。）への需要の転換を図るとともに、これを促進する意義に関し市民等の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市民等は、前項に規定する環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するよう努めるものとする。

（環境への負荷の少ないエネルギーの利用への転換等）

- 第20条 市は、地球温暖化の防止その他の環境の保全を図るため、太陽光、風力等の環境への負荷の少ないエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進するものとする。
- 2 市は、市民等に対して、環境への負荷の少ないエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を円滑に進めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市民等は、地球温暖化の防止その他の環境の保全を図るため、環境への負荷の少ないエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進するよう努めるものとする。

（公共的設備の整備等の推進）

- 第21条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（森林等の保全及び利用等）

- 第22条 市は、森林、農地、河川、海岸等（この条において「森林等」という。）が有する環境の保全上の機能に鑑み、森林等の保全並びにその適正な利用及び管理に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（教育及び学習の振興）

- 第23条 市は、環境の保全に関して市民等が活動を行う意欲を増進させるため、学校、家庭、地域、職場等において学習の場が設けられるよう、情報の伝達、施設の整備等に努め、及び知識を有する人材の育成を推進することにより、環境に関する教育及び学習の振興を図るものとする。

（市民等の自発的な活動の促進等）

- 第24条 市は、市民等が行う環境美化、再生資源の回収、緑化の推進、希少動植物の保護等の環境の保全に関する自発的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、前項の規定により措置を講ずるときは、環境の保全に関する自発的な活動を行う者の連携の構築や強化に配慮し、その者が行う活動の円滑な実施に努めるものとする。
 - 3 市は、事業者が自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための自発的な活動に取り組むことを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 施策の推進体制の整備等 （監視体制の整備等）

- 第25条 市は、公害を防止するため、監視、測定及び検査の体制の整備並びに調査及び研究の措置を講じなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全を図るため、調査及び研究の措置を講じなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、監視、測定及び検査の体制の整備並びに調査及び研究の措置を講ずるよう努めなければならない。

（情報及び市民意見の収集等）

- 第26条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、市民等がこれらの情報を共有し、その適切な利用を図ることができるように必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境の保全に関する市民等の意見を収集し、当該意見を市の施策に反映させるよう努めるものとする。

（国等との協力）

- 第27条 市は、広域的な取組を必要とする施策については、国、静岡県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

（財源の確保）

- 第28条 市は、環境の保全に関する施策の円滑な推進のために必要な財源の確保に努めるものとする。

第4章 地球環境の保全の推進

（情報の提供等の推進）

- 第29条 市は、市民等の日常的活動が地球環境に与える影響について必要な情報を提供する等地球環境の保全に関する活動の助長に資する施策を推進するものとする。

（国際協力の推進）

- 第30条 市は、地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 環境審議会及び環境政策会議

（静岡市環境審議会）

- 第31条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、静岡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。
 - （1）環境基本計画に関すること。
 - （2）前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項
 - （3）他の条例の規定によりその権限に属された事項
 - （4）前3号に掲げるもののほか、必要があると認める事項
 - 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
 - 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - （1）学識経験がある者
 - （2）市民
 - （3）市民団体の代表者
 - （4）事業者の代表者
 - （5）関係行政機関の職員
 - 5 市長は、前項第2号に掲げる審議会の委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
 - 6 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（平18条例110・一部改正）

（静岡市環境政策会議）

- 第32条 第13条第1項に規定する検討、調整及び評価等を行うため、静岡市環境政策会議（以下「環境政策会議」という。）を置く。
- 2 環境政策会議は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 第13条第1項の規定による施策の策定の際の検討、調整及び評価に関すること。

(2) 市の環境の保全に関する施策についての総合的な調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

3 環境政策会議は、委員若干人をもって組織する。

4 委員は、市職員のうちから市長が任命する。

第6章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第32条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(適用)

2 第12条の規定は、平成16年度に係る年次報告書から適用する。

附 則 (平成18年10月16日条例第110号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

資料 2 静岡市環境審議会委員名簿

氏名	所属・役職等	備考
石田 明生	常葉大学社会環境学部 社会環境学科 教授	
伊吹 裕子	静岡県立大学食品栄養科学部 環境生命科学科 教授	会長
小杉山 晃一	常葉大学社会環境学部 社会環境学科 准教授	
浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 社会環境学科 准教授	
森田 明雄	静岡大学 理事	副会長
吉川 尚	東海大学海洋学部 水産学科 教授	
木村 浩之	静岡大学グリーン科学技術研究所 グリーンエネルギー研究部門 教授	
渡辺 年宏	市民委員	
坂本 和則	市民委員	
狩野 美佐子	市民委員	
竹内 光子	しずおか市消費者協会 会長	
鈴木 玲子	NPO 法人しずおか環境教育研究会 理事	
小野田 和靖	静岡市環境保全推進協力会 会長	
立松 明憲	国土交通省静岡河川事務所 所長	
高嶺 透	静岡地方气象台 台長	

令和5年1月30日時点

資料 3 計画策定の経緯

2021(令和3)年	会議等の名称	検討・審議内容・備考
11月 10日	令和3年度第1回静岡市環境審議会	策定方針の意見聴取
2022(令和4)年	会議等の名称	検討・審議内容・備考
3月	静岡市環境基本計画策定に係る市民意識調査	回答率 45.0% (1,349人/3,000人)
7月 20日	令和4年度第1回環境政策連携統括会議	計画骨子の検討
7月 27日	令和4年度第1回静岡市環境審議会	諮問、計画骨子の審議
11月 7日	令和4年度第2回環境政策連携統括会議	計画案の検討
17日	令和4年度第2回静岡市環境審議会	計画案の審議
25日	静岡市重要政策検討会議	計画案の検討
12月 6日	パブリックコメントの実施(1月10日まで)	環境創造課窓口、各区役所の市政情報コーナー、市ホームページで閲覧
2023(令和5)年	会議等の名称	検討・審議内容・備考
1月 20日	令和4年度第3回環境政策連携統括会議	計画案の検討
30日	令和4年度第3回静岡市環境審議会	計画案・答申案の審議
2月 3日	市長に第3次環境基本計画(答申)を提出	
8日	静岡市経営会議	
3月	計画策定	

資料4 用語解説

あ行

■アイドリング

自動車の停車中にエンジンをかけたままにすること。不必要なアイドリングは、ガソリンの無駄遣いだけでなく、大気汚染や地球温暖化の原因となる。

■悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。「環境基本法」により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害の一つになっている。

■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐磨耗性にすぐれているため、被覆・建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、1989（平成元）年に「大気汚染防止法」に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

■アドプトプログラム

市民と行政などが協働で進める環境活動のこと。「アドプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路・公園など公共の場所の里親となり、定期的・継続的に環境活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。

■ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に働くことができる」というイメージをわかりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。

■エコアクション21

中小事業者などの環境への取組を支援するとともに、その取組を効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。二酸化炭素や廃棄物排出量などを把握し、省エネルギーや廃棄物の削減・リサイクルなどに取り組むことが規定されている。

■エコクッキング

買い物からはじまり、献立、調理、食事、片づけ、排水やごみ処理など、毎日の食生活全般にわたって環境を大切に暮らしを考え、行動すること。「エコ」はエコロジカル（生態学的）とエコノミカル（経済的）の両方の意味を表している。

■エコツーリズム

自然や文化などの環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。環境と経済の好循環をもたらす取組として注目されている。

■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレー

キを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

■エリートツリー

地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。

■オクシズ

静岡市の中山間地の総称であり、「奥静岡エリア」の愛称。豊かな自然やささいな景色、温泉など魅力にあふれた地域として注目されている。

■温室効果ガス

大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を暖めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。主なものは二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などがある。

か行

■カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。「ゼロカーボン」などともいう。

■外来種

もともとその生物が生息・生育していなかった地域に、貿易や人の移動などの人間活動によって意図的・非意図的に持ち込まれた生物のこと。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多く、比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■ガバナンス

「統治」「支配」「管理」を意味しており、企業経営だけでなく、あらゆる組織の統治プロセスのこと。

■環境基準

環境基準は、「環境基本法」で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

■環境基本計画

「環境基本法」の規定に基づき、1994（平成6）年に策定された計画。「循環」「共生」「低炭素」が実現される社会を構築するための施策の大綱、各主体の役割などが定められている。適時見直しを実施され、2018（平成30）年4月には「第五次環境基本計画」が閣議決定された。

■環境基本法

1993（平成5）年11月に制定された環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■環境保全型農業

農薬、化学肥料などの使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業のこと。

■環境マネジメントシステム

EMS(Environmental Management System)の日本語訳で、事業活動による環境負荷の低減を目指すための環境管理の仕組みのこと。

■間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

■涵養機能

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

■緩和

温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うこと。省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、二酸化炭素貯留（CCS）の普及、植物による二酸化炭素の吸収源対策などがあげられる。一方、もうひとつの地球温暖化対策として「適応」がある。

■気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

各企業の気候変動への取り組みを具体的に開示することを推奨する国際的な組織のこと。TCFD（Task force on Climate-related Financial Disclosure）と呼ばれる。

■クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことができる」というイメージをわかりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称である。

■グリーン水素

再生可能エネルギーなどを使って、製造工程において二酸化炭素を排出せずにつくられた水素のこと。

■グリーンツーリズム

都会では味わえない農山漁村の豊かな自然と親しみ、その自然に調和して営まれる農林体験などを楽しみながら学び、地域の生活、伝統文化、人々とふれあってゆっくりと滞在することを目的とした余暇休暇の総称。

■光化学オキシダント

自動車や工場などから排出された窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線によって光化学反応を起こし、オゾンなどの酸化物質が生成される。これらの物質が高い濃度になり、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物にも影響を与えるものを光化学オキシダントという。

■高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ型などがある。

■国際イニシアティブ

企業が取り組んだ気候変動対策に対しての情報・評価の国際的基準であり、TCFD、SBT、RE100などがある。

■コンソーシアム

「共同事業体」という意味で、企業や組織、政府機関などからなり、ひとつの事業を遂行するために集まった団体、共通の目的に沿った活動を行う団体。

さ行

■再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草地などで構成される地域概念であり、生物多様性の面でも重要な役割を果たしている。

■市街化区域

都市計画区域のうち、すでに市街地になっている区域や公共施設の整備や面的な整備を行うことによって積極的に市街地を形成していく区域。

■市街化調整区域

都市計画区域のうち、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない区域。ただし、一定規模までの農林水産業施設や公的な施設などは可能である。

■次世代エネルギーパーク

再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、実際に国民が見てふれる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進を図る計画を経済産業省が認定するもの。

■次世代自動車

ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車などを次世代自動車と呼ぶ。

■臭気指数規制

人の臭覚を使ってにおいを判断し、その結果から算出された「臭気指数」を使って工場などからの悪臭の排出を規制するもの。

■集団回収

同じ地域に住む人々が、一定の時間と場所を決めて、古紙などの再生資源を大量に集めて回収業者に引き渡す回収方式。集団回収の中心となるのは、自治会・町内会、こども会、婦人会、PTAなどで、地域の事情に応じた運営がされている。

■循環経済（サーキュラーエコノミー）

資源投入量・消費量を抑えつつ、ストック（既存の資源）を有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済のこと。

■小水力発電

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象では、出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶ。用水路、小河川、道路脇の側溝の水流、水道など、様々な水流を利用して発電を行うこと。

■水素ステーション

燃料電池自動車の動力源である水素を製造・供給するための施設。水素を輸送して貯蔵するオフサイト型と、都市ガスを改質するなどして水素をその場で製造するオンサイト型がある。

■生物多様性

全ての生物の間に違いがあることを指す。「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの段階で多様性がある。

■生物多様性基本法

わが国初の生物多様性の保全を目的とした基本法として、2008（平成20）年6月から施行されている。生物多様性のもたらす恵沢を次の世代に引き継いでいくため、事業計画の立案段階で事業者が環境アセスメントを実施するよう国に必要な措置を求めるなど、生物多様性の保全施策に関する規定を整備した。また、政府による「生物多様性国家基本計画」の策定や、地方自治体による計画策定なども定めている。

■生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、「生物多様性国家戦略」を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。各地方自治体は単独で、あるいは共同して策定するよう努めることとされている。

■世界遺産

1972（昭和47）年の第17回ユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」の略称。人類にとって普遍的な価値を有する世界の文化遺産、自然遺産を、特定の国や民族のものとしてだけでなく、人類のかけがえのない財産として、各国が協力して守っていくことを目的としている。

た行

■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質がダイオキシン類として定義されている。

■脱炭素先行地域

2030（令和12）年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロを実現するとともに、運輸部門や熱利用なども含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、わが国全体の2030（令和12）年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。

■脱炭素ドミノ

脱炭素に向けた取組を地域が主体となって行動し、その取り組みが全国の各地域に広がることを意味する。

■地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画（区域施策編）と都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画（事務事業編）がある。区域施策編は、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務があり、事務事業編は、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。

■地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。1998（平成10）年10月に公布され、1999（平成11）年4月から施行されている。

■地中熱

地中の温度が15℃程度であることを利用して給湯や冷暖房、床暖房などに利用すること。具体的には、数m～100mの深さまで掘った地下に地中熱交換器を埋設し、交換器内で不凍液や水などを循環させて熱交換を行う。

■鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

■適応

すでに起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」という。防災・減災対策や農作物の品種変更、熱中症や感染症への対策などがある。一方、もうひとつの地球温暖化対策として「緩和」がある。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、「外来生物法」によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管または運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。

な行

■二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■二酸化窒素 (NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■二次林

過去に伐採・山火事・風害などの影響を受けた後、植物体の再生や土中の種子が成長して成立した樹林。

■燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことができる。

■燃料電池自動車 (FCV)

発電装置として燃料電池を搭載した自動車のこと。燃料電池では、水素と酸素を化学反応させて電気を発生させる。エネルギーの利用効率が高く、排出ガスがクリーン(燃料として水素を使う場合は、排出されるのは水のみ)である。

■野焼き

法律で認められた方法以外で物を燃やす行為をいう。家の庭先などでごみを燃やすことは野焼きになる。しかし、どんど焼きなどの風俗習慣上または宗教上の行事、焼き畑などの農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものなどは例外とされている。

は行

■バーチャルパワープラント (VPP)

仮想発電所を意味する言葉で、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車など小規模なエネルギー源を IT 技術により制御し、発電所と同等の機能を提供すること。

■パートナーシップ

市民・事業者・市など立場が違う者同士が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念をもち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係のこと。

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動する自動車。

■ハザードマップ

どこでどのような災害が起こるかを予測する地図。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難経路、避難場所などの情報が図示されている。

■ビオトープ

生物を表す「ビオ」と場所を表す「トープ」を組み合わせたドイツ語の造語で、「生物生息・生育空間」と訳される。

■ビオトープネットワーク

ビオトープや屋上緑化などを組み合わせ計画し、鳥や昆虫などが自由に活動、移動できるように、生物の生息空間を人の手によってつくりだすこと。ビオトープネットワークの手法としては、里山林や公園などを緑の回廊でつなぐ

ことや、公園と公園の間に「踏石」となる小ビオトープをつくるなどがある。

■微小粒子状物質 (PM_{2.5})

浮遊粒子状物質より小さい粒子で、粒径が2.5マイクロメートルの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。通常の浮遊粒子状物質よりも肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いといわれている。

■フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動である。

■浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

■ブルーカーボン

海洋生物の作用によって、大気中から海中へ吸収された二酸化炭素由来の炭素のこと。

■ポジティブインパクトファイナンス

企業活動が「環境・社会・経済」のいずれかに与えるインパクトを包括的に分析・特定し、ポジティブインパクトが期待できる活動とネガティブインパクトを低減する活動を支援するもの。

ま行

■マイクログリッド

小規模電力網とも呼ばれ、エネルギー供給源と消費施設を一定の範囲でまとめて、エネルギーを地産地消する仕組みのこと。

■水循環基本法

健全な水循環の維持と回復を図るため、水循環に関する施策の基本理念や、国・地方自治体・事業者・国民の責務を定めた法律。2014(平成26)年4月に公布され、同年7月1日に施行された。水を「国民共有の貴重な財産」と位置づけ、政府による水循環基本計画の策定、国などによる流域管理などを定めている。

■メガソーラー

出力1,000キロワット(=1メガワット)程度以上の規模を有する太陽光発電システムのこと。

■モーダルシフト

自動車などに偏った輸送機関を鉄道、船舶、バスなどの公共的な輸送機関に移行させること。

や行

■ユネスコエコパーク

生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的としてユネスコが開始し、ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏

(MAB:Man and the Biosphere)計画における事業の一つ。地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶとともに、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取組である。

■溶融スラグ

焼却灰を高温で溶かし(溶融)、灰に含まれるダイオキシン類を分解し、重金属を封じ込め、水で急速に冷すことにより生成される安全なガラス状固化物。砂の替わりとして建設資材に利用することができ、天然資源の保護及び最終処分場の延命化などが期待されている。

ら行

■リバーフレンドシップ制度

河川美化活動を行政機関が支援する制度で、静岡県「協働」事業の一環として2004(平成16)年2月から施行されている。県が管理する一定区間において、住民や利用者などがリバーフレンドとなり、清掃や河川美化活動を行うことにより、意識向上や身近な環境保護に関する意識啓発につなげていくことを目的としている。

■レッドリスト

国際自然保護連合(IUCN)が世界各国の専門家の協力によって作成した絶滅のおそれのある種のリスト。

■六フッ化硫黄(SF₆)

強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている気体。耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。

■倫理的消費(エシカル消費)

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

英数

■AI(人工知能)

Artificial Intelligenceの略。人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

■BDF(バイオディーゼル燃料)

Bio Diesel Fuelの略。菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃てんぷら油を原油として燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーの一つ。

■BEMS(ビルエネルギー管理システム)

Building and Energy Management Systemの略。ビルなどの建物内で使用する電力消費量などを計測し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、エネルギーの適正化を実現するエネルギー管理システムのこと。

■BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demandの略。河川水や排水の汚濁の程度を示す。水中の微生物により有機物が分解されるときに消費される酸素の量で、数値が高いほど有機物による汚染が進んでいることになる。

■COD(化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demandの略。海水や湖沼の汚濁の程度を示す。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸素の量で、数値が高いほど有機物による汚染が進んでいることになる。

■COOL CHOICE

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、日々の生活の中であらゆる「賢い選択(COOL CHOICE)」をしていく取組であり、環境省が実施している国民運動のこと。

■CSR(企業の社会的責任)

Corporate Social Responsibilityの略。具体的には、寄附や慈善活動、環境保全といった本来の事業活動とは無関係に、あくまで企業としての義務感を持って行う活動である。

■CSV(共通価値の創造)

Creating Shared Valueの略。本業として社会問題の解決に取り組むことを意味する。利益を度外視して義務的に行うCSRとは異なり、「利益を獲得する」という目的を解決するために社会的な意義のある事業を行う点が特徴である。

■ESG投資

Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)の頭文字をとったもの。企業が長期的に成長するためには、ESGへの取組が重要との見方が広まりつつある。近年では、このESGの観点から企業を分析して投資する「ESG投資」が注目されている。

■EV(電気自動車)

Electric Vehicleの略。近年、資源制約や環境問題への関心の高まりを背景に、電気自動車が注目を集めている。

■FCV(燃料電池自動車)

Fuel Cell Vehicleの略。発電装置として燃料電池を搭載した自動車のこと。水素と酸素を化学反応させて電気を発生させる。エネルギーの利用効率が高く、排出ガスがクリーンである。

■FEMS

Factory Energy Management Systemの略。工場のエネルギーを管理するシステムのこと。工場内の配電設備、空調設備、照明設備、製造ラインといった設備の電力使用量のモニターや制御を行う。

■FIT(固定価格買取制度)

Feed in Tariffの略。経済産業省が2012(平成22)年7月に開始した「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のこと。買取期間が過ぎてFIT制度の適用が終了することを「卒FIT」という。

■HEMS(ホームエネルギー管理システム)

Home Energy Management Systemの略。住宅の空調や照明などのエネルギー消費機器、太陽光発電システムやコージェネレーションシステムなどのエネルギー生産機器、発電した電気などを備える蓄電池や電気自動車(EV)などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適や

エネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

■IoT

Internet of Thingsの略。モノのインターネットのことで、私たちの身の回りの様々な物がインターネットに接続され、一方から監視をするだけでなく、情報の行き来をさせることにより、相互に制御する仕組み。

■IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同で設置した研究機関「気候変動に関する政府間パネル」のこと。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われている。

■MaaS

Mobility as a Serviceの略。バスや電車、タクシー、飛行機など、全ての交通手段による移動を一つのサービスに統合し、ルート検索から支払いまで継ぎ目なく(シームレス)つなぐ概念。

■NPO

NonProfit OrganizationまたはNot for Profit Organizationの略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

■OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）

Other Effective Area-based Conservation Measuresの略。国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のこと。

■PCB（ポリ塩化ビフェニル）

Polychlorinated Biphenylの略。ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油またはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された物が廃棄物となったものをいう。2001(平成13)年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が定められ、事業者が保管しているPCB廃棄物は自ら処分し、または、処分を他人に委託しなければならないことになっている。

■PDCA サイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

■PHV（プラグインハイブリッド自動車）

Plug-in Hybrid Vehicleの略。コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド自動車であり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

■PPA

Power Purchase Agreementの略。個人・企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を個人・企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と二酸化炭素排出の削減ができる。設備の所有は第三者が持つ形となるため、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。

■PRTR（化学物質排出移動量届出）法

Pollutant Release and Transfer Registerの略。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で、1999(平成11)年7月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み。

■RE100

Renewable Energy 100%の略。使用する電力の100%を再生可能エネルギーにより発電された電力にする事に取り組んでいる企業が加盟している国際的な企業連合である。

■SBT（企業版2℃目標）

Science Based Targetsの略。パリ協定(世界の気温上昇を産業革命前より2℃を十分に下回る水準(Well Below 2℃)に抑え、また1.5℃に抑えることを目指すもの)が求める水準と整合した、5年~15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガスの排出削減目標のことである。

■SDGs未来都市

内閣府が2018(平成30)年度よりSDGsの達成に向けた取り組みを積極的に進める自治体を公募し、経済・社会・環境の三側面の統合的取組により、新たな価値を創造する提案を行った自治体を認定する制度。

■VPP →バーチャルパワープラントを参照

■ZEB・ZEH

大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したビルをZEB(ゼブ:Net Zero Energy Building)、住宅をZEH(ゼッチ:Net Zero Energy House)という。

■30by30

2030(令和12)年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030(令和12)年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。



第3次静岡市環境基本計画

令和5年3月

静岡市環境局環境創造課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1306

URL <https://www.city.shizuoka.lg.jp>



この冊子は環境に配慮した
FSC®認証紙と植物油インキを
使用しています。